# 平成 16 年度 環境パフォーマンス指標のプロトコル に関する調査研究

~ 環境・社会パフォーマンス指標の計測・開示の充実に向けて~

# 報告書

2005 年 3 月 ニッセイ基礎研究所

の報告書の本文に 断基準等基づき、 生利用しにくいか	古紙配合率 70	%以上、白色原	度 70%程度以7	下の印刷用紙を(	使用しています	。ま

#### はじめに

本報告書は、環境省総合環境政策局環境経済課から(株)ニッセイ基礎研究所が受託した「平成16年度環境パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究」の結果をとりまとめたものである。

本調査の目的は、企業の裁量に任されている『環境パフォーマンス指標(EPI)』の計測や開示の範囲(バウンダリー)、ならびに『社会パフォーマンス指標(SPI)』の計測や開示の項目・単位について、現状を把握し課題を抽出することにある。

EPIの開示項目や計測単位については、環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」に示されているが、その計測・開示すべき範囲については明確な規定がない。一方、企業の社会的責任(CSR)が世界的にも関心が高まるなかで、倫理的・社会的問題にかかわるSPIについては、GRI(Global Reporting Initiative)などの国際的ガイドラインをはじめとして、環境省の「環境報告書ガイドライン(2002年度版)」でも開示が望ましい社会的項目として示されている。しかし、その適否については、開示の目的や効果を含めて様々な視点から議論されている。

本調査では上記のような状況認識を踏まえて、企業とステークホルダーの双方の立場から、『EPIの計測・開示範囲』と『SPIの開示項目、計測単位』に関する現状把握と論点整理、課題抽出、さらに可能ならば規定(プロトコル)としての大まかな方向性を検討するために、「プロトコル研究会」(正式には、環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会)を設置した。この研究会は都合6回開催された。ただし、本調査で得られた成果を直接的に何らかのガイドラインに採用するという意図はなく、あくまでも今後の幅広い議論につなげることが基本的な趣旨である。

本報告書は、第1章から第4章までの本編と資料編から構成される。第1章「プロトコル研究会の概要」に続いて、第2章「『EPIの範囲』に関する現状と課題」と第3章「『SPIの項目と単位』に関する現状と課題」ではプロトコル研究会での議論を整理した。これらを踏まえて、第4章では「EPI・SPIに関する今後の議論の方向性」について提案した。資料編には、一連のプロトコル研究会で事務局が提供した資料を載せた。なお、本研究会ではEPIやSPIの計測・開示主体として「企業」という表現を用いたが、本来は「事業者」であることを申し沿えておきたい。

末筆ながら、ご多忙にもかかわらず快くプロトコル研究会に参加いただいた企業の担 当者ならびに有識者の方々に、深く感謝の意を表する次第である。

> 平成17年3月 (株)ニッセイ基礎研究所 社会研究部門

# 平成16年度 環境パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究

~ 環境・社会パフォーマンス指標の計測・開示の充実に向けて~

# 【目次】

はじめに	
------	--

第1章	プロトコル研究会の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
1.1	調査目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.2	調査内容3
1.3	調査項目・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
1.4	プロトコル研究会の設置6
1.5	調査研究要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章	「EPIの範囲」に関する現状と論点 · · · · · · · 9
	「 E P I の範囲」に関する現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2.1.1 「EPIの範囲」に関する調査方法11
	2.1.2 「EPIの範囲」に関する調査結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
2.2	「EPIの範囲」に関する論点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・35
	2.2.1 「経営範囲」にかかわる論点 ·······35
	2.2.2 「ライフサイクル」にかかわる論点
	2.2.3 その他の論点・・・・・・・・・・・・39
2.3	「EPIの範囲」に関する今後の課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	2.3.1 基本的な枠組みの課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2.3.2 当面の実務上の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
<b>~</b> ~ ○ <del>*</del> =	
第3章	「SPIの項目と単位」に関する現状と課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3.1	「 S P I の項目と単位 」についての現状 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	3.1.1 「SPIの項目」に関する調査方法 ·············45
	3.1.2 「SPIの項目」に関する調査結果 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
3.2	「SPIの項目と単位」に関する論点と今後の課題 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	3.2.1 企業の立場からの論点····································
	3.2.2 ステークホルダーの立場からの論点
	3.2.3 「SPIの項目」に関する今後の課題77
第4章	<b>EPIとSPIに関する今後の議論の方向性 · · · · · · · · · · · · · · 87</b>
4.1	E P I の今後の議論の進め方について90
	4.1.1 E P I と S P I の整合性 ······90
	4.1.2 E P I の範囲の検討······90
4.2	SPIの今後の議論の進め方について92
	4.2.1 SPIの目的の明確化・・・・・・・92
	4.2.2 合目的かつ定量的なSPIの開発·····93
	4.2.3 SPIの範囲の検討·····93
4.3	企業の社会的責任の範囲に関する根本的な議論94
	4.3.1 目指すべき社会像と企業の社会的責任94
	4.3.2 拡大する企業の社会的責任の範囲・・・・・・・94
【プロ	]トコル研究会におけるEPI・SPI開発のための論点整理】 · · · · · · · · 96
資料編 (	〔プ <b>ロトコル研究会資料) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·</b>

#### 1.1 調査目的

わが国では「環境報告書」を自主的に発行する企業は 1000 社に達するとも言われる。しかしながら、自社の事業活動に伴う環境負荷(環境パフォーマンス)をどのように計測・収集し定量的に把握するか、またどのように開示するかについては模索が続いている。

『環境パフォーマンス指標(EPI)』の開示項目や計測単位については、環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」に示されている。しかし、EPIの計測・収集ならびに開示すべき範囲¹(バウンダリー)については明確な規定がない。

一方、環境報告書は「環境・社会報告書」や「サスティナビリティ報告書」、「CSR報告書」へと変貌しつつある。環境問題に加えて、倫理的・社会的問題にかかわる『社会パフォーマンス(SPI)』も開示されるようになってきたのである。GRIなどの国際的ガイドラインをはじめとして、環境省の「環境報告書ガイドライン(2002年度版)」などでも、開示が望ましい社会的項目が示されている。しかし、その適否については、開示の目的や効果を含めて、様々な視点からの積極的な議論が必要である。

以上のような状況認識と問題意識を受けて、本調査では『EPIの計測・開示範囲』と『SPIの開示項目、計測単位』に焦点を当て、事業者とステークホルダーの双方の立場から、現状把握と論点・課題の整理、さらに可能であれば規定(プロトコル)に関する考え方の方向性を検討するものである。

そこで、企業担当者 12 名と有識者 6 名から構成される「プロトコル研究会」(正式には、環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会)を設置した。ただし、本研究会の成果を直接的に何らかのガイドラインに採用するという意図はなく、あくまでも本研究会で得られた現状把握および論点整理や課題抽出の成果を、今後の幅広い議論につなげることが基本的な趣旨である。

#### 1.2 調査内容

上述の「1.1 調査目的」を受けて、本調査では「EPIの計測・開示範囲」と「SPIの開示項目、計測単位」に焦点を当てて検討するが、それぞれの分析視点は以下のとおりである(図表 1-1、1-2 参照)。

(1)環境パフォーマンス指標(EPI)の計測・開示範囲の検討

EPIの計測・収集に関する困難性の実態の把握

EPIの計測・収集すべき範囲(バウンダリー)の検討

EPIの開示範囲に関するステークホルダー要求の把握

<sup>1</sup> ここでいう「範囲」とは、採用すべき項目(パフォーマンス指標)の範囲ではなく、対象とする企業群の範囲および商品(製品・サービス)のライフステージの範囲等を指す。以下、本報告書の中で「範囲」の言葉を使う場合には、特に断わりのない限り、これと同じものとする。

#### (2) 社会パフォーマンス指標(SPI)の開示項目・計測単位の検討

- SPIの計測・収集・開示すべき項目の適否の検討
- SPIの開示項目に関するステークホルダー要求の把握
- SPIの計測・収集・開示すべき項目の単位の検討

図表 1-1 環境・社会パフォーマンス指標の検討に関する全体像

指標	開示項目	計測単位	計測・開示範囲
環境パフォーマンス 指標(EPI)	環境パフォーマンス 指標ガイドライン (2002年度版)	同左	本調査の検討課題
社会パフォーマンス 指標(SPI)	環境報告書ガイドライン(2002年度版) の適否検討	本調査の検討課題	今後の検討課題

(注)網掛けは、本調査の主たる検討範囲を示す。

図表 1-2 EPIとSPIの「2つのバウンダリー」の考え方 (例示)

ライフサイクル範囲 経営範囲	調達	生産	輸送	使用	廃棄・回収
国内主要事業所					
国内単独会社					
国内連結会社					
海外連結会社					
グループ企業					

(注)表示はしていないが、「サプライチェーン」も検討課題である。

# 1.3 調査項目

具体的な検討項目は以下のとおりである。詳細は図表 1-3 を参照されたい。

(1)環境パフォーマンス指標(EPI)の計測・開示範囲

事業者における環境経営(EMS)の範囲とEPIの計測範囲の乖離の実態 事業者における環境経営(EMS)の範囲とEPIの開示範囲の乖離の実態 EPIの計測・収集に関する困難性と経営的優先順位 事業者からみたEPIのあるべき開示範囲と課題 ステークホルダーからみたEPIのあるべき開示範囲と課題

(2) 社会パフォーマンス指標(SPI)の開示項目・計測単位 事業者からみた計測・収集・開示すべきSPI項目 ステークホルダーからみた計測・収集・開示すべきSPI項目 SPI項目の適切な計測単位(GRIなど計測方法の調査)

図表1-3 EPIとSPIの計測・開示に関する検討項目

# (1) E P I の範囲

	事業者	ステークホルダー
現状把握	環境経営(EMS)の範囲 EPIの計測・開示範囲	EPIの開示内容の理解しやすさ EPIの開示範囲の理解しやすさ
課題抽出	EPIの計測・開示の困難性 EPIの計測・開示の問題点	E P I の開示内容の改善点 E P I の開示範囲の改善点
方向性	EPI開示のあるべき範囲や記述	EPI開示の望ましい範囲や記述

(注)各検討項目の検討に当たっては、既存の調査データも参照する(資料編参照)。以下、同様。

# (2)SPIの項目

	事業者	ステークホルダー
現状把握	SPIの開示項目(分野)	SPIの開示内容の理解しやすさ
課題抽出	SPIの計測・開示すべき項目SPIの計測・開示上の問題点	SPIの開示内容の改善点
方向性	SPI開示が望ましい項目(分野)	SPI開示が望ましい項目(分野)

# (3)SPIの単位

	事業者	ステークホルダー
現状把握	SPIの定量的開示の単位	SPIの定量項目の理解しやすさ
課題抽出	SPIの計測単位の困難性	SPIの定量開示の改善点 SPIの定量開示が望ましい項目
方向性	SPI開示に望ましい単位	SPI開示に望ましい単位

(注) 本プロトコル研究会では「SPIの項目」の考え方の議論が中心となったため、SPIの項目を具体的に計測する「SPIの単位」については踏み込んだ議論はなされなかった。

# 1.4 プロトコル研究会の設置

座長、企業の担当者、有識者(ステークホルダーの立場)および事務局から構成されるプロトコル研究会(正式には、環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会)を 2004 年 10 月に設置した。それぞれのメンバーは以下のとおりである。

# 1.4.1 企業の担当者

企業からは 12 名参加いただいたが、業種を考慮して、それぞれ 3 人から成る 4 分野(素材・エネルギー、加工組立、流通・外食・サービス、運輸)から構成される。企業の担当者は以下のとおりである。

(敬称略:五十音順、以下同様)

素材・エネルギー分野

氏 名	所属会社	部署
古平 明尚	帝人(株)	マーケティング企画室 帝人グループ環境担当
平山 健次郎	大阪ガス (株)	環境部
山下 成人	アサヒビール (株)	社会環境推進部 / プロデューサー

# 加工組立分野

氏 名	所属会社	部署
中丸 進	(株)リコー	社会環境本部 兼務 経営品質管理本部 兼務 CSR 室 / 審議役
西堤 徹	トヨタ自動車(株)	環境部企画グループ/担当部長
古田 清人	キヤノン (株)	グローバル環境推進本部 環境統括・技術センター 環境企画部/部長

# 流通・外食・サービス分野

氏 名	所属会社	部 署
嵩一成	(株)西友	『コーポレート・アフェアーズ』 社会環境グループ / マネジャー
東山理恵	凸版印刷 (株)	生産・技術・研究本部 エコロジーセンター
山口 秀和	(株)セブン - イレブン・ジャパン	総務本部 環境推進部 総括マネージャー

#### 運輸分野

氏 名	所属会社	部署
高瀬 経裕	日本郵船 (株)	経営企画グループ СЅR室/室長
別所 恭一	佐川急便 (株)	本社 管理本部 環境推進室/室長
三輪渡	東日本旅客鉄道(株)	総合企画本部 経営管理部 環境経営 G / 課長

(注)本プロトコル研究会では、便宜上、製造業と非製造業を以下のように分ける。 製造業:素材・エネルギー分野、加工組立分野、非製造業:流通・外食・サービス分野、運輸分野

#### 1.4.2 有識者(ステークホルダー)

有識者には6名参加いただいたが、それぞれ異なるステークホルダーの立場(ISOコンサルタント、監査法人、消費者団体、金融機関、LCA研究者、CSR調査機関)から意見を述べてもらった。企業に籍を置く方も含まれるが、あくまで当該分野の専門家として発言いただいた。有識者は以下のとおりである。

(敬称略:五十音順)

氏 名	所属団体・企業	立場
猪刈 正利	(株)インターリスク総研 環境部 / マネージャー、上席コンサルタント	ISOコンサルタント
魚住 隆太	あずさサスティナビリティ(株) / 代表取締役社長	監査法人
辰巳 菊子	(社)日本消費生活アドパイザー・コンサルタント協会 /理事、環境委員会委員長	消費者団体
前田 正尚	日本政策投資銀行 政策企画部長	金融機関
森保文	(独)国立環境研究所 社会環境システム研究領域/主任研究員	LCA研究者
由良 聡	(特)パブリックリソースセンター 社会責任投資 (SRI) / プログラムディレクター	CSR調査機関

#### 1.4.3 研究会座長

後藤敏彦(環境監査研究会代表幹事)(敬称略)

#### 1.4.4 事務局

環境省環境経済課:川野光一、石川宣明(敬称略)

ニッセイ基礎研究所:川村雅彦、足立直樹(委託)、佐藤朋子

#### 1.5 調査研究要領

#### 1.5.1 プロトコル研究会の実施形態

プロトコル研究会では、事務局の準備した討議資料(研究会メンバーによる簡易アンケートの集計結果を含む)を基に、座長、4分野の企業担当者、有識者(ステークホルダーの立場)ならびに事務局の全員による集中的な討論を行った。

#### 1.5.2 プロトコル研究会の開催と議題

プロトコル研究会は、研究会の趣旨と実施要領の確認のためのキックオフ会議を含めて、都合6回開催した。それぞれの開催日と議題を図表1-4に示す。

図表1-4 プロトコル研究会の開催と議題

回数	開催日	議題
第一回研究会	2004年10月26日	調査研究の趣旨と内容の説明(キックオフ)
第二回研究会	2004年11月15日	「EPIの範囲」の検討
第三回研究会	2004年12月7日	「SPIの項目」の検討
第四回研究会	2005年1月18日	「SPIの管理項目と開示項目」の検討
第五回研究会	2005年2月8日	「EPIの範囲」と「SPIの項目」の論点整理
第六回研究会	2005年3月21日	報告書(案)の検討

(注)各研究会の詳細は「資料編」を参照されたい。

EPIの計測や開示の範囲(いわゆるEPIのバウンダリー)については、これまで明確な考え方がなく曖昧なままで、各企業の裁量に任されてきた。しかし、本来、定量的に計測されるEPIは、その使用目的が企業による内部管理であれ外部開示であれ、まずその範囲が明確に定義されなければ意味をなさない。

そこでプロトコル研究会では、簡単なアンケートにより企業担当者には"EPIの範囲の現状と課題"について、有識者(ステークホルダー)には"開示すべきEPIの範囲"について回答してもらい、その結果を基に企業担当者と有識者の両者を交えて討議を行なった。本章では、プロトコル研究会における企業担当者と有識者のアンケート結果と討議を踏まえて、「EPIの範囲」に関する現状と論点、ならびに今後の検討課題を分析する。

# 2.1 「EPIの範囲」に関する現状

言うまでもなく、EPI計測の目的は、企業活動に伴う環境負荷を定量的に把握し、また企業活動の説明責任を果たし、最終的には環境負荷を低減することにある。それゆえ、その数値を比較評価する場合には、EPIの計測範囲を明確にする必要性が出てくる。例えば、企業内部で環境負荷削減の進捗管理をするためには、EPIの経年比較が必要である。それを外部に示すためには、経年比較あるいは業界平均等との比較も必要となろう。また、ステークホルダーが環境負荷削減に対する企業努力を評価するためには、企業間比較をすることもある。

いずれにしても、このような E P I の数値評価を行う場合には、その範囲は明確かつ統一的であることが必要である。一方で、各企業の環境負荷削減に対する取組みと成果の差異化を図るためには、ある程度の自由度も必要である。そこで本節では、企業担当者と有識者へのアンケート結果を基に、「E P I の範囲」に関する現状を分析する。

#### 2.1.1 「EPIの範囲」に関する調査方法

プロトコル研究会での討議に先立ち、参加企業 12 社に対して「EPIの範囲(現状)」およびに「EPIの範囲(課題と方向性)」について簡単なアンケート調査を行なった。また、有識者6名には「EPIを開示すべき範囲」について同様のアンケート調査を行なった。

以下に、本研究会におけるEPIの範囲に関する基本的な考え方、ならびに企業と有識者に対するアンケートの質問内容の概要を示す。

# 2.1.1.1 EPIに関する基本的バウンダリーの考え方

企業と有識者に対する事前アンケートにおいて採用したEPIに関する基本的なバウンダリーの考え方(枠組み)について、予め説明しておきたい。本研究会では、「経営範囲」と「ライフサイクル範囲」からなる二次元のマトリックスで表現される領域を、EPIの計測・管理・開示の基本的な範囲として採用した(図表 2-1)。ただし、これのみがEPIのバウンダリーを考えるための枠組みという訳ではなく、他にも考えうる。

 
 ライフサイクル範囲 経営範囲
 事務所
 調達
 生産・販売
 輸送
 使用・消費
 廃棄・回収

 国内主要事業所
 国内連結会社
 「
 「
 「
 「
 「

 海外主要事業所
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 「
 」
 「
 「
 」
 「
 」
 「
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」
 」

図表 2-1 本調査における E P I の基本的バウンダリーの考え方

(資料)ニッセイ基礎研究所にて作成

#### (1)「経営範囲」の考え方

本研究会における企業の『経営範囲』は、「国内主要事業所」、「国内単独会社」、「国内連結会社」、「海外主要事業所」、「海外連結会社」、「グループ企業」の 6 段階とし、この順に次第に企業経営の範囲が拡大するという前提を置いている。これは、おおむね財務上の経営範囲の広がりをイメージしている。

具体的には、「国内主要事業所」は「国内単独会社」の主要な事業所のみを指し、「国内単独会社」は自社単独の全事業所をさす。さらに、海外で事業を展開している場合、「海外主要事業所」は「海外連結会社」の主要な事業所のみを指し、「海外連結会社」は海外の全ての連結子会社を対象とする。また「グループ企業」には国内外の連結子会社に加えて、持分法の適用会社や同じロゴマークを使い共通のブランドとして一般的に認識されている企業群を含んでおり、最も広い経営範囲となる。

#### (2)「ライフサイクル範囲」の考え方

本研究会で採用した商品(製品やサービス)の『ライフサイクル範囲』には、「事務所」、「調達」、「生産・販売」、「物流」、「使用・消費」、「廃棄・回収」の6ステージを設定した。これは、管理部門等を表わす「事務所」を除けば、おおむね商品の上流から下流への流れをイメージしたものであるが、各ステージの具体的な意味は以下のとおりである。

「事務所」はいわゆる企画・管理・営業部門等を中心としたオフィスである。「生産・販売」については、製造業であれば生産過程、卸売・小売業では販売、運輸業では物流サービスのように、それぞれの業種の"本業"に直接かかわる部分である。一般的には、この二つが企業の内部に含まれるライフサイクル上のステージであり、十分な計測・管理が行われていると考えられる部分である。これ以外のステージは、一般的には企業にとっては外部であり、その計測・管理は必ずしも容易ではなく、場合によっては推定値に頼らざるを得ない部分もある。いずれにしろより労力や経費が必要になる部分であるが、LCAの観点からは今後重要性が高まる領域である。

まず、「調達」は"本業"の上流側にあるサプライヤーの領域であるが、どこまで遡るかについて今回は厳密な定義はしていない。「物流」については、製品やサービスの輸送、場合によっては従業員等の移動も含むが、自社直営か外部委託かの別を問わず"本業"にかかわる物資を輸送する自社内および下流側のステージを意味する。運輸業の提供する運輸サービスは本業そのものであることから、ここには含めない。

さらに「使用・消費」とは、企業が提供した商品の顧客や消費者サイドにおける使用・ 消費段階を意味し、個別的かつ直接的に計測できなくても、ある平均値や実験値等により 環境負荷を推定する場合を含む。「廃棄・回収」については、顧客や消費者による「使用・ 消費」後の使用済み製品の廃棄や回収を意味するもので、"本業"の生産・販売段階で生じ る廃棄物の処理や再資源化等は前述の「生産・販売」に含み、このステージには含めない。

#### 2.1.1.2 企業への「EPIの範囲」に関する質問

企業担当者への「EPIの範囲」に関する質問としては、図表 2-2(1) ~ (2)の調査票に示すように、EPIの計測・開示範囲について「現状」と「課題と方向性」に分け、以下のとおりそれぞれ3つの項目をたずねた。

#### 【EPIの計測・開示範囲 (現状)】

EMS(基準)範囲:環境マネジメントシステムの管理対象とする範囲

計測範囲: EPIを実際に計測している範囲

開示範囲:EPIの計測結果を開示している範囲

#### 【EPIの計測・開示範囲 (課題と方向性)】

EMS(基準)範囲と計測・開示範囲の乖離(困難度、優先度等)

計測・開示範囲の拡張計画ならびに課題・障害

計測・開示のあるべき範囲:経営範囲とライフサイクル範囲について、どこまで拡張 するべきか

(注) EMS:環境マネジメントシステムの略である。

具体的には、まず『全般』にかかわる質問として、上記の 6 つの設問ごとに前述の経営範囲とライフサイクル範囲による二次元マトリックスの中で該当する「範囲」を回答してもらった。さらに、環境省の「事業者のための環境パフォーマンス指標のガイドライン 2003年版」に記載される『EPI項目』(投入量、排出量、環境配慮の計 17 項目)についても、特徴的な取組状況を記述してもらった。

#### 2.1.1.3 有識者への「EPIの範囲」に関する質問

有識者(ステークホルダー)に対しては、図表 2-3 に示すように「EPIの計測・開示のあるべき範囲」について、上記の企業に対する調査票と同様に経営範囲とライフサイクル範囲の二つの軸に沿ってたずねた。なお、有識者への質問では、企業の業種特性をある程度反映させるために製造業と非製造業に分けた。

# 図表 2-2(1) EPIの範囲 (現状):企業担当者向け調査票

	プロ	11-	ル研究会(企業記入用)			EPI (Ŧ	環境パ	フォー	マンス	指標)	の計測	J·開示	範囲に	こつい	て 【 現	1 状)			記入日:	2004年	月日
会社	名:	(株)	)	(凡例)	:+	分に実	施、	:ある	程度実施	施、×	実施も	±す、Ν	IA∶業種	1特性と	して該	当せず					
			EMS、計測、開示の範囲		E	MS(基	準)範围	囲				計測	範囲					開示	範囲		
			ライフサイクル範囲	事務	+m\=	生産・	+4.124	使用·	廃棄·	事務	+m \=	生産・	+^.77	使用·	廃棄·	事務	+m\=	生産・	+^\14	使用·	廃棄·
			経営範囲	所	調達	生産・ 販売	輸送	使用· 消費	回収	所	調達	生産・ 販売	輸送	使用· 消費	回収	所	調達	生産・ 販売	輸送	使用· 消費	回収
			国内主要事業所																		
			国内単独会社																		
全	舟	段	国内連結会社																		
			海外主要事業所																		
			海外連結会社																		
			グループ企業																		
			その他(具体的に記入)																		
			「現状」の基本的考え 方																		
		1	総エネルギー投入量																		
	投入	2	総物質投入量																		
	<b>量</b>	3	水資源投入量																		
			その他(具体的に記入)																		
		5	温室効果ガス等の大 気への排出量																		
		6	化学物質排出量·移 動量																		
		7	総製品生産量又は販 売量																		
E	排出量	8	廃棄物等の総排出 量、最終処分量																		
EPI項目	量	9	総排水量																		
Ħ		10	輸送に係る環境負荷																		
		11	容器包装使用量																		
		12	その他(具体的に記入)																		
			グリーン購入																		
	暖	14	環境負荷の低減に資 する製品・サービスの 生産量又は販売量																		
j	境配雷		製品・サービスの環境効率																		
		16	サプライチェーン·マネ ジメント																		
(注)		17	その他(具体的に記入)																		

- 1. 黄色のセルのみ、簡潔に記入する。(会社名、記入日を含む)
- 2. 「全般」にある「EMS、計測、開示の範囲」では、「経営範囲」と「ライフサイクル範囲」のマトリックス表に該当する記号(、、、x、NA)を記入する。
- 3.「基準範囲」とは、EMS範囲とは別に設定されている計測ないし開示に関する独自の範囲を意味する。
- 4.「その他」は、該当する項目がある場合にのみ、具体的に記入する。複数ある場合には、行を挿入する。
- 5. 水色のセルにある「ライフサイクル範囲(事務所、調達、生産・販売、輸送、使用・消費、廃棄・回収)」は、自社の業種特性に応じて変更可能である。
- 6. 記入文字数がセル枠を超える場合は、適宜、セルの行高を拡大する。(セルの列幅は変えない)
- 7. 記入例を下に朱書で示す。表現イメージを記入したものであり、内容的な整合性や正確性はない。

# 図表 2-2(2) EPIの範囲 (課題と方向性):企業担当者向け調査票

会社名:(桃			基準節	NA:業	+測·開	て非該	当 囲の乖 	実		、NA : 賞	養種とし 拡張計		当			A∶業種	として あるべ	必要、注 はま き範囲 使用費	E
全 般	ライフサイクル範囲 経営範囲 国内主要事業所 国内単独会社 国内連結会社 海外主要事業所 海外連結会社 グループ企業 その他(具体的に記入) 「現状」の基本的考え	事務	離(陸	<b>到難性、</b>	優先	隻等) 		事務		課題	障害	使用·	廃棄·	事務					Π
全 般	経営範囲 国内主要事業所 国内単独会社 国内連結会社 海外主要事業所 海外連結会社 グループ企業 その他(具体的に記入)		調達	生産・販売	輸送	使用· 消費	廃棄· 回収		調達	生産・ 販売	輸送	使用· 消費	廃棄・		調達	生産·	輸送	使用·	<b></b>
全 般	国内単独会社 国内連結会社 海外主要事業所 海外連結会社 グループ企業 その他(具体的に記入) 「現状」の基本的考え										l		<u>П</u> 4Х	***		姒冗		消費	廃棄· 回収
全 般	国内連結会社 海外主要事業所 海外連結会社 グループ企業 その他(具体的に記入) 「現状」の基本的考え																		
全 般	海外主要事業所 海外連結会社 グループ企業 その他(具体的に記入) 「現状」の基本的考え																		
	海外連結会社 グループ企業 その他(具体的に記入) 「現状」の基本的考え																		
	グループ企業 その他(具体的に記入) 「現状」の基本的考え																		
	その他(具体的に記入) 「現状」の基本的考え																		
	「現状」の基本的考え																		
1	総エネルギー投入量																		
χ	総物質投入量																		
量 3	水資源投入量																		
4	その他(具体的に記入)																		
5	温室効果ガス等の大 気への排出量																		
6	化学物質排出量·移 動量																		
7	総製品生産量又は販 売量																		
E 排 8	廃棄物等の総排出 量、最終処分量																		
E 押出量 9 <b>項目</b>	総排水量																		
10	) 輸送に係る環境負荷																		
11	容器包装使用量																		
12	2 その他(具体的に記入)																		
13	3 グリーン購入																		
14	環境負荷の低減に資 4 する製品・サービスの 生産量又は販売量																		
境 配 慮	製品·サービスの環境 効率																		
16	サプライチェーン·マネ ジメント																		
17	その他(具体的に記入)																		

#### (注

- 1. 黄色のセルのみ、簡潔に記入する。(会社名、記入日を含む)
- 2. 「全般」にある「EMS、計測、開示の範囲」では、「経営範囲」と「ライフサイクル範囲」のマトリックス表に該当する記号( 、 、x、NA)を記入する。
- 3.「基準範囲」とは、EMS範囲とは別に設定されている計測ないし開示に関する独自の範囲を意味する。
- 4.「その他」は、該当する項目がある場合にのみ、具体的に記入する。複数ある場合には、行を挿入する。
- 5. 水色のセルにある「ライフサイクル範囲(事務所、調達、生産・販売、輸送、使用・消費、廃棄・回収)」は、自社の業種特性に応じて変更可能である。
- 6. 記入文字数がセル枠を超える場合は、適宜、セルの行高を拡大する。(セルの列幅は変えない)
- 7. 記入例を下に朱書で示す。表現イメージを記入したものであり、内容的な整合性や正確性はない。

# 図表 2-3 EPIの開示すべき範囲:有識者向け調査票

回答者: 黄色のセルに右記の記号でご回答下さい。:不可欠=2、:ある程度必要=1、x:不要=0、:業種によって異なる 製造業 計測・開示のあるべき範囲 ライフサイクル範囲 生産·販売 事務所 調達 輸送 使用·消費 廃棄·回収 経営範囲 国内主要事業所 国内単独会社 国内連結会社 海外主要事業所 海外連結会社 グループ企業 その他(あれば具体的 に記入)

#### 上記の回答がの項目については、簡単な説明を以下の対応するセルにご記入ください。

ライフサイクル範囲 経営範囲	事務所	調達	生産·販売	輸送	使用·消費	廃棄·回収
国内主要事業所						
国内単独会社						
国内連結会社						
海外主要事業所						
海外連結会社						
グループ企業						
その他(あれば具体的に記入)						

非製造業のシートにもお答えください。

(注) 非製造業についても、同様の設問で調査した。

#### 2.1.2 「EPIの範囲」に関する調査結果

前述の企業担当者と有識者への質問について、それぞれの回答結果を頻度分布として整理した。ここではEPIの計測・開示範囲について、企業サイドの「現状」ならびに企業担当者と有識者のそれぞれが考える「あるべき範囲」に分けて分析する。ただし、いずれも限られたサンプル数であるため、一定の傾向を示すものと理解すべきである。

#### 2.1.2.1 E P I の計測・開示範囲の現状(企業)

EPI計測・開示の範囲に関する現状について、企業担当者 10 人からの回答結果を集計したものが、図表 2-4(1)~(6)である。これらから、以下のような傾向が読み取れる。

#### (1) E M S (基準)範囲

企業のEMSによる管理対象範囲である『EMS(基準)範囲』については、多くの企業で「国内単独会社」において、事業エリア内の「生産・販売」と「事務所」が中心であり、「輸送」や「廃棄・回収」では「十分に実施」の割合が比較的低い。これらについては、経営範囲が広がるにつれ、「十分に実施」より「ある程度実施」の割合が高くなる。

一方、企業外部のステージである「調達」では、いずれの経営範囲においても「十分に実施」より「ある程度実施」の方が多い。「ある程度実施」の割合は、特に「海外連結会社」や「グループ企業」で高くなる。また、事業エリア外である顧客や消費者サイドにおける「使用・消費」については、一部の企業(製造業)ではEMSの管理対象としているが、多くの企業は「該当せず」と回答し、EMSの管理範囲外としている(図表 2-4(1))。

図表 2-4(1) EPIの計測・開示の範囲(企業の現状): EMS(基準)範囲

	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	
		EMS(基	準)範囲			EMS(基	準)範囲			EMS(基	準)範囲		
経営範囲 ライフサイクル範囲		事系	务所			調	達			生産	·販売		n
国内主要事業所	70%	10%	0%	20%	30%	30%	20%	20%	80%	0%	0%	20%	10
国内単独会社	70%	30%	0%	0%	30%	50%	20%	0%	90%	10%	0%	0%	10
国内連結会社	30%	50%	0%	20%	20%	40%	20%	20%	40%	40%	0%	20%	10
海外主要事業所	20%	30%	10%	40%	10%	40%	10%	40%	30%	20%	10%	40%	10
海外連結会社	10%	40%	10%	40%	0%	50%	10%	40%	20%	30%	10%	40%	10
グループ企業	10%	70%	0%	20%	0%	60%	20%	20%	20%	60%	0%	20%	10

	十分に 実施	ある桯 度実施	実施せ ず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	
		EMS(基	準)範囲	l		EMS(基	準)範囲			EMS(基	準)範囲		
経営範囲 ライフサイクル範囲		輸	送			使用	·消費			廃棄	·回収		n
国内主要事業所	50%	10%	20%	20%	10%	20%	0%	70%	50%	20%	10%	20%	10
国内単独会社	50%	30%	20%	0%	10%	20%	0%	70%	60%	30%	10%	0%	10
国内連結会社	20%	40%	20%	20%	10%	20%	0%	70%	30%	40%	10%	20%	10
海外主要事業所	10%	40%	10%	40%	10%	10%	0%	80%	20%	30%	10%	40%	10
海外連結会社	0%	50%	10%	40%	0%	20%	0%	80%	10%	40%	10%	40%	10
グループ企業	0%	60%	20%	20%	0%	30%	0%	70%	10%	60%	10%	20%	10

#### (2) E P I の計測範囲

企業が実際に行っている『EPIの計測範囲』については、上述の「EMS(基準)範囲」と概ね同様の傾向を示し、EPIの計測範囲はEMSの範囲とほぼ一致する。すなわち、自ら設定したEMSの範囲においては、国内・海外あるいは単独・連結を問わず、またグループ企業であっても、ほぼそのEMS範囲において環境負荷を計測していることになる。

ただし、国内における「事務所」と「生産・販売」以外の「調達」、「輸送」、「廃棄・回収」の各ステージについては、「EMS(基準)範囲」に比べて、「十分に実施」の割合がや他低くなっている。逆に、国内の「使用・消費」ではEMSの管理範囲を超えて、「ある程度実施」がやや多くなっている(図表 2-4(2))。

図表 2-4(2) EPIの計測・開示の範囲 (企業の現状): 計測範囲

	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	
		計測	範囲			計測	範囲			計測	範囲		
経営範囲 ライフサイクル範囲		事系	务所			詷	達			生産	·販売		n
国内主要事業所	70%	10%	0%	20%	20%	50%	10%	20%	80%	0%	0%	20%	10
国内単独会社	70%	30%	0%	0%	20%	70%	10%	0%	90%	10%	0%	0%	10
国内連結会社	30%	50%	0%	20%	10%	40%	30%	20%	40%	40%	0%	20%	10
海外主要事業所	20%	30%	10%	40%	10%	30%	20%	40%	30%	20%	10%	40%	10
海外連結会社	10%	30%	20%	40%	0%	30%	30%	40%	20%	20%	20%	40%	10
グループ企業	10%	60%	10%	20%	0%	40%	40%	20%	10%	60%	10%	20%	10

	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	
		計測	範囲			計測	範囲			計測	範囲		
経営範囲 ライフサイクル範囲		輸	送			使用	·消費			廃棄	·回収		n
国内主要事業所	40%	20%	20%	20%	10%	30%	0%	60%	40%	30%	10%	20%	10
国内単独会社	40%	40%	20%	0%	10%	30%	0%	60%	50%	40%	10%	0%	10
国内連結会社	20%	40%	20%	20%	10%	20%	0%	70%	30%	40%	10%	20%	10
海外主要事業所	10%	30%	20%	40%	10%	10%	0%	80%	20%	30%	10%	40%	10
海外連結会社	0%	30%	30%	40%	0%	20%	0%	80%	10%	30%	20%	40%	10
グループ企業	0%	40%	40%	20%	0%	30%	0%	70%	10%	50%	20%	20%	10

#### (3)EPIの開示範囲

表 2-4(3) 》。

企業がEPIの計測結果を開示する『EPIの開示範囲』は、上記の「EPIの計測範囲」とおおむね同様の傾向を示す。すなわち、EPIの計測範囲と開示範囲には大きな差異がなく、ほぼ一致する。経営範囲とライフサイクル範囲について、具体的なEPIの開示状況は以下のとおりである。

現状では、"本業プロセス"に直接かかわる「生産・販売」のEPI開示については、「国 内単独会社」でかなり進んでいるものの、国内や海外の連結会社ではそれほど進んでいな い。業種によっては、海外の「生産・販売」を「該当せず」としている。「事務所」のEP I開示については、全体的に割合は減るものの、「生産・販売」と同様の傾向がみられる。

「輸送」と「廃棄・回収」のEPI開示については、国内単独では幾分進んでいるが、 国内外の連結会社やグループ企業では「十分に実施」が少ない。「調達」のEPIも国内単独ではある程度開示されているが、国内外の連結やグループ企業では開示が少ない。なお、「使用・消費」については、そもそもEMS範囲として「該当せず」が多いことから、一部企業の国内単独会社を除いて、大半の企業ではEPIの開示範囲に含まれていない(図

図表 2-4(3) EPIの計測・開示の範囲 (企業の現状): 開示範囲

	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	
		開示	範囲			開示	範囲			開示	範囲		
経営範囲 ライフサイクル範囲		事系	务所			詷	達			生産	·販売		n
国内主要事業所	60%	20%	0%	20%	20%	50%	10%	20%	80%	0%	0%	20%	10
国内単独会社	60%	40%	0%	0%	20%	70%	10%	0%	90%	10%	0%	0%	10
国内連結会社	30%	30%	20%	20%	10%	30%	40%	20%	40%	20%	20%	20%	10
海外主要事業所	20%	10%	30%	40%	10%	20%	30%	40%	30%	0%	30%	40%	10
海外連結会社	10%	20%	30%	40%	0%	30%	30%	40%	20%	10%	30%	40%	10
グループ企業	0%	50%	30%	20%	0%	40%	40%	20%	20%	40%	20%	20%	10

	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せず	該当せ ず	十分に 実施	ある程 度実施	実施せ ず	該当せ ず	
		開示	範囲			開示	範囲			開示	:範囲		
経営範囲 ライフサイクル範囲		輸	送			使用	·消費			廃棄	·回収		n
国内主要事業所	40%	20%	20%	20%	10%	30%	0%	60%	40%	30%	10%	20%	10
国内単独会社	40%	40%	20%	0%	10%	30%	0%	60%	50%	30%	20%	0%	10
国内連結会社	20%	20%	40%	20%	10%	20%	0%	70%	30%	30%	20%	20%	10
海外主要事業所	10%	20%	30%	40%	10%	10%	0%	80%	20%	10%	30%	40%	10
海外連結会社	0%	30%	30%	40%	0%	20%	0%	80%	10%	20%	30%	40%	10
グループ企業	0%	40%	40%	20%	0%	30%	0%	70%	10%	50%	20%	20%	10

#### (4) EMS(基準)範囲とEPIの計測・開示範囲の乖離

『EMS(基準)範囲とEPIの計測・開示範囲の乖離(EMSを設定してはいるが、 その範囲において環境負荷を計測ないし開示していないこと)』については、企業担当者の 自己診断によるものである。具体的な乖離状況は、以下のとおりである。

経営範囲として「国内主要事業所」と「国内単独会社」については、多くの企業が"本業プロセス"である「生産・販売」と「事務所」では、「乖離なし」と回答している。これに対して、「輸送」と「廃棄・回収」では乖離がやや広がり、「調達」では半数以上の企業が乖離を認識している。しかし、「使用・消費」については、多くの企業が「該当せず」と回答し、乖離の認識をしていない。これは直接的な「使用・消費」ステージの少ない非製造業の影響と考えられる。

経営範囲がより広くなる「国内連結会社」や「海外連結会社」、「グループ企業」については、「乖離なし」が減り、「ある程度乖離」が増加する。なお、国内と海外の連結会社では、顕著な差異はみられない(図表 2-4(4))。

図表 2-4(4) EPIの計測・開示の範囲(企業の現状): EMS(基準)範囲とEPIの計測・開示範囲の乖離

	かなり乖 離	ある程 度乖離	乖離なし	該当せ ず	かなり乖 離	ある程 度乖離	乖離なし	該当せ ず	かなり乖 離	ある程 度乖離	乖離なし	該当せ ず	
	EMS・基 囲の乖	基準範囲 離 (困難	と計測・ 雑性、優先	開示範 先度等)	EMS・基 囲の乖		と計測・ 雑性、優先		EMS・基 囲の乖		と計測・  雑性、優秀		
経営範囲 ライフサイクル範囲		事系	务所			調	達			生産	·販売		n
国内主要事業所	10%	10%	60%	20%	20%	30%	30%	20%	10%	0%	70%	20%	10
国内単独会社	10%	20%	70%	0%	20%	40%	40%	0%	10%	10%	80%	0%	10
国内連結会社	10%	40%	30%	20%	20%	30%	30%	20%	10%	30%	40%	20%	10
海外主要事業所	0%	30%	30%	40%	0%	30%	30%	40%	0%	20%	40%	40%	10
海外連結会社	10%	20%	30%	40%	10%	20%	30%	40%	10%	10%	40%	40%	10
グループ企業	0%	40%	40%	20%	10%	30%	40%	20%	0%	30%	50%	20%	10
/// / 工术													
770 7 正来													
777 JE#	かなり乖 離	ある程 度乖離	乖離なし	該当せ ず	かなり乖 離	ある程 度乖離	乖離なし	該当せ ず	かなり乖 離	ある程 度乖離	乖離なし	該当せ ず	
,,,, ,m,	離 EMS·基	度乖離 基準範囲	乖離なし  と計測・ 推性、優先	ず 開示範	離 EMS·基	度乖離 基準範囲	乖離なし  と計測・ 雑性、優先	ず 開示範	離 EMS·基	度乖離 基準範囲	乖離なし と計測・ 進性、優劣	ず 開示範	
経営範囲 ライフサイクル範囲	離 EMS·基	度乖離 基準範囲 離 (困難	と計測・	ず 開示範	離 EMS·基	度乖離 基準範囲 離 (困難	と計測・	ず 開示範	離 EMS·基	度乖離 準範囲離 (困難	と計測・	ず 開示範	n
	離 EMS·基	度乖離 基準範囲 離 (困難	と計測・ 推性、優知   送	ず 開示範	離 EMS·基	度乖離 基準範囲 離 (困難	と計測・ 雑性、優報 ・消費	ず 開示範 先度等)	離 EMS·基	度乖離 準範囲離 (困難	と計測・ 雑性、優知・ ・回収	ず 開示範	n 10
経営範囲 ライフサイクル範囲	離 EMS・基 囲の乖	度乖離 基準範囲離 (困難	と計測・ 推性、優知   送	ず 開示範 先度等)	離 EMS・基 囲の乖	度乖離 準範囲離 (困難	と計測・ 雑性、優報 ・消費	ず 開示範 先度等) 70%	離 EMS・基 囲の乖	度乖離 準範囲離 (困難	と計測・ 維性、優多 ・回収 50%	ず 開示範 先度等)	
経営範囲 ライフサイクル範囲 国内主要事業所	離 EMS・基 囲の乖	度乖離基準範囲 (困難) 申前 (20%)	と計測・ 推性、優先 送 40%	ず 開示範 先度等) 20%	離 EMS・基 囲の乖	度乖離 基準範囲離(困難 使用	と計測・ 雑性、優ま ・消費 10%	ず 開示範 先度等) 70% 70%	離 EMS・速 囲の乖	度乖離基準範囲離(困難解)展棄	と計測・ 維性、優多 ・回収 50%	ず 開示範 先度等) 20%	10
経営範囲 ライフサイクル範囲 国内主要事業所 国内単独会社	離 EMS・基 囲の乖 10% 10%	度乖離 基準範囲 離(困 輸 20% 30%	と計測・ 推性、優全 送 40% 50%	ず 開示範 先度等) 20% 0%	離 EMS・基 囲の乖 20% 20%	度乖離 基準範囲離(困難 使用 0% 0%	と計測・ 雑性、優 ・消費 10% 10%	ず 開示範 先度等) 70% 70% 70%	離 EMS・基 囲の乖 10%	度乖離 基準範囲離(困難 廃棄 20% 30%	と計測・ 性性、優勢 ・回収 50% 60% 30%	ず 開示範 先度等) 20% 0%	10 10
経営範囲 ライフサイクル範囲 国内主要事業所 国内単独会社 国内連結会社	離 EMS・基 囲の乖 10% 10%	度乖離 基準範囲離(困糞 輸 20% 30% 20%	と計測・ 性性、優全 送 40% 50% 40%	ず 開示範 先度等) 20% 0% 20%	離 EMS・表 囲の乖 20% 20% 20%	度乖離 基準範囲離(困算 使用 0% 0% 0%	と計測・ 雑性、優全 ・消費 10% 10% 10%	ず 開示範 た度等) 70% 70% 70% 80%	離 EMS・表 囲の乖 10% 10%	度乖離 基準範囲 離 (困 <b>廃棄</b> 20% 30% 40%	と計測・ 性性、優勢 ・回収 50% 60% 30%	ず 開示範 先度等) 20% 0% 20%	10 10 10

#### (5) EPIの計測・開示範囲の拡張計画

企業における今後の『EPI計測・開示範囲の拡張計画』をみると、前項(4)でEMS範囲と計測・開示範囲について「乖離なし」の部分は、当然ながら本項では概ね「実施済み」となっている。逆に言えば、前項(4)で「かなり乖離」ないし「ある程度乖離」とする範囲が、今後「重点的に拡張」や「ある程度拡張」とする範囲とほぼ一致する。

その中で、今後「重点的に拡張」が多いのは国内単独会社の「調達」と「廃棄・回収」、および海外連結会社の「生産・販売」と「廃棄・回収」である。なお、「使用・消費」において、EMSと計測・開示の範囲に乖離があるとする企業では、重点的ないしある程度の拡張計画をもっている(図表 2-4(5))。

図表 2-4(5) EPIの計測・開示の範囲(企業の現状): EPIの計測・開示範囲の拡張計画

	重点的 拡張	ある程 度拡張	実施済み	該当せ ず	重点的 拡張	ある程 度拡張	実施済 み	該当せ ず	重点的 拡張	ある程 度拡張	実施済み	該当せ ず	
	計測·開	引示範囲( ならびに			計測·開		の拡張計 に課題・障		計測·開				
経営範囲 ライフサイクル範囲		事利	务所			調	達			生産	·販売		n
国内主要事業所	10%	20%	50%	20%	20%	20%	20%	30%	10%	0%	70%	20%	0
国内単独会社	10%	40%	50%	0%	40%	10%	30%	10%	10%	10%	80%	0%	0
国内連結会社	10%	50%	20%	20%	20%	30%	10%	30%	20%	20%	40%	20%	0
海外主要事業所	0%	30%	20%	50%	20%	20%	10%	50%	20%	0%	30%	50%	0
海外連結会社	20%	30%	10%	40%	20%	30%	0%	40%	30%	10%	20%	40%	0
グループ企業	0%	60%	20%	20%	10%	40%	10%	30%	10%	40%	30%	20%	0

	重点的 拡張	ある程 度拡張	実施済 み	該当せ ず	重点的 拡張	ある程 度拡張	実施済 み	該当せ ず	重点的 拡張	ある程 度拡張	実施済 み	該当せ ず	
	計測·開	示範囲 ならびに			計測·開		の拡張計 に課題・障				の拡張計 課題・障		
経営範囲 ライフサイクル範囲		輸	送			使用	·消費			廃棄	·回収		n
国内主要事業所	20%	20%	20%	20%	10%	10%	10%	70%	10%	20%	50%	20%	0
国内単独会社	20%	30%	30%	0%	10%	10%	10%	70%	30%	10%	60%	0%	0
国内連結会社	20%	30%	10%	20%	10%	10%	10%	70%	20%	30%	30%	20%	0
海外主要事業所	20%	20%	10%	40%	0%	10%	10%	80%	20%	10%	20%	50%	0
海外連結会社	20%	30%	0%	30%	10%	10%	0%	80%	30%	20%	10%	40%	0
グループ企業	10%	40%	10%	20%	0%	30%	0%	70%	10%	50%	20%	20%	0

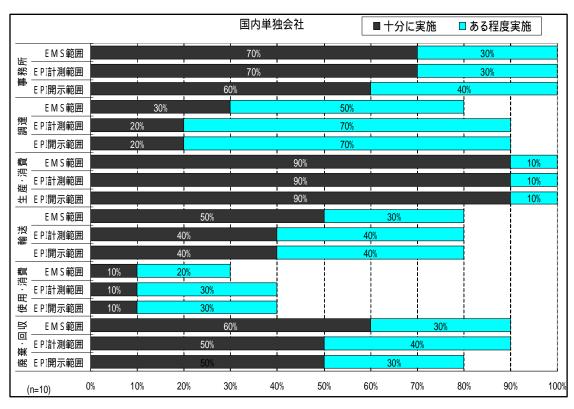
(注)網掛けは50%以上を示す。

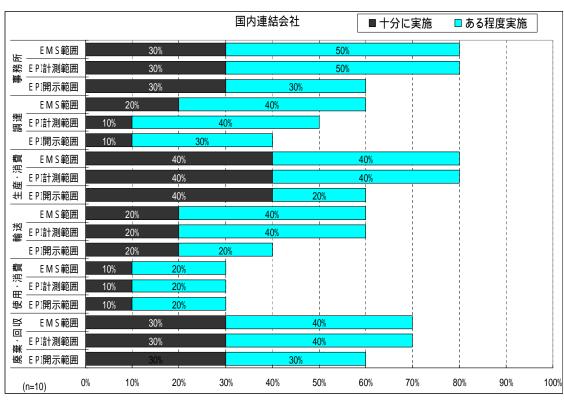
#### (6) EMSの範囲とEPIの計測範囲・開示範囲の比較(企業の現状:総括)

上述した E M S の範囲と E P I の計測・開示範囲に関する企業の現状(図表 2-4(1)~(3)) を総括するために、経営範囲別(国内単独会社、国内連結会社、海外連結会社、グループ 企業)に、ライフサイクル段階ごとの実施範囲を比較したものが、図表 2-4(6)である。

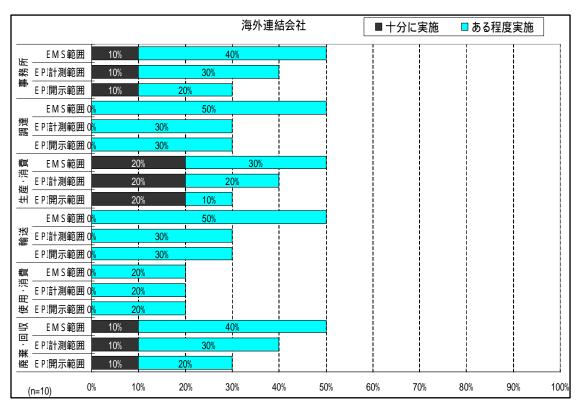
全体的には、国内単独会社での実施が最も進んでおり、特に「生産・消費」、次いで「事務所」、「廃棄・回収」が多いが、「調達」や「使用・消費」の段階での実施は少ない。国内連結会社での実施は国内単独会社より少ないが、取組内容の傾向は似ている。海外連結会社やグループ企業については、「生産・消費」や「事務所」、「廃棄・回収」の一部を除いて、十分には実施されていない。

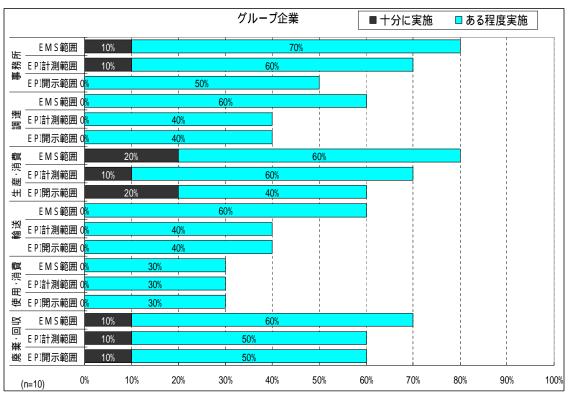
図表 2-4(6) EMSの範囲とEPIの計測範囲・開示範囲の比較(企業の現状:総括)





第2章「EPIの範囲」に関する現状と論点





#### 2.1.2.2 EPIの計測・開示のあるべき範囲(企業と有識者)

本項では、企業担当者と有識者のそれぞれが考える『EPIの計測・開示のあるべき範囲』について、回答結果を基に比較分析する。ただし、いずれも限られたサンプル数であるため、一定の傾向を示すものと理解すべきである。

#### (1)企業の考え方

まず、企業自らが考える『EPIの計測・開示のあるべき範囲』について、製造業と非製造業に分けて、それぞれの回答結果を基に分析する。

#### 【製造業としてEPI計測・開示のあるべき範囲:企業の考え方】

『EPIの計測・開示のあるべき範囲』として、製造業の企業すべてが「不可欠」と考えるのは、「国内連結会社」における「事務所」、「生産・販売」、「廃棄・回収」のステージである。次いで、半数以上の製造業が「不可欠」とするのは、「国内連結会社」の「調達」と「輸送」のステージである。これらの範囲に「ある程度必要」を加えると大半を占めることになり、多くの製造業が「国内連結会社」におけるEPIの計測・開示の必要性を認識していることが分かる。

これらのステージについて、経営範囲を海外まで広げてみると、全般にEPIの計測・ 開示を「不可欠」とする割合は下がるものの、「ある程度必要」の割合を合わせると半数を 超える。「グループ企業」については、いずれも「ある程度必要」が最も多い。

しかし、「使用・消費」ステージのEPI計測・開示については、一部の企業では国内外の連結会社で「不可欠」としているが、多くの製造業は国内外を問わず「該当せず」と回答している。ただし、これには、製品の種類が多岐にわたることや使用・消費段階での正確な環境負荷の測定が困難なことから回答を保留した企業が含まれる。また、議論の場において、各企業とも使用・消費段階での環境負荷低減のために環境配慮設計を行い、モデル試算等により環境パフォーマンスの把握に努めていることが判明した(図表 2-5(1))。

#### 【非製造業としてEPI計測・開示のあるべき範囲:企業の考え方】

『EPIの計測・開示のあるべき範囲』として、非製造業の企業すべてが「不可欠」と考えるのは、「国内単独会社」における「輸送」ステージだけである。次いで、半数以上の非製造業が「不可欠」とするのは、「国内単独会社」の「調達」、「生産・販売」、「廃棄・回収」の各ステージである。これらのステージについては、「ある程度必要」は少ない。

経営範囲を海外まで広げてみると、全般にEPIの計測・開示を「不可欠」とする割合は下がり、「ある程度必要」の割合を加えても半数未満である。「グループ企業」については、いずれのステージでも「不可欠」は皆無であり、「ある程度必要」が過半数を占める。以上のことから、多くの非製造業では「国内単独会社」を中心にEPIの計測・開示の必要性を認識していることが分かる。

しかしながら、「使用・消費」ステージに関するEPIの計測・開示については、ごく一部の非製造業では国内単独会社においても「不可欠」としているが、ほとんどの非製造業は国内外を問わず「該当せず」としている(図表 2-5(2))。

図表 2-5(1) 製造業としてEPIの計測・開示のあるべき範囲(企業の考え方)

製造業	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	
EMS、計測、開示の範囲	計測	·開示の	あるべき	範囲	計測	·開示の	あるべき	範囲	計測・開示のあるべき範囲				
経営範囲 ライフサイクル範 囲		事系	务所			調	達			生産·	販売		n
国内主要事業所	100%	0%	0%	0%	75%	25%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	4
国内単独会社	100%	0%	0%	0%	75%	25%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	4
国内連結会社	100%	0%	0%	0%	75%	0%	25%	0%	100%	0%	0%	0%	4
海外主要事業所	50%	25%	25%	0%	50%	25%	25%	0%	50%	25%	25%	0%	4
海外連結会社	50%	25%	0%	25%	50%	25%	0%	25%	50%	25%	0%	25%	4
グループ企業	50%	50%	0%	0%	25%	50%	25%	0%	50%	50%	0%	0%	4

	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず		
EMS、計測、開示の範囲	計測	・開示の	あるべき	範囲	計測	・開示の	あるべき	範囲	計測・開示のあるべき範囲					
経営範囲 ライフサイクル範 囲		輸	送			使用	·消費			廃棄·	回収		n	
国内主要事業所	75%	25%	0%	0%	25%	25%	0%	50%	100%	0%	0%	0%	4	
国内単独会社	75%	25%	0%	0%	25%	25%	0%	50%	100%	0%	0%	0%	4	
国内連結会社	75%	0%	25%	0%	25%	25%	0%	50%	100%	0%	0%	0%	4	
海外主要事業所	50%	25%	25%	0%	25%	25%	0%	50%	50%	25%	25%	0%	4	
海外連結会社	50%	25%	0%	25%	25%	25%	0%	50%	50%	25%	0%	25%	4	
グループ企業	25%	50%	25%	0%	0%	50%	0%	50%	50%	50%	0%	0%	4	

<sup>(</sup>注)網掛けは50%以上を示す。

(注)図表 2-7(1)参照

図表 2-5(2) 非製造業として E P I の計測・開示のあるべき範囲 (企業の考え方)

非製造業	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	
EMS、計測、開示の範囲	計測	・開示の	あるべき	範囲	計測	・開示の	あるべき	範囲	計測・開示のあるべき範囲				
経営範囲 ライフサイクル範 囲		事系	务所			調	達			生産·	販売		n
国内主要事業所	33%	17%	17%	33%	50%	0%	17%	33%	50%	0%	17%	33%	6
国内単独会社	50%	33%	17%	0%	83%	0%	17%	0%	83%	0%	17%	0%	6
国内連結会社	33%	33%	0%	33%	33%	17%	17%	33%	33%	33%	0%	33%	6
海外主要事業所	17%	17%	0%	67%	33%	0%	0%	67%	33%	0%	0%	67%	6
海外連結会社	33%	17%	0%	50%	33%	0%	17%	50%	50%	0%	0%	50%	6
グループ企業	0%	67%	0%	33%	0%	50%	17%	33%	0%	67%	0%	33%	6

	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず	不可欠	ある程度 必要	不要	該当せ ず		
EMS、計測、開示の範囲	計測	・開示の	あるべき	範囲	計測	・開示の	あるべき	範囲	計測・開示のあるべき範囲					
経営範囲 ライフサイクル範 囲		輸	送			使用	·消費			廃棄	回収		n	
国内主要事業所	60%	0%	0%	40%	17%	0%	0%	83%	50%	0%	17%	33%	6	
国内単独会社	100%	0%	0%	0%	17%	0%	0%	83%	67%	17%	17%	0%	6	
国内連結会社	40%	20%	0%	40%	17%	0%	0%	83%	33%	33%	0%	33%	6	
海外主要事業所	17%	17%	0%	67%	0%	0%	0%	100%	17%	17%	0%	67%	6	
海外連結会社	20%	20%	0%	60%	0%	0%	0%	100%	33%	17%	0%	50%	6	
グループ企業	0%	60%	0%	40%	0%	17%	0%	83%	0%	67%	0%	33%	6	

<sup>(</sup>注)網掛けは50%以上を示す。

(注)図表 2-7(3)参照

#### (2)有識者(ステークホルダー)の考え方

有識者(ステークホルダー)の考える『EPIの計測・開示のあるべき範囲』について も、その回答結果を製造業と非製造業に分けて分析する(図表 2-6(1)、(2))。

#### 【製造業におけるEPI計測・開示のあるべき範囲:有識者の考え方】

製造業における『EPIの計測・開示のあるべき範囲』として、有識者全員が「不可欠」と考えるのは、「生産・販売」ステージにおける「国内単独会社」である。次いで、大半の有識者が「不可欠」とするのは、このステージの「国内連結会社」から「海外連結会社」までである。すなわち、有識者が強く要求するEPI計測・開示の範囲は、国内単独だけでなく国内・海外連結を含む「生産・販売」ステージである。

「事務所」、「調達」、「輸送」、「廃棄・回収」については、有識者の要求はいずれのステージにおいても「国内単独会社」で「不可欠」が半数に減るものの、「ある程度必要」もほぼ半数を占めている。他方、「国内連結会社」やそれより広い経営範囲においては、全体に「不可欠」が少なく「ある程度必要」が過半数を占める。このことから、これらのステージでは国内外を問わず、EPI計測・開示の要求度は比較的高いといえる。

しかし、「使用・消費」ステージにおけるEPIの計測・開示に関する有識者の要求は、 国内外いずれでも「不可欠」が少なく、特に「海外連結会社」および「グループ企業」で の「不可欠」は皆無であった。「使用・消費」については国内外すべての経営範囲において 「業種によって異なる」ことが指摘されている一方、「ある程度必要」も半数を占めている。 これは、有識者の「使用・消費」ステージへの関心の高さを示すものの、必ずしも強い要 求にはなっていないことを意味する(図表 2-6(1))。

#### 【非製造業におけるEPI計測・開示のあるべき範囲:有識者の考え方】

非製造業における『EPI計測・開示のあるべき範囲』についての有識者の要求は、製造業とはやや異なる傾向が見られる。非製造業に対して、有識者全員が「不可欠」と考えるものは、いずれの経営範囲、ライフサイクル・ステージにもない。その中で「不可欠」が過半数を超し、要求が比較的多いものは、「国内主要事業所」から「海外連結会社」までの、「事務所」と「生産・販売」のステージだけである。ただしこの2ステージについても、グループ企業についてだけは、やや有識者の要求が弱かった。

非製造業においては、製造業に比べて「生産・販売」を「不可欠」とする割合がやや減少する反面、「事務所」を「不可欠」とする割合が増加していた。「調達」と「輸送」においては、有識者の要求は製造業の場合よりも全体的にやや弱まり、「不可欠」はいずれも半数を下回っていた。「使用・消費」と「廃棄・回収」においても、有識者の要求は弱まるとともに、「業種によって異なる」との回答が多かった(図表 2-6(2))。

図表 2-6(1) 製造業における E P I の計測・開示のあるべき範囲 (有識者の考え方)

製造業	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	
	計	測・開示の	あるべき範	囲	計	測・開示の	あるべき範	囲	あるべき範				
ライフサイクル範囲 経営範囲		事系	务所			調	達			生産·	販売		n
国内主要事業所	50%	50%	0%	0%	50%	50%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	6
国内単独会社	50%	50%	0%	0%	50%	50%	0%	0%	100%	0%	0%	0%	6
国内連結会社	33%	67%	0%	0%	33%	67%	0%	0%	83%	17%	0%	0%	6
海外主要事業所	33%	67%	0%	0%	33%	67%	0%	0%	83%	17%	0%	0%	6
海外連結会社	33%	33%	33%	0%	33%	50%	17%	0%	83%	17%	0%	0%	6
グループ企業	17%	50%	33%	0%	0%	67%	33%	0%	33%	50%	17%	0%	6
				業種に				業種に				¥¥1∓1−	1
製造業	不可欠	ある程度 必要	不要	未使に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	未住に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	
製造業	, ,,,,			よって異 なる				よって異 なる				よって異 なる	
製造業 ライフサイクル範囲 経営範囲	, ,,,,	必要	あるべき範	よって異 なる		必要	あるべき範	よって異 なる		必要	あるべき範	よって異 なる	n
ライフサイクル範囲	, ,,,,	必要測・開示の	あるべき範	よって異 なる		必要 測・開示の 使用・	あるべき範	よって異 なる 囲		必要 測・開示の 廃棄・	あるべき範	よって異 なる	
ライフサイクル範囲経営範囲	計	必要 測・開示の	あるべき範送	よって異 なる 囲	計	必要 測・開示の 使用・	あるべき範	よって異 なる 囲	計	必要 測・開示の 廃棄・	あるべき範	よって異 なる 囲	
ライフサイクル範囲 経営範囲 国内主要事業所	計 50%	必要 測・開示の <b>輸</b> 50%	あるべき範 送 0%	よって異 なる 囲 <b>0</b> %	計 17%	必要 測・開示の 使用・ 50%	あるべき範 消費 0%	よって異 なる 囲 33%	計 50%	必要 測·開示の 廃棄・ 33%	あるべき範 ・回収 0%	よって異 なる 囲	6
ライフサイクル範囲 経営範囲 国内主要事業所 国内単独会社	計 50% 50%	必要 測・開示の <b>輸</b> 50% 50%	あるべき範 送 0% 0%	よって異 なる 囲 <u>O%</u> O%	計 17% 17%	必要 測・開示の 使用・ 50% 50%	あるべき範 <b>消費</b> 0% 0%	よって異 なる 囲 33% 33%	計 50% 50%	必要 測・開示の 廃棄・ 33% 33%	あるべき範 回収 0% 0%	よって異 なる 囲 17% 17%	6
ライフサイクル範囲 経営範囲 国内主要事業所 国内単独会社 国内連結会社	50% 50% 33%	必要 測・開示の 輸 50% 50% 67%	あるべき範 送 <u>0%</u> 0% 0%	よって異 なる 囲 0% 0% 0%	計 17% 17% 17%	必要 測・開示の 使用・ 50% 50% 50%	あるべき範 消費 0% 0% 0%	よって異 なる 囲 33% 33% 33%	50% 50% 33%	必要 測・開示の 廃棄・ 33% 33% 50%	あるべき範 ・回収 - 0% - 0% - 0%	よって異なる 囲 17% 17% 17%	6 6

(注)網掛けは、50%を示す。

(注)図表 2-7(2)参照

図表 2-6(2) 非製造業における E P I の計測・開示のあるべき範囲(有識者の考え方)

非製造業	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる		
	計	測・開示の	あるべき範	囲	計	測・開示の	あるべき範	囲	計	測・開示の	あるべき範	囲		
ライフサイクル範囲 経営範囲		事系	务所			調	達		生産·販売					
国内主要事業所	67%	33%	0%	0%	33%	50%	0%	17%	67%	17%	0%	17%	6	
国内単独会社	67%	33%	0%	0%	33%	50%	0%	17%	67%	17%	0%	17%	6	
国内連結会社	67%	33%	0%	0%	17%	67%	0%	17%	50%	33%	0%	17%	6	
海外主要事業所	67%	17%	17%	0%	17%	50%	17%	17%	50%	17%	17%	17%	6	
海外連結会社	50%	33%	17%	0%	17%	33%	33%	17%	50%	17%	17%	17%	6	
グループ企業	17%	67%	17%	0%	0%	50%	33%	17%	17%	50%	17%	17%	6	
非製造業	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる	不可欠	ある程度 必要	不要	業種に よって異 なる		
	計	測・開示の	あるべき範	囲	計	測・開示の	あるべき範	囲	計	測・開示の	あるべき範	囲		
ライフサイクル範囲 経営範囲		輸	送			使用	消費			廃棄	·回収		n	
国内主要事業所	33%	50%	0%	17%	17%	33%	0%	50%	17%	33%	0%	50%	6	
国内単独会社	33%	50%	0%	17%	17%	33%	0%	50%	17%	33%	0%	50%	6	
国内連結会社	17%	67%	0%	17%	17%	33%	0%	50%	17%	33%	0%	50%	6	
海外主要事業所	17%	50%	17%	17%	17%	33%	17%	33%	17%	33%	17%	33%	6	
海外連結会社	0%	50%	33%	17%	0%	33%	33%	33%	0%	33%	33%	33%	6	
グループ企業	0%	50%	33%	17%	0%	33%	33%	33%	0%	33%	33%	33%	6	

(注)網掛けは、50%を示す。

(注)図表 2-7(4)参照

#### (3)あるべき「EPIの範囲」に関する企業と有識者の比較

前項で述べた E P I の計測・開示のあるべき範囲に関する企業と有識者(ステークホルダー)の考え方を視覚的に比較するためにグラフ化を行った。

#### 【製造業についての企業と有識者の比較】

図表 2-7(1)と 2-7(2)には、製造業についての企業と有識者(ステークホルダー)の考える E P I の計測・開示のあるべき範囲を示す。製造業において「不可欠」とする範囲については、経営範囲とライフサイクルについて企業と有識者ともにほぼ同等である「生産・販売」を除いて、全般的に企業の方が厳しい(「不可欠」が多い)様である。一方、両者とも海外連結会社やグループ企業よりも国内の方が厳しくなっている。

なお、有識者では海外連結会社やグループ企業において、いずれのライフサイクルについても、必ずしもEPIの開示を求める割合は大きくない。

#### 【非製造業についての企業と有識者の比較】

図表 2-7(3)と 2-7(4)は、非製造業についての企業と有識者(ステークホルダー)の考える E P I の計測・開示のあるべき範囲を示している。非製造業において「不可欠」とする範囲においては、経営範囲とライフサイクルについて企業と有識者ともにほぼ同等である。また、企業の「該当せず」と有識者の「業種により異なる」もほぼ一致する。「輸送」については両者とも国内単独会社ではすべてが「不可欠」としている。

なお、非製造業に関しても、有識者では海外連結会社やグループ企業において、いずれのライフサイクルについても、必ずしもEPIの開示を求める割合は大きくない。

事務所 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 %O% 国内連結会社 海外連結会社 25% グループ企業 50% 0% 10% 20% 30% 40% 60% 80% 90% 100% 調達 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 **0**%0% 国内連結会社 25% 海外連結会社 グループ企業 50% 0% 100% 40% 60% 80% 生産·販売 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 △該当せず 国内単独会社 0%0% 国内連結会社 海外連結会社 25% グループ企業 0% 50% 100% 40% 60% 80% 輸送 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 25% 0% 国内連結会社 25% 海外連結会社 25% 25% グループ企業 50% 25% 0% 10% 20% 60% 100% 使用·消費 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 図該当せず 国内単独会社 50% 国内連結会社 海外連結会社 25% 50% グループ企業 50% 0% 10% 40% 90% 100% 廃棄·回収 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 6O% 国内連結会社 海外連結会社 25%

図表 2-7(1) EPIの計測・開示のあるべき範囲(製造業:企業の考え方 n=4)

(注) 図表 2-5(1)参照

10%

グループ企業

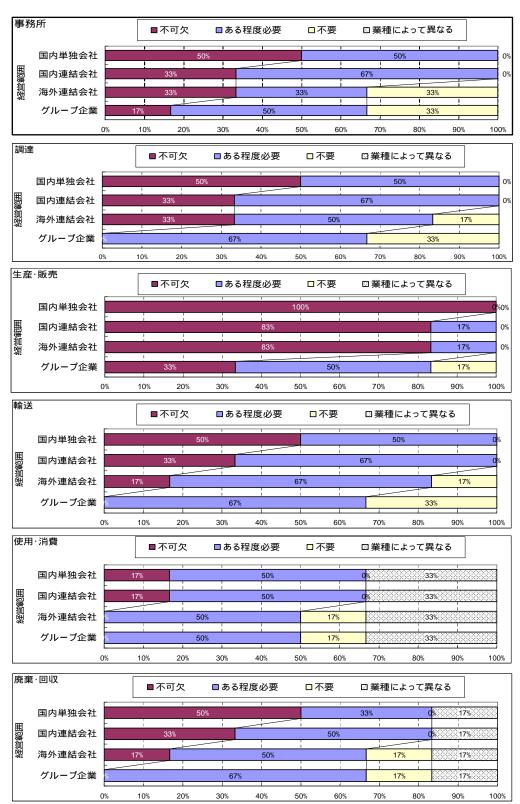
40%

60%

0%

100%

図表 2-7(2) EPIの計測・開示のあるべき範囲(製造業:有識者の考え方 n=6)



(注)図表 2-6(1)参照

事務所 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 09 国内連結会社 33% 海外連結会社 グループ企業 10% 100% 20% 30% 40% 調達 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 Ο% 国内連結会社 17% 33% 海外連結会社 グループ企業 33% 20% 40% 60% 80% 100% 生産·販売 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 国内連結会社 海外連結会社 グループ企業 0% 10% 20% 30% 40% 50% 70% 80% 90% 100% 輸送 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 図該当せず 国内単独会社 6 O% 国内連結会社 40% 海外連結会社 60% グループ企業 60% 10% 30% 40% 50% 60% 80% 90% 100% 使用·消費 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 国内連結会社 海外連結会社 グループ企業 10% 20% 60% 90% 100% 廃棄·回収 ■不可欠 ■ある程度必要 □不要 □該当せず 国内単独会社 17% 0% □ 国内連結会社 33% 海外連結会社 グループ企業 67% 33%

図表 2-7(3) EPIの計測・開示のあるべき範囲(非製造業:企業の考え方 n=6)

(注)図表 2-5(2)参照

30%

40%

50%

70%

80%

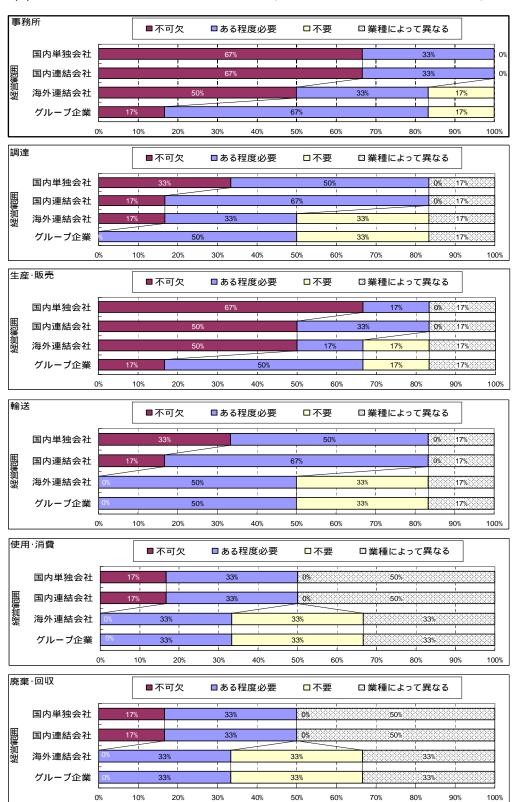
90%

100%

20%

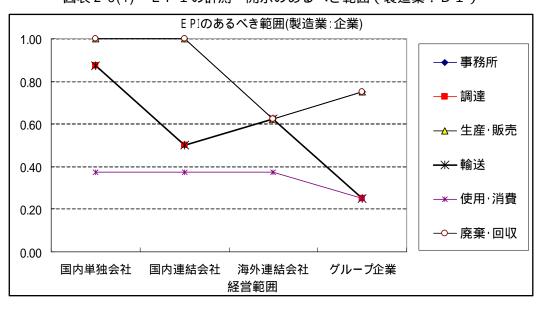
10%

図表 2-7(4) E P I の計測・開示のあるべき範囲 (非製造業:有識者の考え方 n=6)

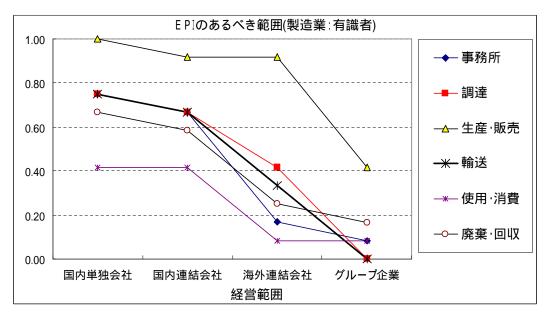


(注)図表 2-6(2)参照

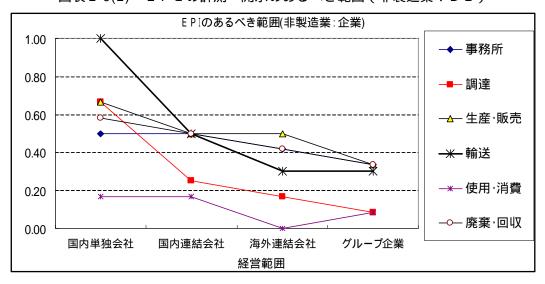
前述の帯グラフで示したEPIのあるべき範囲に関する企業と有識者の考え方の違いを包括的に見るために、製造業と非製造業に分けてDIを表示したものが図表 2-8(1)、2-8(2)である。全体に「不可欠」は国内の単独会社や連結会社で多く、海外連結会社やグループ企業では少なくなる傾向がある。また、企業では「廃棄・回収」が多いのに対して、有識者では製造業の海外連結会社の「生産・販売」や非製造業の「事務所」が多い。



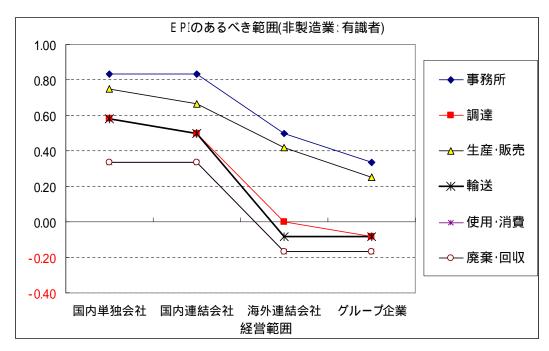
図表 2-8(1) EPIの計測・開示のあるべき範囲(製造業:DI)



- (注1)DI=「不可欠」×1.0+「ある程度必要」×0.5 「不要」×1.0として計算した。
  - +の数値が大きいほど、「不可欠」の支持率が高いことになるが、数値自体には意味が無く、あくまで数値の大小による相対的な差異を表現するものである。
- (注2)「経営範囲」については、「国内主要事業所」と「海外主要事業所」を除く。



図表 2-8(2) EPIの計測・開示のあるべき範囲(非製造業:DI)



- (注1)DI=「不可欠」×1.0+「ある程度必要」×0.5 「不要」×1.0として計算した。
  - +の数値が大きいほど、「不可欠」の支持率が高いことになるが、数値自体には意味が無く、あくまで数値の大小による相対的な差異を表現するものである。
- (注2)「経営範囲」については、「国内主要事業所」と「海外主要事業所」を除く。

#### 2.2 「EPIの範囲」に関する論点

EPIを計測・開示する際には範囲の設定のし方によっては、企業の環境パフォーマンスの見え方が大きく変わってしまう可能性がある。したがって、企業内部での経年比較、企業間でEPIを相互比較、あるいは適切な差異化を行うためには、EPI範囲の明確化が必要である。しかし、そのためには多くの課題が存在するため、ここではプロトコル研究会における「EPIの範囲」をめぐる論点を整理し、今後さらに議論を深め、関係者の合意を形成すべき課題を抽出した。

#### 2.2.1 「経営範囲」にかかわる論点

企業がEPIを計測し内部管理や情報開示を行うに当たっては、そのバウンダリーを合理的かつ現実的な考え方に基づいて設定する必要がある。しかし、現状ではバウンダリーを設定するには様々な解決すべき課題が存在するため、それを論点として以下に整理する。

#### (1)「経営範囲」の考え方

- <u>合理的かつ実際的な定義</u>: E P I の計測・開示にかかわる企業の「経営範囲」に関する 合理的かつ実際的な意味を持つ定義が必要である。
- 財務上の広がり: 今回の調査では、経営範囲について「国内主要事業所」「国内単独会社」「国内連結会社」「海外主要事業所」「海外連結会社」「グループ企業」と次第に広がるイメージで作られている。しかし、近年は持株会社制度を導入する企業など、企業経営の実態は多様化しており、また単に連結会社といっても、財務上はもちろん、環境負荷の点でもその重みは様々である。したがって、このような区分けがEPIの計測・開示に関わる経営範囲として合理的かどうか、企業経営の実態等も踏まえて再検討する必要がある。

#### (2)財務連結と"環境連結"の関係

- 財務連結か環境連結、管理範囲か影響範囲: EPI計測・開示のあるべき範囲は、本来、財務連結(経営責任範囲)なのか、それとも"環境連結"なのか。"環境連結"にも、環境マネジメント支配権の行使範囲(「組織が管理できる環境側面」)と、支配権の有無にかかわらず環境への影響の大小から判断する範囲(「組織が影響を及ぼすことができる環境側面」)という二つの意味がある。また、"生産連結"という言葉を用いる企業もあるが、これはどちらかと言えば環境連結に近いが、製品の上流ステージを把握することを狙いとしたものである。この点については、図表 2-6 を参照されたい。
- 企業経営と環境負荷の責任範囲: "企業経営の責任範囲"と"環境負荷の責任範囲"の 違いをどう考えるかという問題がある。基本的には企業の情報開示体系のなかで財務・ 環境・社会を有機的に報告する必要がある。その意味で財務報告の範囲との統一が望ま しく、その方が恣意性も排除できるという指摘もある。しかし、財務連結と統一したと しても、環境負荷の責任範囲を十分にカバーしきれない場合もある。さらに、すべての EPIについて対象範囲を財務連結に広げて計測・集計することは、実務上容易ではな

いと考えられる。

- <u>EMS範囲と連結範囲</u>: EMSの範囲が開示の範囲とほぼ重なるが、必ずしも財務連結 範囲とは一致しない。EMSをどこまで広げるかは経営上の問題でもあるが、財務連結 上は一部分でしか取り組まないこともある。現実的には、無理やり財務連結に広げるよ りは、環境連結で考える範囲の方が妥当と考えられるが、恣意性の問題はなお残る。
- 環境効率:環境効率の観点からは、財務連結に無理やり広げてしまうと、全体の環境効率はむしろ良くなることがある。これは環境負荷の少ない子会社を連結した場合におきる現象で、分母の環境負荷はそれほど増えないのに、分子の経済価値が大きくなるためである。ただし、環境効率という指標自体が発展途上であるとの指摘もある。
- <u>事業構成と比較容易性</u>: 財務連結とすると、会社により事業構成が異なるので、同業他社間での比較ニーズには適さない場合もある。むしろ、同一の製品についての同業種間での比較が行えるような限定的な範囲とするのも一つの方法ではないかという意見もあった。しかしこれに対しては、業態が多様化しており、製品レベルでは可能であっても、会社単位では同業であっても直接の比較は困難なのが現状だとの指摘もある。
- <u>L C A と E P I における比較</u>: L C A はもともと製品を比較するために作られた手法であり、製品間の比較に利用できる。一方、E P I は必ずしも企業間比較を主目的としているわけではない。しかし、企業間比較を行う場合には E P I を利用する必要があり、その場合は、範囲を統一する必要がある。
- 環境負荷のダブルカウント: 連結会社の環境パフォーマンスについて、ダブルカウントを許すべきかどうかという問題もある。 CO2 の排出量など国全体での積算値につなげる意味ではダブルカウントはない方が望ましいが、外部のステークホルダーから見ると、子会社のパフォーマンスを親会社の出資比率で按分して表示しても、かえって全体像をわかりにくくする可能性もある。
- 財務連結に関するコメント:財務連結と一致させることで恣意性が排除され望ましいという考えもあるが、国際会計原則のように財務の原則自体が流動的である。

#### (3)国内事業と海外事業の違い

- <u>国内外の区分</u>:海外の事業所や子会社をどう扱うかという問題もある。そもそも企業のマネジメントを国内外で統一的に行うという流れが主流になる状況の中で、国内・国外という分け方自体が合理的であるのかという疑問もある。
- 環境負荷の帰属地:一方で、今後は京都議定書との関係で、CO<sub>2</sub> 排出量の帰属地問題が 出てくることから、環境負荷の計測範囲としてナショナル(国内)とグローバル(全て の海外操業地)の考え方を明確にする必要がある。
- <u>国内外の経営手法の違い</u>:海外の事業所・子会社について、現実上の問題(実質的な経営権、管理システム、現地法令、慣習等)から日本と同じ扱いができない場合に、どのようにすべきかという問題もある。

#### (4)グループ企業の考え方

- 支配権(出資比率)と実質的な影響力: 経営範囲として「グループ企業」を採用する場合には、明確な定義が必要である。例えば、財務連結の連結子会社だけでよいのか、あるいは持分法適用会社を含めるのかという問題がある。また、出資はないが取引に占める割合が大きく実質的な「影響力」が存在する場合もある。すなわち、「支配権」と「影響力」等による他企業へのかかわりの違いをどのように反映させるべきか、検討の余地がある。
- <u>グループ企業内の多様な業種</u>: グループ企業には製造業や非製造業など、多種多様な業種・業態が存在する。グループ企業としては、それらの全体の環境パフォーマンスを計測・開示することになるのか。業種ごとにいくつかの企業群に切り分けた方がわかりやすく、また同業他社との比較も容易になることもある。
- <u>M & A の対応</u>: M & A 等でグループの構成企業の入れ換わりが激しい場合、E M S では すぐには対象に組み込みにくいことがある。また、経年比較が意味を失うことがある。
- <u>持株会社</u>: 持株会社形態の場合には、純粋持株会社たる中核企業と、それに経営支配される事業会社の間では、業務内容と環境負荷に非常に大きな違いがある。これをどのように考えるかという問題がある。

#### (5) EMSとの関係

• <u>EMS範囲の拡大</u>: EPI計測・開示の範囲は、少なくともEMSの範囲を含むことが 基本だと考えられる。ただし、本質的にはそのEMSの範囲自体を拡大すべき余地があ るという指摘もある。

### 2.2.2 「ライフサイクル」にかかわる論点

#### (1)業種特性に応じたライフサイクル区分

- <u>業種特性に対応する商品ライフサイクル<sup>1</sup>区分</u>: 従来の主に製造業をイメージした製品 ライフサイクルによる範囲区分は、全ての業種には適用できない。今回の調査では、「事 務所」、「生産・販売」、「調達」、「物流」、「使用・消費」、「廃棄・回収」となっているが、 各業種の特性に対応する商品ライフサイクルの区分が必要である。さらに言えば、同じ 業種であっても、製品ごとに環境負荷の大きいステージが異なる場合すらある。
- <u>業種別の商品ライフサイクル区分</u>: 商品ライフサイクルの区分については、少なくとも 製造業と非製造業を分離した対応が必要である。さらに、製造業にも素材メーカー、部 品メーカー、完成品メーカーがある。非製造業では、建設業、エネルギー業、運輸業、 通信業、流通業、不動産業、飲食業、IT やコンサルタントなどを含むサービス業など の業種特性を考慮した対応が必要である。

<sup>1</sup> 商品ライフサイクルとは、商品(製品・サービス)についてのライフサイクルを指し、製品だけを対象とした製品ライフサイクルとは区別して用いている。具体的には、航空運輸サービスにおいて、航空機の調達、予約・発券、運航、サービス、整備、航空機の売却または廃棄などのすべてのプロセスを含む。

- <u>素材型製造業における商品ライフサイクル</u>:素材型製造業では「廃棄・回収」というライフサイクル・ステージへの対応が難しい。例えば、セメント会社が何十年先の廃棄まで考えることは困難であるとの指摘もある。同じ素材型でも、ペットボトルのボトルto ボトルのように製造から廃棄・回収までに要する時間が短い製品を扱っている企業にとっては、「廃棄・回収」のステージも重要であり、これを考慮する必要性は高い。
- 取引主体との関係からみた業種特性:業種特性については、BtoBやBtoCという分類も考えられる。
- <u>多様な事業主体</u>: そもそもEPIの使用者は製造業を中心とした企業に限定されるものではない。今回の研究会には事業主体としては参加してないが、政府、病院、消費者団体、NPO等も対象となりうる。特に、今回参加していない事業者の一つである金融業については、今後別途検討すべきであろう。銀行はすべての産業に関わり影響力が大きい。
- 第一次産業:農林水産業や鉱業などの第一次産業への対応も必要である。

#### (2)業種特性に応じたライフサイクルの遡及

- <u>ライフサイクルの遡及とEPI</u>:業種特性によってライフサイクルの遡及範囲とEPI 項目の関係は異なり、一律ではない。例えば、鉱山会社や石油会社は採掘段階での生態 系の影響を取り上げるべきであるが、製造業の組立会社がサプライチェーンマネージメント(SCM)をする時に原料の採掘まで遡るべきなのかという問題がある。組立会社 が素材メーカーまで遡及するのは、自社製品を構成する素材に含まれる有害化学物質に 関心があるからであり、必ずしも原料の採掘が生態系へ与える影響に関心を持っている とは限らない。
- <u>業種とトレーサビリティ</u>: 流通業でも食品等のトレーサビリティを考える時、どこまで 遡及すべきかという問題がある。すなわち、調達先として原料採取まで遡るべきかは業 種により異なる。これはSCMとの関連が強いので、あわせて考慮する必要がある。
- <u>間接的な影響と高次の環境側面</u>:一般的には、企業が間接的に影響を与えると考えられる範囲にまで、より責任範囲が拡大する傾向にある。生態系や生物多様性といったより 高次の環境問題、側面についても、企業の貢献が求められつつあることに注意が必要である。

#### (3)サプライヤーやコントラクターの適正範囲

- <u>サプライヤーの遡及範囲</u>:直接の契約関係にある一次サプライヤーないしコントラクターは必須の範囲と考えられる。しかし、より上流での環境負荷が大きい場合など、業種によっては一次サプライヤーからもっと上流での環境パフォーマンスを考えねばならない必要性があることもある。
- <u>本業部分から見た上下流</u>: さらに一般的に表現すれば、本業部分から見た上下流それぞれ 1 ステージ隣までは E P I の範囲として最低限含めるべきであろう。
- 業種特性とサプライヤー:サプライヤーあるいはコントラクターの具体的な適正範囲に

ついては、業種ごとの議論が必要なように思われる。

#### (4)同一企業の多様な商品への対応

• <u>企業内の多様な商品群</u>:特に流通業の場合、同一企業の中で扱っている商品が多岐にわたる場合が多く、一律の範囲とするのか、商品群ごとの範囲とするのか、その対応方法を考える必要がある。最終的には主要な商品すべてをカバーする範囲とする必要があるだろう。

#### (5)内製と外製の責任帰属問題

- <u>直営と委託の責任帰属</u>:物流や製造などを他社に外注や委託をしている場合の取り扱いをどう考えるべきか。これは、環境負荷に関する内製と外製の責任帰属問題であるが、 基本的には自社商品のライフサイクルには責任を持つべきであるとの考えがある。
- <u>ブランド責任: SPIにおいては、内製・外製に拘わらず製品の「ブランド責任」という考え方が浸透しつつある。EPIでも同様にブランド責任ということで、より広範囲を対象とすることも考えられる。</u>
- 生産者と消費者、回収者: 商品ライフサイクルとしては、企業の「生産」に対して消費者の「利用・消費」は最低限考慮すべきであるが、さらに下流側の企業による「回収・再利用・廃棄」まで考慮すべきである。

#### 2.2.3 その他の論点

現在の企業の業態や経営の多様性を考えると、財務連結とライフサイクルだけで、一律に『EPIの範囲』を分けるのでは不十分であろう。ここでは、それ以外のいくつかの論点を整理する。

#### (1)納入先との関係

- <u>納入先の影響の大きさ</u>: 資本関係はなくとも、取引先との関係が深く、実質的に環境経営や環境パフォーマンスへの取り組み姿勢や内容が納入先によって規定されていることがある(例:いわゆる系列会社等)。その場合には、財務連結という考え方では対応できない。このような場合には、財務連結よりはむしろ、"環境連結"あるいは"生産連結"といった考え方が重要であると考えられる。
- <u>納入先からコスト・機能面を強調された場合</u>: 納入先から環境負荷よりもコスト面、機能面を重視するように指示がある場合にはどうするかとう問題がある。納入先・顧客からの要求における環境負荷とコストや性能とのバランスというトレードオフの関係が常に存在する。

#### (2)統合認証の留意点

• 統合認証の広がり:環境経営の範囲をシステマティックに広げるために、ISO14001 に

ついて、全サイトで統合認証を取得する企業が増加している。全社的に同一レベルでEMSを行うことにより、全体の底上げが期待できることや、EMSの範囲をLCA的に広げられるという面も、統合認証の利点である。

• 統合認証の得失: 統合認証には、コスト削減になど、副次的メリットもあり得る。一方、統合認証に切り替えた結果、ある一つの工場の審査が数年に一度と頻度が下がってしまったとしたら、EMSのレベルが下がってしまう懸念もある。その場合、内部監査の充実など別の課題が生じることになる。

#### (3) 環境マネジメント支配権

- 連結会社の環境負荷: 財務連結の場合、対象範囲は連結子会社と持分法適用会社であるが、出資比率が 20%以上 50%以下である持分法適用会社の環境負荷を 100%取り込むことは、ダブルカウントの可能性がある。連結子会社(50%超から 100%)のみを対象とし、その環境負荷を 100%とすることは、50%以下の関係会社の環境負荷を 0%(対象外)とすることで、合理性はある。
- <u>出資比率と環境負荷の整合性</u>:将来、排出権のように環境負荷量が経済的価値(マイナスにしろ)を生じるなら、持ち分(出資比率)に応じて環境負荷を計算する必要が出て来るだろう。その時は、連結子会社でも100%でなく出資比率で計算することも考えられる。

#### (4)データ集計

- <u>根拠の表示問題</u>:信頼性が異なるデータを、同じように開示してよいのか。また、実測 と推計の境界はどこに置くべきか。
- <u>集計システムの電子化</u>:電子化された集計システムがないがゆえに、集計できない場合はどうするか。電子集計システムを新たに構築する場合、将来の企業間の比較を可能にするような汎用の電子集計システムにすべきという意見もある。
- 環境配慮製品の定量的定義:環境配慮製品のように、定義が曖昧なために正確に集計できない場合がある。

#### (5)概念的な指標の問題

• 生物多様性や持続可能性の数値化:生物多様性や持続可能性(サステナビリティ)といった一律に数値化することはできないが、重要な概念への取り組みをどう評価したらいいか。新たなEPIの開発が必要なのかもしれない。

#### (6)所有権の問題

• <u>所有権と「拡大環境責任」</u>:業種によっては、「所有権」とは切り離して環境責任を議論する必要がある。民法上の所有権だけでは、持続可能な社会形成の観点からは不十分であり、商品特性によっては販売後も「拡大環境責任」が発生するという指摘である。特に、建設業では所有権は施主に帰属する問題がある。

#### 2.3 「EPIの範囲」に関する今後の課題

2.2 での議論から E P I の計測・開示にかかわる「E P I の範囲」については、その基本的な枠組みの課題と当面の実務上の課題の二つがあることが判明した。以下、その要点を今後の課題として整理する。

#### 2.3.1 基本的な枠組みの課題

- (1) 業種特性に応じた「経営範囲」と「ライフサイクル」の区分
  - 1) E P I の範囲として、基本的には「経営範囲」と「ライフサイクル」の二軸から整理できると考えられるが、それぞれ業種特性に応じた合理的な区分の検討が必要である。

#### (2) 「経営範囲」の考え方について

- 1)「経営範囲」については、財務連結が一つの基準とはなるものの、実質的な"環境連結"(環境マネジメント支配権の行使範囲、あるいは環境負荷が大きい範囲)との検討が必要である。
- 2) "環境連結"は連結EMSとも言えるが、一般的には財務連結より狭く、その一部しか取り組まないことになる。しかし、財務連結外でも環境負荷が大きく、環境面で支配権(や影響力)を有している場合、環境連結には含まれる場合もある。
- 3) 財務連結・環境連結のいずれでも、連結会社を範囲とした場合には海外の連結子会社 も対象とすることになるが、実際上の問題(実質的な経営権、管理システム、現地法 令、慣習等)から日本と同じ扱いができない場合にどのようにすべきかという問題が 残る。
- 4) 「グループ企業」を採用する場合には、連結子会社と持分法適用会社、さらには共通のロゴマークを使う企業が含まれることになるが、「支配権」と「影響力」などによるこれらの企業へのかかわりの違いをどのように反映させるべきか、あるいはその区別の必要はないのか。
- 5) グループ企業には多種多様な業種・業態が存在するが、現実には全体としての環境パフォーマンスの計測・開示は容易ではない。特にグループ全体でのデータ収集に困難が予想される。

#### (3) 「ライフサイクル」の考え方について

- 1) 製造業をイメージした製品ライフサイクルによる範囲区分は、全ての業種には適用できない。各業種の特性に対応する商品ライフサイクルの区分が必要である。
- 2) 業種特性によってライフサイクルのバウンダリー遡及範囲と E P I 項目の関係は異なり、一律ではない。サプライチェーンの範囲についても、業種別の対応が必要である。
- 3) 外注や委託をしている場合の環境負荷に関して、内製と外製の責任帰属を明確にする必要がある。
- 4) 資本関係はなくとも取引先との関係が深く、実質的に環境パフォーマンスへの取り組み姿勢や内容が納入先により規定されているという、納入先の"影響の大きさ問題"がある。

#### 2.3.2 当面の実務上の課題

- 1) 環境パフォーマンスには実測値と推計値があり、その根拠を表示する必要があるが、その定義や境界も必要である。また、両者を同様に取り扱うことの問題もある。
- 2) E P I の種類によっては、実測が事実上不可能な場合もある。その場合、合理的な推計値の算出方法の定義および注釈が必要である。
- 3) 企業間取引の環境影響の範囲を示すという新しいタイプのEPIもあり得るかもしれない。つまり「影響範囲を明示したEPIの表示方法」を検討する価値はあろう。

#### 2.3.3 EPIに関する様々なバウンダリーの存在

図表 2-9 は、EPIの計測・開示の範囲を設定するに当たり、生産・販売活動を事業の中核とする製造業を想定して描いたものである。また、製品の環境負荷も生産過程におけるものが最も大きいと仮定している。ライフサイクル段階も製造業をイメージしているが、業種により、特に製造業では製造する製品の種類によりサプライチェーンの環境負荷の影響が異なり、EPIの計測・開示の範囲は大きく異なる可能性があることに注意が必要である。いずれにしても、業種特性に応じて、企業の経営範囲の考え方によりEPIのバウンダリーは大きく変化する。

経営範囲 単体企業 部 R&D 製造 廃棄・ -次サプ 使用 小売業 ライヤー 販売 回収 SCM 範囲 物流 ライフサイクルのステージ

図表 2-9 経営範囲の考え方により変化するEPIのバウンダリー

(資料)ニッセイ基礎研究所にて作成

#### 3.1 「SPIの項目と単位」についての現状

「SPIの項目」については、これまでCSRと関連して様々な議論が行われてきている。マルチ・ステークホルダーによる国際的なNGOであるGRI(Global Reporting Initiative)などが大きな方向性を示してはいるが、社会正義や価値観にもかかわる問題であるため、一義的には確定していないのが現状である。そこで、プロトコル研究会の参加企業と有識者を対象に、SPIの開示状況と管理状況に関する調査を行った。

なお、併せて「SPIの単位」も調査したが、「SPIの項目」自体が未確定のため、定性的な管理あるいは単軸の一般的な測定単位を利用しているのが現状であった。したがって、本研究会で現状把握に留まり、詳細な議論を行うには至らなかった。

#### 3.1.1 「SPIの項目」に関する調査方法

2章で述べた『EPIの範囲』の現状に関する調査と同様に、本研究会の参加企業に対して『SPIの項目』ごとにその「開示状況」と「管理状況」について、簡単なアンケート調査を行なった。また、有識者に対しては「SPIを開示すべき範囲」についてアンケート調査を行なった。

以上の企業と有識者に対する質問についての回答結果を、それぞれ頻度分布として整理 した。

#### 3.1.1.1 SPIの開示状況

社会パフォーマンス指標(SPI)の項目について、参加企業には図表 3-1 に示す調査票を用いて、1) 開示状況、2) 開示の適否、3) 計測の困難性の3点を尋ねた。有識者に対しては図表3-2に示すように、企業と同じパターンで「開示の適否」(希望する開示項目)を尋ねた。

SPIにはさまざまな項目が考えられるので、ここでは環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年度版 」に掲載されている、以下のAからEまでの5分野(23項目)ならびに「その他」について尋ねた。各項目の詳細は図表3-1、3-2を参照されたい。

- A. 労働安全衛生に係わる情報:6項目
- B. 人権及び雇用に係わる情報:8項目
- C. 地域の文化の尊重及び保護等に係わる情報:2項目
- D. 環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況:1項目
- E. 広範な消費者保護及び製品安全に係わる情報:6項目
- F. その他 (あれば記入)

図表 3-1 SPI項目の開示状況の調査票 (企業用)

	「SPI項目の開示状況」	, [C	関す	トる	調査	票	(1	È業	用)	)			
			示状							開示の有無にかかわりなく回答)	計測	の困	難性
		開示済み	開示せず (検討中)	開示せず (予定なし)	示すべき	が望ま	開示は不要	からな	の	理由・目的 (記述)	困難	中庸	
Α	労働安全衛生に係る情報												
A1	労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要												
	労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数)												
	度数率												
	事業活動損失日数												
	強度率												
	健康/安全に係る支出額、一人あたり支出額												
	人権及び雇用に係る情報												_
B1	人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要												
B2	労働力の内訳 ( 正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の 割合、高齢者雇用の状況 )												
В3	男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女 別割合)												
В4	障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障 害者の雇用状況												
B5	福利厚生の状況(産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、 従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休 暇の取得状況等)												
В6	労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、 労働基準監督局からの指導、勧告等の状況)												
В7	職場環境攻善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他いじめ 防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況)												
В8	児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等)												
U	地域の文化の尊重及び保護等に係る情報												
	地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要												
_	発展途上国等における取組												
	環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況												
-	広範な消費者保護及び製品安全に係る情報												
	消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要												
	PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策												
	販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム												
	消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況												
	製品等のリコール及び回収等の状況 特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラ												
	ム及いての思寸仏流												
F	その他(あれば記入)												
	(注)網掛けの部分について企業に回答を求めた。												

(注)網掛けの部分について企業に回答を求めた。

図表 3-2 SPI項目の開示希望の調査票 (有識者用)

	「SPI項目の開示状況」	[E]	関す	る舗	杳	票(	有	識者	計用	)			
		開	示状	況						プログログログ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイス アイス (1)	計浿	の困	難性
		開示済み	開示せず (検討中)	開示せず (予定なし)	開示すべき	開示が望ましい	不		の	理由・目的 (記述)	困難	中庸	
	労働安全衛生に係る情報	_											
	労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要												<u> </u>
	労働災害発生頻度、労働災害件数 (事故件数 )												<u> </u>
	度数率												
	事業活動損失日数												
	強度率												_
_	健康/安全に係る支出額、一人あたり支出額												
_	人権及び雇用に係る情報	_									_		_
B1	人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要		Ш										_
B2	労働力の内訳 ( 正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の 割合、高齢者雇用の状況 )												
В3	男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女 別割合)												
RΛ	障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障 害者の雇用状況												
В5	福利厚生の状況(産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、 従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休 暇の取得状況等)												
В6	労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況)												
В7	職場環境改善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他いじめ 防止の取組状況及びこれらに関するクレームの状況)												
В8	児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サブライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等)												
v	地域の文化の尊重及び保護等に係る情報												
C1	地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要											Ĺ	L
C2	発展途上国等における取組		Ш									oxdot	
D	環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況												
Е	広範な消費者保護及び製品安全に係る情報												
E1	消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要		Ш										$oxedsymbol{oxed}$
E2	PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策												
	販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム		Ш										
	消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況		Ш										
E5	製品等のリコール及び回収等の状況		Ш										_
E6	特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラ ム及びその遵守状況												
<b>カ</b> .	その他(あれば記入)												
L	(注)網掛けの部分について有識者に回答を求めた		LĪ									L	L

(注)網掛けの部分について有識者に回答を求めた。

#### 3.1.1.2 SPIの管理状況

前述の「SPIの開示状況」とは別に、SPIの開示・非開示にかかわらず、SPIの項目について企業が実際にどのように管理しているかを把握する必要がある。そこで、参加企業に対して、各SPI項目について 1) 管理状況(計測・管理の範囲)、2) 計測単位、3) 計測理由、4) 自社の強みや特徴のアピール希望の 4 点を尋ねた。ここでは、SPI項目として、GRI(Global Reporting Initiative)の『GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002』における「社会的パフォーマンス指標」を用いた。有識者に対しては、同じSPI項目について、開示希望の程度を尋ねた。

#### (1) 企業への質問

「SPIの管理状況」に関する企業への質問は、図表 3-3 に示す調査票を用いて、以下の4点である。

#### 1) SPIの管理状況(計測・管理の範囲)

SPIの管理状況(計測・管理の範囲)については、EPIと同様に、経営範囲の視点から「国内主要事業所」、「国内単独会社」、「国内連結会社」、「海外主要事業所」、「海外連結会社」、「グループ企業」の 6 段階に加えて、「国内SC(サプライ・チェーン)」、「海外SC」を入れた8 段階に分けて尋ねた。

#### 2) S P I の計測単位

SPIの計測単位については、それぞれのSPI項目ごとに適用する単位(自由記述方式)を尋ねた。

#### 3) SPIの計測理由

SPIを計測する理由については、「法定義務」、「(外部向け)レポート用」、「(内部)マネジメント用」、「(内部)コスト管理用」の4つの視点から尋ねた。

# 4) SPIに関する自社の強みや特徴のアピール希望

SPIに関する自社の強みや特徴のアピール希望については、その強弱を尋ねた。

#### (2) 有識者への質問

有識者に対しては、各SPI項目について、図表 3-4 に示すようにそれぞれの立場から どの程度知りたいのかを3段階評価で尋ねた。

#### (3) SPIの質問項目

より広範なSPI項目につての状況を把握するために、ここでは図表 3-5 に示すGRIの「社会的パフォーマンス指標」の必須指標ならびに任意指標のすべてについて尋ねた。これに含まれる分野は以下の通りである。

- 労働慣行と公正な労働条件
  - ・雇用

- ・労働、労使関係
- ・安全衛生
- ・教育研修
- ・多様性と機会
- 人権
  - ・方針とマネジメント
  - ・差別対策
  - ・組合結成と団体交渉の自由
  - ・児童労働
  - ・強制労働、義務労働
  - ・懲罰慣行
  - ・保安慣行
  - ・先住民の権利
- 社会
  - ・地域社会
  - ・贈収賄と汚職
  - ・政治献金
  - ・競争と価格設定
- 製品責任
  - ・顧客の安全衛生
  - ・製品とサービス
  - ・広告
  - ・プライバシーの尊重

さらに、正確にはSPIとは異なるが、EPI以外の項目という意味で、併せてGRIの「経済的パフォーマンス指標」の必須指標、任意指標についても尋ねた。これに含まれる分野は以下の通りである。

- 直接的影響
  - ・顧客
  - ・供給業者
  - ・従業員
  - ・投資家
  - ・公共部門
- 間接的影響

(取り扱い製品とサービスにかかわる主要な外部効果)

# 図表 3-3 SPI項目の管理状況の調査票 (企業用)

#### プロトコル研究会(企業用調査票)

(注)各セルに該当する<mark>半角整数</mark>(0、1、2のいずれか)を記入してください。 必ずしも厳密なデータの裏づけを確認していたただく必要はありません。

	問	1:雀	理状	況(計	測・	管理	の範	囲)	問2:計測単位		問3:	計測	理由		
(GRIガイドライン2002に準拠)	国内主要事業所	国内単独会社	国内連結会社	海外主要事業所	海外連結会社	グ ルー プ企 業	国内SC	海外SC	(自由記述)		レポート用	マネジメント用	コスト管理	その他	問4:自社の強 みや特徴のア ピール希望
【社会的パフォーマンス指標】															
労働慣行と公正な労働条件															
雇用															
労働/労使関係															
安全衛生															
多様性と機会															
人権															
方針とマネジメント															
差別対策															
組合結成と団体交渉の自由															
児童労働															
強制・義務労働															
<b>懲罰慣行</b>															
保安慣行															
先住民の権利															
社会															
地域社会															
贈収賄と汚職															
政治献金															
競争と価格設定															
製品責任															
顧客の安全衛生															
製品とサービス															
広告															
プライバシーの尊重															
【経済的パフォーマンス指標】	•			•		•									
直接的な影響															
顧客															
供給業者															
従業員															
投資家															
公共部門															
間接的な影響	•														
16018月176年7															

**問1の選択肢** 2:ほぼ全てが対象である 1:一部は対象である 0:対象ではない

問3の選択肢 1:はい 0:いいえ

**問4の選択肢** 2:ぜひアピールしたい 1:少しはアピールしたい 0:アピールは不要/わからない

SC:サプライチェーン

(資料)「G R I サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」

# 図表 3-4 SPI項目の開示希望の調査票 (有識者用)

#### プロトコル研究会(有識者用調査票)

(注)各セルに該当する半角整数(0、1、2のいずれか)を記入してください。 問2は、「ぜひ知りたい」項目についてのみ記入ください。

	問1:どの程度知りたいか	問2:ぜひ知りたい理由
		(自由記述)
(GRIガイドライン2002に準拠)		
【社会的パフォーマンス指標】		
労働慣行と公正な労働条件		
雇用		
労働/労使関係		
安全衛生		
多様性と機会		
人権		
方針とマネジメント		
差別対策		
組合結成と団体交渉の自由		
児童労働		
強制・義務労働		
懲罰慣行		
保安慣行		
先住民の権利		
社会		
地域社会		
贈収賄と汚職		
政治献金		
競争と価格設定		
製品責任		
顧客の安全衛生		
製品とサービス		
広告		
プライバシーの尊重		
【経済的パフォーマンス指標】		
直接的な影響		
顧客		
供給業者		
従業員		
投資家		
公共部門		
間接的な影響		
1247017.00 M		

**問1の選択肢** 2 : ぜひ知りたい 1 : できれば知りたい 0 : 特に必要ではない

(資料)「G R I サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」

図表 3-5 SPI項目の詳細 (G R I サステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002 より )

【社会的パフォーマンス	ス指標】 詳細項目(GRIガイドライン2002に準拠)
労働慣行と公正な労働	動条件
必須	LA1. 労働力の内訳:地域・国別、身分別(従業員・非従業員)
必須	LA1. 労働力の内訳:勤務形態別(常勤・非常勤)
必須	LA1. 労働力の内訳:雇用契約別(期限不特定および終身雇用・固定期間および臨時) LA1. 労働力の内訳(可能であれば):他の雇用者に雇われている従業員(派遣社員や出
<u>必須</u> 雇用	向社員)の地域・国別の区分
<u>必須</u> 任意	LA2. 雇用創出総計と平均離職率を地域・国別に区分 LA12. 従業員に対する法定以上の福利厚生(例:医療、身体障害、出産、教育および退職に対する手当)
必須	その他(あれば記入)  LA3. 独立した労働組合もしくは真に従業員を代表する者・団体の従業員代表によりカバーされている従業員の地理的な割合
必須	LA3. 団体交渉協定によりカバーされている従業員の地域・国別の割合
必須 労働/労使関係	1/4   起生組織の運営に関する亦再 / 例・リフトラクチャリングンの際の従業員への桂起
任意	LA13. 意思決定および経営(企業統治を含む)に正規従業員が参画するための規定
	その他( )
必須	LA5. 労働災害および職業性疾病に関する記録・通知の慣行
必須	LA5. 「労働災害と職業病の記録と通知に関するILO 行動規範」 への適合性
任意	LA14. 「労働安全衛生マネジメントシステムに関するILO ガイドライン」 の実質的遵守 LAG. 経営陣と労働者代表からなる公式の合同安全衛生委員会の実施と、そのような委員
<u>必須</u> 安全衛生	LAO. 経昌陣と労働有礼衣がちなる公式の吉向女主衛生安員会の美施と、そのような安員会が対象としている従業員の割合
必須	LA7. 一般的な疾病、病欠、欠勤率、および業務上の死亡者数(下請け従業員を含む) LA8. HIV/AIDS についての方針およびプログラム(職域についてだけでなく全般的なも
必須	Ø)
任意	LA15. 職場の安全衛生に関する労働組合または真に従業員を代表する者・団体従業員代表との公式な取り決めと、これらの取り決めの対象となる従業員の割合
	その他( )
必須	LA9. 従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間 (上級管理職、中間管理職)
必須	LA9. 従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間(専門職、技術職、事務職)
<u>必須</u> 教育研修	LA9. 従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間(生産、整備の職種)
任意	LA16. 雇用適性を持ち続けるための従業員支援および職務終了への対処プログラム
任意	LA17. 技能管理または生涯学習のための特別方針とプログラム
	その他( )
必須	よびその結果(機会均等の方針は、職場におけるいやがらせや歴史的差別に対する差別撤廃措置を含む)
<u>必須</u> 多様性と機会	LA11. 上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の男女男女比率
必須	LA11. 上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の構成比率について、多様性 を示す文化的に適切な指標
	その他( )
	)

52

人権		
必須		HR1.業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順(これらの方針の世界人権宣言やILOの基本的人権規約など既存の国際基準への適合性を含む)
必須		HR1.業務上の人権問題の全側面に関する方針、ガイドライン、組織構成、手順に関する 監視システムとその結果
必須		HR2.投資および調達に関する意思決定(供給業者・請負業者の選定を含む)の中に人権 に与える影響への配慮
必須	方針とマネジメント	する方針と手順(人権パフォーマンスは、GRI パフォーマンス指標の報告側面中、人権の側面を意味する)
必須		HR3. サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順の監視システムとその結果
任意		HR8.業務上の人権問題の全側面に関する方針と手順についての従業員研修(訓練形態、 研修参加者数、平均研修期間を含])
		その他( )
必須	差別対策	HR4.業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラム HR4.業務上のあらゆる差別の撤廃に関するグローバルな方針、手順、プログラムの監視 システムとその結果
必須		HR5. 組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的に適用される範囲
必須	組合結成と団体交渉の自由	HR5. 組合結成の自由に関する方針と、この方針が地域法から独立して国際的な適用に関する問題に取り組むための手順・プログラム
		その他( )
必須		HR6. ILO 条約第138 号で規定されている児童労働の撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲
必須	児童労働	HR6. ILO 条約第138 号で規定されている児童労働の撤廃に関する問題に取り組むための 手順・プログラム
必須	70=7712	HR6. ILO 条約第138 号で規定されている児童労働の撤廃に関する問題に取り組むための 手順・プログラムの監視システムとその結果
		その他( )
必須		HR7. 強制・義務労働撤廃に関する方針と、この方針が明白に述べられ適用されている範囲
必須	70 Hal 25 75 W 55	HR7. 強制・義務労働撤廃に関する問題に取り組むための手順・プログラム
必須	強制・義務労働	HR7. 強制・義務労働撤廃に関する問題に取り組むための手順・プログラムの監視システムとその結果
		その他( )
任意		HR9. 不服申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)
任意	懲罰慣行	HR9. 不服申し立てについての業務慣行(人権問題を含むが、それに限定されない)に関する供述と抗議のプロセス
任意	松高川貝1	HR10. 報復防止措置と、実効的な秘密保持・苦情処理システム (人権への影響を含むが、それに限定されない)
		その他( )
任意	保安慣行	HR11. 保安担当職員への人権研修(研修の種類、研修受講者数、平均研修期間を含む)
		その他( )
任意		HR12. 先住民のニーズに取り組む方針、ガイドライン、手順(従業員として雇用されている先住民と、組織が現在操業中および将来の操業が予定される地域の先住民を含む)
任意	先住民の権利	HR13. 共同運営している地域苦情処理制度や管轄機関
任意		HR14. 事業地区からの営業収入のうち、地元地域社会に再配分される割合。
		その他( )

社会		
必須		むための手順と計画(地域のステークホルダーを特定し、対話を進めるための手順の説 明を含む)
必須	地域社会	SO1 組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画に関する監視システムとその結果
任意	<u>so</u>	804. 社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰。
		その他( )
必須		SO2. 贈収賄と汚職に関する方針、手順/マネジメントシステムと、組織と従業員の遵守 システム
必須	曽収賄と汚職 SC	SO2. 「国際間取引における外務公務員の収賄防止に関するOECD 議定書」の必要条件
		その他( )
必須		803. 政治的なロビー活動や献金に関する方針、手順/マネジメントシステムと遵守システム
任意	政治献金	805. 政党および政党候補への資金提供を主目的とした政党や団体への献金額
		その他( )
任意		806. 反トラストと独占禁止法令に関わる訴訟の判決
任意	競争と価格設定	S07. 不正競争行為を防ぐための組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム
		その他( )

製品責	任	
必須		PR1. 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方針が明白に述べられ適用されている範囲
必須		PR1. 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する問題を扱うための手順/プログラム
必須		PR1. 製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する手順 / プログラムの 監視システムとその結果
任意	顧客の安全衛生	PR4. 顧客の安全衛生に関する規制への不適合、およびこれらの違反に課された処罰・罰金の件数と類型
任意		PR5. 製品とサービスの安全衛生を監督、規制する所轄機関、および同種の公的機関に報告されている苦情件数
任意		PR6. 報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞
		その他( )
必須		PR2. 商品情報と品質表示に関する組織の方針、手順 / マネジメントシステム、遵守システム
任意	製品とサービス	PR7. 製品情報と品質表示に関する規制への不適合の件数と類型 ( これらの違反に課された処罰・罰金を含む )
任意		PR8. 顧客満足度に関する組織の方針、手順/マネジメントシステム、遵守システム(対象となる地域を明記)
任意		PR8. 顧客満足度調査の結果
		その他( )
任意		PR9. 広告に関する規準や自主規範の遵守システムに関する方針、手順・マネジメント (対象となる地域を明記)
任意	広告	PR10. 広告、マーケティングに関する法律違反の件数と類型
		その他( )
必須		PR3. 消費者のプライバシー保護に関する、方針、手順 / マネジメントシステム、遵守システム(適応対象となる地域を明記)
任意	プライバシーの尊重	PR11. 消費者のプライバシー侵害に関して正当な根拠のある苦情件数
		その他( )

経済的パフォーマンス指標	項目
直接的な影響	
<u>必須</u> <u>必須</u> 顧客	金銭的フロー指標: EC1.総売上げ 上のものについて)と売上げ(その国での売上げが国内総生産( GDP)の5%を超えるものについて) その他( )
<u>必須</u> <u>少須</u> <u>任意</u> <u>任意</u>	金銭的フロー指標: EC3.製品、資材、サービスなど全調達品の総コスト (ここで言う「条件」には支払の日程、形態、その他の条件が含まれるが、詳細条件によらず条件どおりに支払われた契約の全体に占めるパーセンテージ) EC11.組織別と国別の供給業者内訳(総調達額の10%以上の取引があった供給業者) EC11.総調達額がその国のGDPの5%を超えるすべての国名 その他()
<u>必須</u> 従業員	の総支払額の国ないし地域ごとの内訳(対象となる報酬は現時点ですでに支払われているものであって、将来的な支払いを約束されているものは含めない) その他( )
<u>必須</u> <u>必須</u> 投資家	式のすべてのカテゴリーごとに分類された配当 - 優先配当金の遅延も含む。これには長期的な債務だけではなく、すべての形の債務と借入金が含まれる)  EC7.期末時点での内部留保の増減 その他()
<u>必須</u> <u>必須</u> <u>必須</u> <u>必須</u> <u>任意</u>	金銭的フロー指標: EC8.支払税額の全種類についての国別の内訳 EC9.助成金等についての国ないし地域別の内訳(助成金、税金控除や、商品やサービスの取り扱いに直接関係しない金銭的な利益を含む) EC10.地域社会、市民団体、その他団体への寄付(金銭と物品別に分けた寄付先団体タイプごとの寄付額の内訳) EC12.コアビジネスではない領域でのインフラ整備にかかわる支出(例えば、従業員とその家族向けの学校または病院にかかわる支出) その他( )
間接的な影響	
任意	EC13.間接的な経済影響(取り扱い製品とサービスにかかわる主要な外部効果を特定) その他( )

(資料)GRI「GRIサステナビリティ・リポーティング・ガイドライン 2002」

#### 3.1.2 「SPIの項目」に関する調査結果

前述の企業担当者と有識者への質問について、それぞれの回答結果を頻度分布として整理した。ここではSPIの項目について、企業サイドの「開示状況」、「管理状況」ならびに有識者(ステークホルダー)の希望する「項目」に分けて分析する。ただし、いずれも限られたサンプル数であるため、一定の傾向を示すものと理解すべきである。

#### 3.1.2.1 SPIの開示状況

#### (1)企業の調査結果

本研究会参加の企業 10 社による S P I の開示状況に関する回答結果の集計から、以下のような傾向が読み取れる。

#### 1) SPIの開示状況

環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002年度版 」に基づくSPI項目に関する企業の開示状況については、図表 3-6(1)に示すように、「開示済み」の項目と「開示せず(検討中)」あるいは「開示せず(予定なし)」の項目の二つに大きく分かれた。比較的多くのSPI項目で「開示済み」と回答した企業が半数を超えており、ある程度は既に開示されていることがわかる。C(地域の文化の尊重及び保護等に係わる情報)とD(環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況)では、すべての項目について、半数以上が「開示済み」であった。特に、「開示済み」が80%を超えるSPI項目は、以下のとおりである。()内の%は、開示済み企業の割合である。

#### 【「開示済み」が80%超のSPI項目】

- A. 労働安全衛生に係る情報
  - A1: 労働安全衛生に関する方針、計画、取組(100%)
- B. 人権及び雇用に係る情報
  - B3:男女雇用機会均等法に係る情報(80%)
  - B5:福利厚生の状況(80%)
  - B7:職場環境改善の取組状況(80%)
- D. 環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況 (90%)
- E. 広範な消費者保護及び製品安全に係る情報
  - E1:消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要(80%)
  - E4:消費者クレーム窓口の設置及びその処理の状況(90%)

これに対し、「開示済み」と回答した企業が半数に満たなかった項目は、以下の通りである。( )内の%は、開示済み企業の割合である。

#### 【「開示済み」が半数未満のSPI項目】

#### A. 労働安全衛生に係る情報

- A3:度数率(30%)
- A4:事業活動損失日数(0%)
- A5:強度率(10%)
- A6:健康/安全に係る支出額、一人あたり支出額(20%)

#### B. 人権及び雇用に係る情報

- B2:労働力の内訳(40%)
- B6: 労使関係の状況 (20%)
- B8:児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(30%)

#### E. 広範な消費者保護及び製品安全に係る情報

- E3: 販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム(30%)
- E5:製品等のリコール及び回収等の状況(40%)
- E6:特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラム及びその 遵守状況(0%)

なお、上記SPI項目の中で開示が進んでいないB(人権及び雇用に係わる情報)にある B8「児童労働、強制・義務労働防止の取組状況」については、これまで日本企業ではあま り問題視されてこなかった項目であるため、開示しないというよりは、取組や管理そのも のが行われていない可能性がある。

これに対して、A(労働安全衛生に係る情報)については、法律で管理・報告義務があるものも含まれていることから、単に開示をしていないものと思われる。また、B2「労働力の内訳」やE(広範な消費者保護及び製品安全に係る情報)に含まれる項目については、おそらく内部データとしては存在する、あるいは集計しようと思えばできるのではないかと推察されるため、これらの項目が開示すべき指標であるということが、日本企業においてはまだ認識が薄いのかもしれない。

図表 3-6(1) 企業のSPI項目の開示状況

			開示	状況		
	SPI項目(環境省ガイドライン準拠)	開示済み	開示せず (検討中 )	開示せず (予定なし)	該当せず	n
Α	労働安全衛生に係る情報					
A1	労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要	100%	0%	0%	0%	10
A2	労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数)	50%	40%	10%	0%	10
	度数率	30%	10%	60%	0%	10
	事業活動損失日数	0%	30%	70%	0%	10
	強度率	10%	20%	70%	0%	10
A6	健康 / 安全に係る支出額、一人あたり支出額	20%	30%	50%	0%	10
_	人権及び雇用に係る情報					
	人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要	78%	22%	0%	0%	9
B2	労働力の内訳(正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況)	40%	20%	40%	0%	10
В3	男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女別割合)	80%	0%	20%	0%	10
В4	障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障害者の雇用状況	70%	20%	10%	0%	10
B5	福利厚生の状況(産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況等)	80%	10%	10%	0%	10
	労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する 基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧 告等の状況)	20%	30%	50%	0%	10
В7	職場環境改善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他いじめ防止の取組状況 及びこれらに関するクレームの状況)	80%	20%	0%	0%	10
В8	児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サプライチェーンを含むこれらに関す る撤廃プログラムの状況等)	30%	40%	30%	0%	10
C	地域の文化の尊重及び保護等に係る情報					
	地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要	50%	10%	40%	0%	10
C2	発展途上国等における取組	50%	20%	20%	10%	10
_	環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況	90%	0%	0%	10%	10
_	広範な消費者保護及び製品安全に係る情報					
	消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要	80%	20%	0%	0%	10
	PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策	60%	10%	0%	30%	10
_	販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム	30%	20%	20%	30%	10
	消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況	90%	10%	0%	0%	10
	製品等のリコール及び回収等の状況	40%	10%	20%	30%	10
E6	特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラム及びその遵守 状況	0%	30%	50%	20%	10

50%超

(注)SPI項目は環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年版」に基づく。

#### 2) SPI項目の開示の適否

SPI項目の開示の適否に関する企業の回答は、図表 3-6(2)に示すように、前項 1)で「開示済み」の項目については、概ね「開示が望ましい」あるいは「開示すべき」となっている。しかし、E(広範な消費者保護及び製品安全に係わる情報)の項目以外では、「開示すべき」が「開示が望ましい」より少なくなっている。

一方、A(労働安全衛生に係る情報)のいくつかの項目については、「開示は不要」あるいは「わからない」の合計が50%を超えるものがいくつかあり、これらの指標を対外的には出す必要はないと判断しているようである。B(人権及び雇用に係る情報)の中で B6「労使関係の状況」については、現状では80%の企業が開示していないが、「開示は不要」と考える企業は30%に留まっている。それゆえ、今後は開示状況に変化があるかもしれない。

上記以外では、B2「労働力の内訳」、B8「児童労働、強制・義務労働防止」、C1「地域文化の尊重・保護等に係る方針、計画、取組」などについて、「わからない」の回答が 20%あり、これらの項目については開示の必要性についての企業の認識が低いものと考えられる。

#### 3) SPI計測・収集の困難性

企業がSPI項目を計測・収集することの困難性ないし容易性については、図表 3-6(3) に示すように、多くの項目においては「中庸」ないしは「容易」であった。特に、E(広範な消費者保護及び製品安全に係わる情報)については、「困難」という回答は皆無であった。

一方、A(労働安全衛生に係る情報)のなかの A6「健康/安全に係る支出、一人当たり支出額」やC(地域の文化の尊重及び保護等に係る情報)のなかのC2「発展途上国等における取組」などについては、「困難」と回答する企業が複数見られたが、これは社内情報の入手困難性も考えられる。なお、B(人権及び雇用に係る情報)のなかの B8「児童労働、強制・義務労働防止」については、「困難」とする企業は比較的少なかった。

図表 3-6(2) 企業と有識者によるSPI項目の開示適否

			開	示(	D適	否				開	示の	D適	否		
				企	業						有詞	锴			
	SPI項目(環境省ガイドライン準拠)	開示すべき	開示が望ましい	1+	から	その他	該当せず	n	開示すべき	開示が望ましい	開示は不要	わからない	その他	該当せず	n
Α	労働安全衛生に係る情報														
A1	労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要	40%	60%	0%	0%	0%	0%	10	50%	50%	0%	0%	0%	0%	6
A2	労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数)	20%	70%	10%	0%	0%	0%	10	50%	50%	0%	0%	0%	0%	6
АЗ	度数率	10%	40%	20%	10%	20%	0%	10	50%	17%	0%	0%	33%	0%	6
A4	事業活動損失日数	10%	10%	40%	20%	20%	0%	10	33%	33%	17%	0%	17%	0%	6
A5	強度率	10%	20%	20%	30%	20%	0%	10	50%	17%	0%	0%	33%	0%	6
A6	健康/安全に係る支出額、一人あたり支出額	0%	50%	30%	20%	0%	0%	10	33%	33%	0%	33%	0%	0%	6
В	人権及び雇用に係る情報		-												
	人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要	67%	33%	0%	0%	0%	0%	9	67%	33%	0%	0%	0%	0%	6
B2	労働力の内訳(正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況)	20%	40%	10%	20%	10%	0%	10	50%	50%	0%	0%	0%	0%	6
ВЗ	男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女別割合)	40%	50%	0%	10%	0%	0%	10	83%	17%	0%	0%	0%	0%	6
В4	障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障害者の雇用状況	40%	50%	10%	0%	0%	0%	10	67%	33%	0%	0%	0%	0%	6
В5	福利厚生の状況(産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況等)	20%	70%	10%	0%	0%	0%	10	67%	17%	0%	17%	0%	0%	6
В6	労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する 基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧 告等の状況)	10%	40%	30%	10%	10%	0%	10	33%	33%	0%	33%	0%	0%	6
В7	職場環境改善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他いじめ防止の取組状況 及びこれらに関するクレームの状況)	30%	60%	0%	10%	0%	0%	10	67%	17%	0%	17%	0%	0%	6
В8	児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サプライチェーンを含むこれらに関す る撤廃プログラムの状況等)	10%	60%	10%	20%	0%	0%	10	17%	67%	0%	0%	17%	0%	6
С	地域の文化の尊重及び保護等に係る情報														
C1	地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要	30%	40%	10%	20%	0%	0%	10	50%	33%	0%	17%	0%	0%	6
C2	発展途上国等における取組	10%	60%	20%	0%	0%	10%	10	50%	17%	0%	17%	17%	0%	6
D	環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況	50%	40%	0%	0%	0%	10%	10	67%	33%	0%	0%	0%	0%	6
Е	広範な消費者保護及び製品安全に係る情報														
E1	消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要	80%	20%	0%	0%	0%	0%	10	67%	17%	0%	0%	17%	0%	6
E2	PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策	50%	20%	0%	0%	0%	30%	10	83%	0%	0%	_	17%	_	6
E3	販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム	10%	60%	0%	0%	0%	30%	10	67%	17%	0%	0%	17%	0%	6
E4	消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況	70%	30%	0%	0%	0%	0%	10	83%	0%	0%	0%	17%	0%	6
E5	製品等のリコール及び回収等の状況	20%	50%	0%	0%	0%	30%	10	83%	0%	0%	0%	17%	0%	6
E6	特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラム及びその遵守 状況	10%	30%	20%	10%	10%	20%	10	50%	33%	0%	0%	17%	0%	6

50%超

(注)SPI項目は環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年版」に基づく。

# 図表 3-6(3) 企業におけるSPIの計測・収集の困難性

(注)SPI項目は環境省「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン 2002 年版」に基づく。

		計	測の	困難	性	
	SPI項目(環境省ガイドライン準拠)	困難	中庸	容易	該当せず	n
Α	労働安全衛生に係る情報					
	労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要	0%	22%	78%	0%	9
A2	労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数)	0%	56%	44%	0%	9
АЗ	度数率	_	_	33%	0%	9
	事業活動損失日数	22%	44%	33%	0%	9
	強度率	_		22%	0%	9
A6	健康 / 安全に係る支出額、一人あたり支出額	44%	56%	0%	0%	9
-	人権及び雇用に係る情報					
	人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要	0%	44%	56%	0%	9
B2	労働力の内訳(正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の状況)	11%	44%	44%	0%	9
ВЗ	男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女別割合)	0%	33%	67%	0%	9
	障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障害者の雇用状況	0%	22%	78%	0%	9
B5	福利厚生の状況(産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外教育及びNPO活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況等)	11%	44%	44%	0%	9
В6	労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する 基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧 告等の状況)	22%	56%	22%	0%	9
В7	職場環境改善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他いじめ防止の取組状況 及びこれらに関するクレームの状況)	11%	67%	22%	0%	9
B8	児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等)	22%	56%	11%	11%	9
C	地域の文化の尊重及び保護等に係る情報					
C1	地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要	22%	44%	33%	0%	9
C2	発展途上国等における取組	33%	44%	11%	11%	9
D	環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況	11%	33%	44%	11%	9
E	広範な消費者保護及び製品安全に係る情報					
E1	消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要	0%	56%	44%	0%	9
E2	PL法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策	0%	44%	22%	33%	9
E3	販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム	0%	56%	11%	33%	9
E4	消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況	0%	33%	67%	0%	9
E5	製品等のリコール及び回収等の状況	0%	44%	22%	33%	9
E6	特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラム及びその遵守 状況	0%	33%	33%	33%	9

50%超

#### (2)有識者の調査結果

前出の図表 3-6(2)に示すように、有識者に対して企業と同じSPI項目について、どの程度開示を求めるかを尋ねたところ、ほとんどの項目について「開示すべき」あるいは「開示が望ましい」との回答であった。特に、E(広範な消費者保護及び製品安全に係る情報)については、いずれの項目においても「開示すべき」の割合が高い。また、B(人権及び雇用に係る情報)のなかでは、B3「男女雇用機会均等法に係る情報」が高くなっている。

有識者の 60%以上が「開示すべき」とした項目は、以下のとおりである。( )内の%は、「開示すべき」とする有識者と企業の割合である。

#### 【有識者の60%以上が「開示すべき」とするSPI項目】

#### B. 人権及び雇用に係る情報

- B1:人権及び雇用に関する方針、計画、取組(67%、企業67%)
- B3:男女雇用機会均等法に係る情報(83%、企業40%)
- B4:身体障害者または知的障害者の雇用状況(67%、企業40%)
- B5:福利厚生の状況(67%、企業20%)
- B7:職場環境改善の取組状況(67%、企業30%)
- D. 環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況(67%、企業50%)

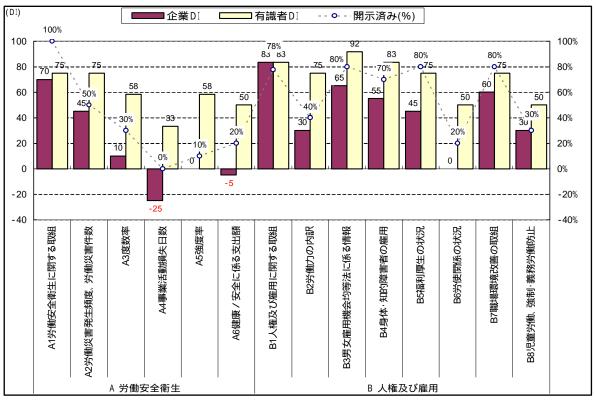
#### E. 広範な消費者保護及び製品安全に係る情報

- E1:消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要(67%、企業80%)
- E2: P L 法対策、特に製品設計、製造及び表示における安全対策(83%、企業50%)
- E3: 販売後の点検、修理等のアフターサービスプログラム (67%、企業 10%)
- E4:消費者クレーム窓口の設置及びその処理の状況(83%、企業70%)
- E5:製品等のリコール及び回収等の状況(83%、企業20%)

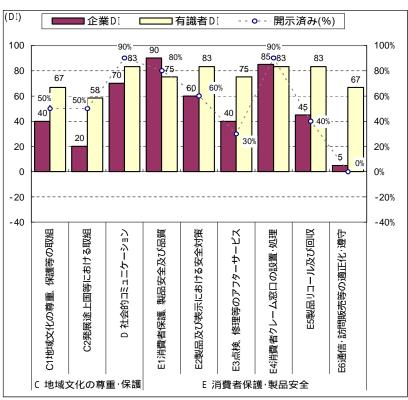
なお、有識者において唯一「開示は不要」と回答があったのは、A4「事業活動損失日数」であるが、これは他の指標で代替できるというのがその理由である。また、B6「労使関係の状況」については、企業よりも組合が開示すべきなのではないかという指摘もあった。

#### 【参考】企業と有識者における「開示すべきSPI項目」の共通点と相違点

企業および有識者の考える「開示すべきSPI項目」を比較すると、全体的にはいずれ も同様の傾向を示し、企業による「開示済み」項目との整合性も認められる。ただし、ほ ぼ全ての項目で、企業よりも有識者の方が「開示すべき」割合が高い。なお、B1「人権及 び雇用に関する取組」やE2「消費者クレーム窓口の設置・処理」では高い割合で一致する が、逆にE6「通信・訪問販売等の適正化・遵守」やA6「健康・安全に係る支出額」では 最も乖離している(図表 3-6(4))。



図表 3-6(4) 開示すべき SPI項目(企業と有識者)



(注) DI = 1.0 x 「開示すべき」 + 0.5 x 「開示が望ましい」 - 1.0 x 「開示は不要」 による相対値。

#### 3.1.2.2 SPIの管理状況

#### (1)企業の調査結果

#### 1) SPIの管理範囲

SPIについて企業が実際に計測し管理している範囲を、GRIガイドラインの項目を基にして経営範囲ごとにまとめたのが、図表 3-7(詳細項目別ではなく、中分類別の平均値を示す)である。まず顕著な特徴は、かなり多くの項目で、「海外主要事業所」や「グループ企業」では「対象でない」という回答が半数以上を占めていることである。「国内主要事業所」と「国内単独会社」では「ほぼ全てが対象」と回答する企業が多いが、これも項目によっては「一部は対象」ではなく「対象でない」の方が多くなっている。

「国内連結会社」がこれらのちょうど中間となっており、労働慣行等一部の項目を除けば、「一部は対象」と「対象でない」と回答する企業が大半となっている。なお、「海外連結会社」と「国内SC」、「海外SC」ではほとんどすべての項目について「対象でない」となっている。

なお、「ほぼ全てが対象」という回答がもっとも多いのは「国内単独会社」であるが、この経営範囲において「対象でない」が半数以上を占める項目をピックアップすると、以下のとおりである。ただし、これは大企業を前提としたものであることに留意する必要がある。

#### 労働慣行と公正な労働条件

#### (安全衛生)

• LA8: HIV/AIDS についての方針およびプログラム

#### (教育研修)

◆ LA9:従業員当たりの職位・職域別年間平均研修時間(生産、整備の職種)

#### (多様性と機会)

• LA11:上級管理職および企業統治機関の構成比率について、多様性を示す文化的 に適切な指標

#### 人権

#### (方針とマネジメント)

- HR2:投資および調達に関する意思決定の中に人権に与える影響への配慮
- HR3: サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組みに関する方針と手順
- HR3: サプライ・チェーンや請負業者における人権パフォーマンスの評価と取り組 みに関する方針と手順の監視システムとその結果

#### (先住民の権利)

- HR12: 先住民のニーズに取り組む方針、ガイドライン、手順
- HR13:共同運営している地域苦情処理制度や管轄機関
- HR14: 事業地区からの営業収入のうち、地元地域社会に再配分される割合。

上記のうち HIV/AIDS、多様性と機会、人権方針、先住民等については、いずれも日本企業だけでなく、これまで日本の社会においてはあまり切実な問題としては取り上げられることがなかったものであり、企業も経営上の課題として重要視するに至っていないことが考えられる。

なお、SPIを管理するときに使用している「計測単位」については、具体的な回答はほとんどなかった。一部あったものについても「金銭」あるいは「円」などの、ごく一般的な単位にとどまり、環境効率に見られるような独自の単位を創出している例は見られなかった。いずれにしても、SPIの項目自体の議論が行われている現在では、単位に対する関心は必ずしも高くないということであろう。

図表 3-7 SPI項目の管理状況(企業)

			問	]1:管理状	況(当該項	目の計測・	管理の範囲	∄)		1
		問1-1	問1-2	問1-3	問1-4	問1-5	問1-6	問1-7	問1-8	
		国内主要事業所	国内単独会社	国内連結会社	海外主要 事業所	海外連結 会社	グループ 企業	国内SC		
SPI項目(GRIガイドライン	準拠)	ほぼ全てが対象	ほぼ全てが対象	ほぼ全てが対象	ほぼ全てが対象	ほぼ全てが対象	ほぼ全てが対象	ほぼ全てが対象	ほぼ全てが対象	n
社会的パフォーマンス指標 労働慣行と公正な労働条件										
雇用 アルス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アンス アン	平均	64.8%	88.3%	46.7%	37.5%	13.0%	13.0%	8.3%	8.3%	10
労働/労使関係	平均	52.8%	67.5%	25.0%	28.1%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	10
安全衛生	平均	47.6%	64.3%	35.7%	21.4%	7.9%	14.3%	1.8%	1.8%	10
教育研修	平均	57.8%	72.0%	30.0%	30.0%	11.1%	11.1%	0.0%	0.0%	10
多様性と機会	平均	55.6%	76.7%	30.0%	33.3%	11.1%	11.1%	4.2%	4.2%	10
方針とマネジメント	平均	44.4%	51.7%	21.7%	16.7%	3.7%	22.2%	0.0%	0.0%	10
差別対策	平均	77.8%	80.0%	40.0%	31.3%	11.1%	33.3%	6.3%	0.0%	10
組合結成と団体交渉の自由	平均	66.7%	60.0%	30.0%	25.0%	11.1%	33.3%	0.0%	0.0%	10
児童労働	平均	66.7%	69.3%	36.7%	41.7%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	10
強制・義務労働	平均	66.7%	76.7%	36.7%	41.7%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	10
<b>懲罰慣行</b>	平均	66.7%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	10
保安慣行	平均	55.6%	60.0%	10.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
先住民の権利	平均	16.7%	14.8%	14.8%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
社会										
地域社会	平均	59.3%	73.3%	30.0%	25.0%	11.1%	22.2%	8.3%	0.0%	10
贈収賄と汚職	平均	46.5%	56.7%	31.1%	19.6%	5.6%	11.8%	0.0%	0.0%	10
政治献金	平均	56.3%	61.1%	33.3%	28.6%	6.3%	12.5%	0.0%	0.0%	10
競争と価格設定	平均	59.0%	73.3%	26.7%	20.5%	6.3%	11.8%	0.0%	0.0%	10
							•	•		
顧客の安全衛生	平均	64.8%	87.6%	32.4%	29.8%	7.4%	24.5%	0.0%	0.0%	10
製品とサービス	平均	77.8%	80.0%	37.5%	37.5%	8.3%	16.7%	0.0%	0.0%	10
広告	平均	38.9%	65.0%	20.0%	6.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	10
プライバシーの尊重	平均	72.2%	85.0%	30.0%	25.0%	5.6%	22.2%	0.0%	0.0%	10
経済的パフォーマンス指標 直接的な影響										
顧客	平均	75.0%	77.8%	72.2%	57.1%	43.8%	50.0%	0.0%	0.0%	10
供給業者	平均	41.7%	47.8%	28.6%	22.8%	8.7%	11.5%	0.0%	0.0%	10
従業員	平均	66.7%	80.0%	50.0%	37.5%	11.1%	22.2%	0.0%	0.0%	7
投資家	平均	64.6%	78.9%	68.3%	53.6%	41.0%	47.2%	0.0%	0.0%	10
公共部門	平均	49.0%	48.9%	36.1%	32.6%	11.5%	14.2%	0.0%	0.0%	10
間接的な影響	平均	11.1%	10.0%	10.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	7

は50%以上を示す。

(注)SPIは詳細項目別ではなく、中分類別の平均値を示す。

#### 2) SPIの管理理由

「SPIを管理している理由」について見てみると、図表 3-8 (中項目による平均値)に示すように、ほとんどの項目について計測している理由は「マネジメント用」であり、マネジメントに用いないのに、他の理由で計測しているという項目は一つもなかった。また、前述の「国内単独会社」でも管理していないSPI項目は、そのほとんどがマネジメント用にも該当していなかった。

すなわち、企業は主にコスト管理よりも内部マネジメントのためにSPIを計測しており、その一部が社外の報告やコスト管理にも利用されているというのが実態のようである。ちなみに、労働慣行と経済的パフォーマンスに関する指標の中には「コスト管理」目的のものがいくつかあった。

なお、「レポート用」として計測しているという回答があったSPI項目は、以下の4項目だけであった。

労働慣行と公正な労働条件

#### (雇用)

• LA12:従業員に対する法定以上の福利厚生

#### (多様性と機会)

• LA11:上級管理職および企業統治機関(取締役会を含む)の男女比率

#### 製品責任

#### (顧客の安全衛生)

• PR6:報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的 責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞

経済的パフォーマンス指標、直接的な影響

(顧客、金銭的フロー指標)

• EC1:総売上げ

図表 3-8 S P I 項目の計測理由(企業)

	1									
						計測理由				4
		問	3-1	問	3-2	問3	-3	問:	3-4	4
		法定	義務	レポ-	- ト用	マネジメ	ント用	コス	卜管理	
SPI項目(GRIガイドライン	準拠)	は い	い い え	は い	い い え	は い	い い え	はい	い い え	n
社会的パフォーマンス指標 労働慣行と公正な労働条件			•	•		•		•		
雇用	平均	13.0%	87.0%	34.7%	65.3%	94.4%	5.6%	50.0%	50.0%	10
労働/労使関係	平均		88.9%	30.6%	69.4%	80.0%	20.0%	18.8%	81.3%	10
安全衛生	平均	33.3%	66.7%	19.4%	80.6%	78.9%	21.1%	21.4%	78.6%	10
教育研修	平均	2.2%	97.8%	17.8%	82.2%	72.0%	28.0%	22.5%	77.5%	10
多様性と機会	平均		88.9%	33.3%	66.7%	70.0%	30.0%	12.5%	87.5%	10
<u> </u>										
方針とマネジメント	平均	22.2%	77.8%	35.6%	64.4%	66.7%	33.3%	12.5%	87.5%	10
差別対策	平均	33.3%	66.7%	38.9%	61.1%	100.0%	0.0%	12.5%	87.5%	10
組合結成と団体交渉の自由	平均	16.7%	83.3%	33.3%	66.7%	65.0%	35.0%	12.5%	87.5%	10
	平均	40.7%	59.3%	33.3%	66.7%	66.7%	33.3%	12.5%	87.5%	10
強制・義務労働	平均	51.9%	48.1%	33.3%	66.7%	76.7%	23.3%	12.5%	87.5%	10
懲罰慣行	平均	33.3%	66.7%	37.5%	62.5%	88.9%	11.1%	12.5%	87.5%	10
保安慣行	平均	11.1%	88.9%	12.5%	87.5%	88.7%	33.3%	12.5%	87.5%	10
先住民の権利	平均	12.5%	87.5%	14.3%	85.7%	29.2%	70.8%	14.3%	85.7%	10
 社会						•				-
地域社会	平均	18.5%	81.5%	29.6%	70.4%	73.3%	26.7%	16.7%	83.3%	10
贈収賄と汚職	平均	29.2%	70.8%	13.4%	86.6%	81.3%	18.8%	13.4%	86.6%	10
政治献金	平均	18.8%	81.3%	21.4%	78.6%	68.8%	31.3%	28.6%	71.4%	10
競争と価格設定	平均	29.2%	70.8%	20.5%	79.5%	87.5%	12.5%	20.5%	79.5%	10
顧客の安全衛生	平均	27.5%	72.5%	38.6%	61.4%	92.9%	7.1%	21.7%	78.3%	10
製品とサービス	平均	25.0%	75.0%	42.7%	57.3%	89.7%	10.3%	25.0%	75.0%	10
広告	平均	22.2%	77.8%	6.3%	93.8%	72.2%	27.8%	12.5%	87.5%	10
プライバシーの尊重	平均	38.9%	61.1%	28.5%	71.5%	83.9%	16.1%	12.5%	87.5%	10
経済的パフォーマンス指標 直接的な影響										
顧客	平均	43.8%	56.3%	45.5%	54.5%	82.6%	17.4%	57.1%	42.9%	10
供給業者	平均	17.4%	82.6%	16.5%	83.5%	53.8%	46.2%	33.5%	66.5%	10
従業員	平均	22.2%	77.8%	25.0%	75.0%	88.9%	11.1%	50.0%	50.0%	8
投資家	平均	49.2%	50.8%	43.7%	56.3%	77.5%	22.5%	64.6%	35.4%	10
公共部門	平均	22.9%	77.1%	15.4%	84.6%	64.0%	36.0%	35.7%	64.3%	10
間接的な影響	平均	0.0%	100.0%	0.0%	100.0%	11.1%	88.9%	12.5%	87.5%	8

は50%以上を示す。

(注)詳細項目別ではなく、中分類別の平均値を示した。

#### 3) SPIにおいて自社の強みや特徴のアピールを希望する項目

「自社の強みや特徴のアピールを希望する項目」については、図表 3-9(中項目による平均値)に示すように、大半の企業が、ほとんどの項目について「アピールは不要 / わからない」と答えた。

ただし、以下の項目については、「ぜひアピールしたい」と回答する企業が若干あった。 これらは、いずれも日本企業が従来から国内においては比較的得意とする事項か、既に公 表済みの事項である。

#### 労働慣行と公正な労働条件

#### (雇用)

• LA12: 状業員に対する法定以上の福利厚生(例: 医療、身体障害、出産、教育および退職に対する手当)

#### 社会

#### (地域社会)

- SO1:組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画
- SO1:組織の活動により影響を受ける地域への影響管理方針、またそれらの問題に取り組むための手順と計画に関する監視システムとその結果
- SO4:社会的、倫理、環境パフォーマンスに関する表彰

#### 製品責任

#### (顧客の安全衛生)

- PR1:製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する方針、この方 針が明白に述べられ適用されている範囲
- PR1:製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する問題を扱うための手順/プログラム
- PR1:製品・サービスの使用における顧客の安全衛生の保護に関する手順/プログラムの監視システムとその結果
- PR6:報告組織が使用することを許されたかもしくは受け入れた、社会的、環境的 責任に関する自主規範の遵守、製品ラベル、あるいは受賞

#### 経済的パフォーマンス指標、直接的な影響

#### (顧客)

 EC2:市場の地域別内訳、個々の製品ないし製品カテゴリーごとの国別市場シェア (25%以上のものについて)と売上げ(その国での売上げGDPの 5%を超えるもの について)

図表 3-9 SPIについて自社の強みや特徴のアピールを希望する項目(企業)

		問4:自社の強みや特徴のアピール希望					
P I 項目(GRIガイドライン準拠)		ぜひアピー ル	少し しは たピー ル	アピー ルは不要 /			
パフォーマンス指標	<i>U</i> +						
労働慣行と公正な労働条 雇用	1十 平均	2.1%	2.1%	95.8%	1		
労働/労使関係	平均	0.0%	0.0%	100.0%	1		
安全衛生	平均	0.0%	0.0%	100.0%	1		
教育研修	平均	0.0%	15.0%	85.0%	1		
多様性と機会	平均	0.0%	0.0%	100.0%	1		
 	'						
方針とマネジメント	平均	0.0%	4.2%	95.8%	·		
差別対策	平均	0.0%	6.3%	93.8%	1		
組合結成と団体交渉の自由	平均	0.0%	0.0%	100.0%	1		
児童労働	平均	0.0%	4.2%	95.8%	ľ		
強制・義務労働	平均	0.0%	4.2%	95.8%			
懲罰慣行	平均	0.0%	4.2%	95.8%	Ī		
保安慣行	平均	0.0%	0.0%	100.0%			
先住民の権利	平均	0.0%	0.0%	100.0%	•		
社会			•	•			
地域社会	平均	12.5%	0.0%	87.5%			
贈収賄と汚職	平均	0.0%	0.0%	100.0%			
政治献金	平均	0.0%	0.0%	100.0%	•		
競争と価格設定	平均	0.0%	0.0%	100.0%	•		
製品責任							
顧客の安全衛生	平均	10.4%	8.3%	81.3%	Ŀ		
製品とサービス	平均	0.0%	18.8%	81.3%			
広告	平均	0.0%	6.3%	93.8%	Ŀ		
プライバシーの尊重	平均	0.0%	0.0%	100.0%			
が <b>パフォーマンス指標</b> 直接的な影響							
顧客	平均	14.3%	0.0%	85.7%	Ī		
供給業者	平均	0.0%	0.0%	100.0%	T		
<b>従業員</b>	平均	0.0%	0.0%	100.0%	T		
投資家	平均	14.6%	0.0%	85.4%	T		
公共部門	平均	0.0%	3.1%	96.9%	Ī		
	平均	0.0%	0.0%	100.0%	T		

(注)SPIは詳細項目別ではなく、中分類別の平均値を示す。

## (2)有識者の結果(SPI項目別の開示希望)

図表 3-10(中項目による平均値)に示すように、有識者はGRIガイドラインにあるSPI項目のほとんどについて、少なくとも「できれば知りたい」と回答している。特に「ぜひ知りたい」が多かったのは、労働安全衛生(疾病や業務上の死亡者数) 多様性と機会均等、人権、地域社会、独占禁止、製品責任、総売上などに関する項目である。

一方、「特に必要ない」との回答が半数以上を占めたのは、労働力の内訳、従業員あたりの職位・職域別年間平均研修時間、保安慣行、サプライヤーへの支払い状況などに関するものであり、企業が考える「必要ない」項目とは異なっていた。

なお、今回のプロトコル研究会に参加いただいた有識者は、国内での活動を中心に行っている方々が多く、その立場で発言いただいたため、全般に海外での事業ないし操業における視点を必ずしも十分には掴むことができなかったと考えられる。それゆう、今後の調査では、海外の多様な有識者ないしステークホルダーの視点も汲み取ることが必要であるう。

図表 3-10 SPI項目についてどの程度知りたいか(有識者)

		問1:	どの程度知り	たいか	
SPI項目(GRIガイドライン準拠)		ぜひ知りたい	できれば知りたい	特に必要ない	n
社会的パフォーマンス指標					
労働慣行と公正な労働条件					
雇用	平均	25.0%	50.0%	25.0%	6
労働/労使関係	平均	16.7%	58.3%	25.0%	6
安全衛生	平均	21.4%	61.9%	16.7%	6
教育研修	平均	16.7%	53.3%	30.0%	6
多様性と機会	平均	44.4%	50.0%	5.6%	6
人権					
方針とマネジメント	平均	33.3%	52.8%	13.9%	6
差別対策	平均	33.3%	58.3%	8.3%	6
組合結成と団体交渉の自由	平均	16.7%	50.0%	33.3%	6
児童労働	平均	22.2%	61.1%	16.7%	6
強制・義務労働	平均	5.6%	61.1%	33.3%	6
懲罰慣行	平均	22.2%	50.0%	27.8%	6
保安慣行	平均	16.7%	16.7%	66.7%	6
先住民の権利	平均	16.7%	61.1%	22.2%	6
社会					
地域社会	平均	40.0%	60.0%	0.0%	6
贈収賄と汚職	平均	25.0%	58.3%	16.7%	6
政治献金	平均	16.7%	66.7%	16.7%	6
競争と価格設定	平均	33.3%	50.0%	16.7%	6
製品責任					
顧客の安全衛生	平均	72.2%	27.8%	0.0%	6
製品とサービス	平均	50.0%	50.0%	0.0%	6
広告	平均	33.3%	50.0%	16.7%	6
プライバシーの尊重	平均	66.7%	33.3%	0.0%	6
<b>経済的パフォーマンス指標</b> <u>直接的な影響</u>					
顧客	平均	33.3%	58.3%	8.3%	6
供給業者	平均	4.2%	66.7%	29.2%	6
従業員	平均	0.0%	83.3%	16.7%	6
投資家	平均	0.0%	63.3%	36.7%	6
公共部門	平均	0.0%	70.8%	29.2%	6
間接的な影響	平均	0.0%	80.0%	20.0%	5

は50%以上を示す。

(注)SPIは詳細項目別ではなく、中分類別の平均値を示す。

## 3.2「SPIの項目と単位」に関する論点と今後の課題

#### 3.2.1 企業の立場からの論点

#### 3.2.1.1 企業内部の事情

#### (1)企業経営の C S R ビジョン

- ステークホルダーの要求と経営トップの認識の乖離: SPIの開示は、まずステークホルダーがその指標をどの程度必要としているかという議論から始める必要がある。現状ではまだ国内のステークホルダーの間で、どのSPIをどのような目的で必要としているかはっきり整理ができていない。そのことが明確になって初めて、企業は必要なSPIを開示するための取り組みを始めることができる。SPIについては企業トップの価値観と関わる面もあり、企業のトップの「社会性」側面の開示に対する認識と、ステークホルダーが求める社会的開示項目の間にはまだ乖離がある場合もある。
- <u>CSRビジョンの明確化</u>: SPIはただ数字を出しただけでは誤解を招く場合もある。個々の独立とした数字としてではなく、企業経営の方向性という文脈の中においてこそ正確に判断できるものであることも多い。その意味で、企業としての社会性ないしCSRのビジョンを明確にすることがまず必要なことであり、それなしにSPIも公表しても判断がつかないということになりかねない。その意味では、経営トップによるCSRビジョンの明確化は、自ずとリアクティブなものではなくプロアクティブなものである。
- <u>経営の優先順位</u>:経営方針やステークホルダーとの関係などから自ずとプライオリティがあり、それに対応してコミットメントやマネジメント・システムが必要である。それが出来てはじめてSPIの公表となる。そこまで出来ていない状態で数値だけ開示しても本質的な意味もないだろう。

#### (2)社会性にかかわるマネジメント整備水準

- <u>SPI計測とマネジメント水準</u>: SPIの計測・開示については、まだ明らかに企業の取り組みは弱い。マネジメントの程度が浅く、定量的に計測・開示できる水準には制度的にも達していない。したがって、ステークホルダーから求められても、数値そのものが存在しない、あるいは開示してもその精度が担保できないのが現状である。
- <u>多様なSPIと社内調整</u>:多様な社会性指標が出て来ることは、社内マネジメントのためにも良い面はあるだろう。しかし、それに先立ってまずかなりの社内調整が必要である。そのため、いろいろなSPIを企業が開示しなければならないと求められても、すぐには対応できないのが現状である。
- 社会情勢の高まりへの期待: SPI項目の所掌は、社内のさまざまな部署にまたがることになる。これをとりまとめるためには社内からの要請だけでは容易ではない。むしろ社会情勢の高まりがあれば、社内での調整を加速することにつながるであろう。この研究会のような機会を利用して議論すべき点をクリアすることにより、社内でも行動に移すことが容易になるだろう。
- 持株会社の機能とSPI:持株会社の場合には、事業会社に権限を委譲し本体は小さく

している。一方で、リスク・マネジメントやSPIの管理のために持株会社の機能やなすべきことは増えている。規模縮小と業務増大という事態が相反する状況ながら、SPIの管理へ取り組んでいる。

## (3)SPIの管理範囲

- <u>経営範囲の広がりとSPI</u>:一般的に企業単体ではSPIをある程度把握しているが、 経営範囲がだんだん外に広がるにつれて弱くなっていくのが現状である。
- <u>国内と海外の管理の違い</u>: SPIの項目によっては、むしろ海外で現地事情に合わせて 積極的に取り組んでいる場合もある。海外では実際にはある程度は管理しているのに、 日本の本社ではそれを十分には把握していないのが現状かもしれない。

#### (4)業種や事業内容によるSPIの違い

- <u>事業部門によるSPIの違い</u>: 社内の事業部門ごとに、個別のSPI項目に関する状況がまったく違うことが多い。これを一緒に報告するのでは、意味がない。
- <u>業種によるSPIの違い</u>:業種によって、同じ領域のSPIでも個別の項目のプライオリティが異なることがある。それゆえ、一律のSPI基準には無理がある。

## (5)ステークホルダーからのSPI開示の要求

- <u>ステークホルダー要求の根拠</u>:ステークホルダーは本当にGRIの項目を全て必要としているのか、疑問である。もし必要なのであれば、どのような観点から必要なのか、ステークホルダーはその理由を説明し、企業側はそれを十分に理解する必要がある。つまり、世界的な"常識"と日本の"常識"の違いを認識ことも必要である。
- <u>ステークホルダー要求の優先順位</u>: 顧客など重要なステークホルダーから要求される S P I 項目は、プライオリティが高いと言える。したがって、企業は準備ができた段階で、こうした S P I 項目は優先的に公開することになるだろう。
- <u>ステークホルダー要求の高まり</u>:より多様なSPI項目を公表するためには、社内の部署間の縦割りの打破が必要である。社内の様々な部署に必要性を説得するためには、様々なステークホルダーからの開示要求の活発化による社会情勢の高まりが必要である。

## 3.2.1.2 SPIを公表することの企業リスク

#### (1) S P I 開示によるリスク

- <u>想定外のリスク</u>: EPIと異なり、SPIはそれを出すことで企業が想定外のリスクを 負ってしまう可能性がある。社内的に数値を作って PDCA を廻すのはいいが、そのま ま社外に出すことには企業としては慎重になる。(例:.アメリカのような訴訟社会では、 人事に関することは不用意には出せないというのが実情。)
- <u>社会性の意味の拡大</u>:「社会性」の範囲や意味が急速に拡大しつつあるために、企業トップあるいは企業としての社会性ないしてSRのビジョンがまだ十分に検討され、固ま

っていない場合もある。これらが曖昧なままでは、それに基づいたパフォーマンス結果であるSPIを社外に公表することは、企業にとってもリスクが大きいし、ステークホルダーにも誤解を与えることになりかねない。

• マネジメントと開示の違い: SPIに関するマネジメントと開示は別問題であり、社内で分かっていることを全て外部に出せばそれですべてのステークホルダーが満足するわけではないであろう。そのような状況の中で、企業に大きなコストとリスクを負わせることは、日本全体としても望ましくないという意見もあった。

#### (2) SPIの計測・開示にかかわるコストと効果

• <u>コストと効果に対する積極的な意味付け</u>: SPI情報を計測・集計して開示するためにはコストもかかるし、開示することによるリスクもある。それに対して、企業として積極的な意味付けがなければ開示できないし、内部的な説得も困難である。ステークホルダーには、SPIを開示する企業に対して評価を行うなど、積極的なフィードバックも期待される。

## 3.2.1.3 企業にとって開示する意義のあるSPI

## (1)企業価値の向上やインセンティブとなるSPI

- <u>企業価値の向上</u>: CSRの評価項目となるSPIが、企業価値の向上につながるという 明確な方向性を打ち出す必要がある。
- 無形資産の評価:社会性という無形資産のものを可視化する工夫が必要である。
- <u>開示のインセンティブ</u>: SPIを開示しても、それが企業の発展につながらず、企業の 非難に使われるだけでは、企業は開示をできない。企業経営の改善に役立つ指標にした 方がいい。SPIを報告することによって、何らかのインセンティブがあるからこそ、 企業は報告する。
- <u>ネガティブ・スクリーニング</u>: SPIがネガティブ・スクリーニングのためならば企業にとって積極的に公開する意味はない。そのようなものであれば、法律などで強制力をもってやらなければ無理だろう。
- <u>ビジネス・コンティニュイテイ・マネジメント</u>:日本企業にとって現在、危急の課題は、 防災対策が十分に出来ているかどうかである。地震の時にビジネスが続けられる準備を している企業はまだ2割程度に過ぎない。防災格付のような仕組みはありうるだろう。

## (2)日本企業の強みを評価できるSPI

- <u>日本企業の企業価値の向上</u>:日本企業の価値が上がるような評価項目を是非開発すべきである。(例:日本発である防災バリアフリーに関する指標など)
- <u>日本企業の強さ指標</u>:日本企業の強さを議論した上で、SPI指標を考えることが必要である。GRIの項目をそのまま使うのではなく、必要に応じて日本の企業風土に合った新たに項目を開発する必要がある。日本企業を支援するポジティブでインセンティブが働くようなSPI指標の開発が必要である。

- 欧米との対比: GRI等の既存の国際的なガイドライン、指標等の背景については精通することは重要である。その中で、欧米との対比を意識しながら、日本企業の優位性を活かせる選択をすることが必要であろう。
- <u>企業とステークホルダーの相互利益</u>:企業は本業での社会への貢献に加えて、雇用創出、 納税など、地域にも国にも日々大きな貢献をしている。こうした企業の貢献と責任性を 享受しながら、その体制に透明度をもたせ、公正な運営が行われ、日本企業が強みを発 揮できることが、企業にとってもステークホルダーにとってもメリットになるはずであ る。こうした双方が利を得られるような指標作りが望まれる。

## 3.2.2 ステークホルダーの立場からの論点

#### 3.2.2.1 ステークホルダーの望むSPI項目

- <u>開示指標の活用目的</u>:消費者サイドには、「隠さずに、なんでも出してください」という意向がある。しかし、そうして開示された情報、指標をどのように活用するかについては、必ずしも明示されているとは言えないことも多い。
- <u>企業が出したくない情報</u>:消費者へのヒアリングの結果によると、「企業が出したくない情報を出して欲しい」という希望がある。そうした情報は消費者にとって意味があるだけでなく、長い目で見れば企業のためにもなるのではないかという発想である。
- <u>指標間の連動性</u>:消費者権利の保護を考える上では、従業員の労働安全衛生や人権および雇用も必要である。製品が労働安全衛生のよくない職場で作られているとしたら、消費者はその製品の安全性も信じられないだろう。つまり、個々の指標は必ずしも独立しているわけではないし、指標の直接的な意味合いとは別の観点から、企業の評価に役立つ可能性もある。
- <u>管理と開示の関係</u>:本研究会での企業の回答を見ると、国内単独会社ではほとんどの S P I 項目が「管理対象」になっている。そうであれば、ステークホルダーがもっと出してほしいと言えば出て来るのだろうかという質問があった。これに対して企業は、管理と開示は次元のことなる問題であると考えている。(例えば 3.2.1.2 参照)
- <u>開示の効果</u>: SPIの数値はあるに越したことはない。比較はしやすい。しかし、仮にこれらの数値がすべて開示すべき項目となったとして、それが本当にいいことなのかは 疑問であるとの指摘もあった。

## 3.2.2.2 SPIによる数値化の意味

- 数値のもつ意味、条件、前提:SRI(社会的責任投資)のために企業を評価している 立場からは、単純にSPIの数値だけを出しても意味がないとの指摘があった。数値の 持つ意味、条件等についての企業側からの説明が必要である。さらに、その数値の出て 来る前提として、企業にどのような考えがあるかを知りたい。
- <u>企業ごとのやり方の違い</u>: SPIのプライオリティを含めて、どういう考えでやっているのかということがわかって、企業ごとのやり方の違いが見えてくる。ステークホルダーは単純に数値を全部出して欲しいということではない。

- <u>経年変化と連続性</u>:単年の数値を開示するのではなく、経年変化を出して欲しい。連続性がないと適切に評価できないからである。
- <u>情報公開と環境活動の相関</u>:企業の情報公開と環境活動の相関を調べたことがあるが、 明確な正の相関はなく、むしろ逆の場合もあった。それから類推すれば、単にSPI項 目を多く開示する企業が良い企業とは限らない可能性があるとの指摘があった。

## 3.2.3 「SPIの項目」に関する今後の課題

3.2.3.1 SPIの前にまず明確にすべきこと

## (1)どのような社会を目指すのか

 いきなりSPI自体を議論するのではなく、"どういう社会を作るべきか"をまず議論し、それを明らかにするべきである。つまり、持続可能な社会を作るという観点から、 "どういうSPIが必要か"を議論すべきである。例えば、2002年に開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)の「ヨハネスブルグ宣言」は、グローバルレベルの問題として参考になる(本章末の【資料1】を参照)。

2002 年に南アフリカで開催された持続可能な開発に関する世界サミット(World Summit on Sustainable Development、WSSD、通称ヨハネスブルグサミット)において、その成果として「ヨハネスブルグ宣言」が採択された。

その中で、世界各国のみならず、世界中の人々に共通の課題として、「我々は、貧困削減、生産・消費形態の変更、及び経済・社会開発のための天然資源の基盤の保護・管理が持続可能な開発の全般的な目的であり、かつ、不可欠な要件であることを認める。」との認識が示された。さらに、人類全体の課題について、「我々は、大企業も小企業も含めた民間部門が、合法的な活動を追求するに際し、公正で持続可能な地域共同体と社会の発展に貢献する義務があることに同意する。」との公約がなされた。WSSD以降、このことが企業も含めた世界の行動規範になっていることを認識する必要がある。

#### (2)どのような企業が望まれるのか

CSRの広まりと企業の役割の拡大

- 以上の議論を踏まえた上で、"どういう企業が望まれるのか"を考えるべきである。北 欧などでは「信頼できる企業とは何か?」を議論し始めている。
- これまで国家のやることで企業が責任を負うものではないと考えられてきたことでも、 最近は企業の役割が議論されるようになってきたものがいくつもある。例えば貧困削減 がその例であり、CSRの広まりと共に企業の役割が拡大していることを理解すべきで ある。
- 同様に、国連開発計画UNDPの「ミレニアム開発ゴール(MDGs)」(本章末の【資料2】参照)においても、従来は国で取り組んできた課題が、政府だけではなく、民間の資金も活用しないとゴールは達成できないと認識されている。つまり、ミレニアム開発ゴールは、近い将来ビジネスの中にも入ってくると考えられるので、そうしたことも視野に入れる必要があるだろう。

テーマに応じた指標の選択 (グローバルとローカルの視点)

- テーマに応じた指標の選び方、表現の方法が必要である。環境、社会、経済という側面 ごとの切り口とは別に、例えば地球的視点からの貧困対策といった統合的な指標がいる のかもしれない。貧困対策のためには、社会パフォーマンスを上げただけでなく、経済 パフォーマンスも上げ、両者をうまく組み合わせる必要がある。
- 貧困や平和という上位概念による切り口にあわせた統合指標を開発するべきである。上 位概念としては、地球レベルの視点から貧困、平和の他にも、エネルギー、食料などが 考えられる。
- こうした上位概念と、日本の少子高齢化や雇用や消費者など企業の足元にある問題の間には一見大きな距離があるようにも思える。しかし、例えば途上国においては雇用の不足が貧困を、さらには貧困を原因とする犯罪や社会の不安定、それがさらには地域紛争やテロにもつながっているという現状を理解する必要がある。

## 3.2.3.2 これからのSPIのあるべき方向性

ステークホルダーと企業の相互理解

- SPIの開示は世界的な流れであるので、積極的に対応しなければならないが、まずは ステークホルダーの要求と企業トップの価値観との乖離を埋め、両者で問題意識や前提 となる考えについての理解を相互に深める必要がある。
- こうした課題に取り組むためには多様なステークホルダーの参加による企業との双方 向のコミュニケーションが必要となる。

#### SPIの目的の明確化

- EPIと同様に、特にSPIは"最初に指標ありき"ではない。何のための指標かを明確にする必要がある。
- SPIを検討する際には、そもそも私たちがどのような社会の姿を目指しているのかが 明確でなければ、議論がかみ合わないだろう。そのための社会全体の合意形成が必要と なる。

#### SPIの数値化と最適値問題

- SPIといえども、数値化できるものは数値化するのが基本であるので、測定方法を開発する方向で議論を進めるべきである。
- ただし、数値を出すだけではなく、それを何のため使うのか、それを同時に議論した方がよい。より目的にあった指標にもなるであろうし、またその指標を開示することのメリットも理解しやすくなる。
- 数値化できる指標でも、数値がただ大きければいいのか、どこかに最適値があるのか、 どの値を示すべきなのかを同時に考える必要がある。すべての指標が大きければ良いと いうわけではない。また、地域や状況によって最適値が異なることもあり得ることに注 意が必要である。
- SPIがすべて数値化できるかどうかはわからない。しかし、どういう形で定性的なも

のを定量的に見せるか、企業の創意工夫が期待される。なぜなら、企業外から提案される定量的指標は、企業内部のニーズと合致しない場合があるからである。よって、企業の実情を熟知した人が、無形資産としてどう表現するかが問われている。

- SPIはEPI以上に定量化することも難しいことから、一律の指標を考えるのは必ず しも相応しくはない可能性がある。テーマごとの、業種ごとの指標とした方が良い場合 もあるかもしれない。
- SPIの中では、雇用は数値化しやすいが、消費者への対応状況は数値化しにくいものが多い。しかし企業を評価するためには重要なポイントであり、検討が必要であろう。

## SPI項目の組み合わせ

SPIの単項目の指標では企業の活動を表すにはほとんど意味を持たない場合がある。
 どのような指標と組み合わせるのが良いのか、議論が必要である。

#### 3.2.3.3 新たなSPI指標の開発の必要性

既存の指標と新たに作るSPI

- いま使えるツールは何か?今は見えていないが、工夫すれば作れるツールは何なのか? それによって検討することは随分違ってくるので、それを議論すべきである。
- 環境効率のような経営指標がSPIでもできないだろうか。企業にとってはマネジメントの目標として、また社外への見せ方として、役に立つツールになるはずである。
- SPIは価値観によって議論が分かれる項目もあるので、数字が独り歩きしないように、 テーマごとの扱い方が重要である。(例:寄付、社会貢献、定時就業など)

#### 無形資産の指標化

- 企業は他社との違いを見せないと生き残れない部分がある。他社と違う無形資産(知的 資産)を正しく見せるにはどうしたらいいのか。それを強みとしてアピールするSPI 指標の開発をすべきである。2004年版通産白書(本章最後の資料3参照)に同様の指摘 がある。企業トップも、財務価値だけではなく、無形資産の価値にも興味を示すように なってきている。
- 企業の無形資産(知的資産)を可視化する場合でも、貨幣換算だけにすると単軸の評価であり、かえって企業の競争力を削ぐ可能性もある。それゆえ、多軸による評価が重要であるう。

#### SPI開発の順序

• 全ての分野での開示項目を網羅して議論すると、着地点に到着するまでに膨大な時間を要すると予想され、必要な情報が開示されない、あるいは不統一のままである弊害が生じるであろう。大枠は押さえた上で、個別項目についてはより重要もしくは結論が出やすい分野から協議、文書化、ガイドラインの開示を行い、他の分野は順次進めるのが実際的であろう。

## 【参考1】ヨハネスブルグ宣言

# 持続可能な開発に関する世界首脳会議 2002 年 8 月 26 日 ~ 9 月 4 日 持続可能な開発に関するヨハネスブルグ宣言(仮訳)

#### 我々の起源から将来へ

- 1.我々、世界の諸国民の代表は、2002年9月2日から4日にかけて南アフリカのヨハネスブルグで開催された持続可能な開発に関する世界首脳会議に集い、持続可能な開発への公約を再確認する。
- 2.我々は、万人のための人間の尊厳の必要性を認識した、人間的で、公正で、かつ、思いやりのある地球社会を建設することを公約する。
- 3.この首脳会議の始めに、世界の子供たちは我々に対し、素朴であるがはっきりとした口調で未来の世界は彼らのものであると語りかけ、我々すべてに対して、我々の行動を通じて、彼らが貧困、環境破壊及び持続可能でない開発形態が引き起こす屈辱も不当もない世界を相続することを確保するよう求めた。
- 4.我々の未来全体を代表するこれらの子供たちに対する回答の一環として、世界の隅々から集い、 異なる生活体験を持つ我々全員は、緊急に新しくより明るい希望の世界を作り上げなければならな いとの深い意識により結束し、動かされている。
- 5.したがって、我々は、持続可能な開発の、相互に依存しかつ相互に補完的な支柱、即ち、経済開発、社会開発及び環境保護を、地方、国、地域及び世界的レベルで更に推進し強化するとの共同の責任を負うものである。
- 6.人類発祥の地であるこの大陸から、我々は、互いに対する、より大きな生命共同体と我々の子供たちに対する責任を、実施計画とこの宣言を通じて宣言する。
- 7.我々は、人類が今分岐点に立っていることを認識し、貧困撲滅と人類の発展につながる現実的で目に見える計画を策定する必要に応じるために、確固たる取組みを行うとの共通の決意で団結した。

#### ストックホルムからリオ・デ・ジャネイロを経てヨハネスブルグへ

- 8.30 年前に、我々は、ストックホルムにおいて環境悪化の問題に緊急に対処する必要性について合意した。10 年前に、リオ・デ・ジャネイロで開催された国連環境開発会議において、我々は、リオ原則に基づき、環境保全と社会・経済開発が、持続可能な開発の基本であることに合意した。そのような開発を達成するために、我々はアジェンダ 21 及びリオ宣言という地球規模の計画を採択したが、我々はこの計画への公約を再確認する。リオ会議は、持続可能な開発のための新しいアジェンダを決定した重要な画期的出来事であった。
- 9.リオとヨハネスブルグとの間に、世界の国々は、ドーハ閣僚会議のみならずモンテレイで行われた 開発資金国際会議を含む国際連合の主導の下のいくつかの主要な会議に、集った。これらの会議 は、世界のために、人類の未来の包括的なヴィジョンを明示した。
- 10.ヨハネスブルグ・サミットで、我々は、持続可能な開発のヴィジョンを尊重し実施する世界に向けて、共通の道のために建設的な探求を行う中で諸国民と様々な意見を織り交ぜたタペストリーを織り上げるために、多くのことを達成した。ヨハネスブルグではまた、地球のすべての国民の間で地球規模の合意とパートナーシップを達成することに向けた重要な前進があったことが確認された。

#### 我々が直面する課題

11.我々は、貧困削減、生産・消費形態の変更、及び経済・社会開発のための天然資源の基盤の保護・管理が持続可能な開発の全般的な目的であり、かつ、不可欠な要件であることを認める。

12.人間社会を富める者と貧しい者に分断する深い溝と、先進国と開発途上国との間で絶えず拡大する格差は、世界の繁栄、安全保障及び安定に対する大きな脅威となる。

13.地球環境は悪化し続けている。生物多様性の喪失は続き、漁業資源は悪化し続け、砂漠化は益々肥沃な土地を奪い、地球温暖化の悪影響は既に明らかであり、自然災害はより頻繁かつ破壊的になり、開発途上国はより脆弱になり、そして、大気、水及び海洋の汚染は何百万人もの人間らしい生活を奪い続けている。

14.グローバリゼーションは、これらの課題に新しい側面を加えた。急速な市場の統合、資本の流動性及び世界中の投資の流れの著しい増加は、持続可能な開発を追及するための新たな課題と機会をもたらした。しかしながら、グローバリゼーションの利益とコストは不公平に分配され、これらの課題に対処するに当たり開発途上国が特別な困難に直面している。

15.我々は、これらの地球規模の格差を固定化する危険を冒しており、また、我々が貧困層の生活を根本的に変えるような方法で行動しない限りは、世界の貧困層は、彼らの代表と我々が公約している民主的制度に対する信頼を失い、その代表者たちを鳴り響く金管楽器かじゃんじゃんと鳴るシンバル以外の何ものでもないとみることになるかもしれない。

## 持続可能な開発への我々の公約

16.我々は、我々の集合的な力である豊かな多様性が、変革のための建設的なパートナーシップのために、また、持続可能な開発の共通の目標の達成のために用いられることを確保する決意である。

17.人類の連帯を形成することの重要性を認識し、我々は、人種、障害、宗教、言語、文化、伝統にかかわりなく、世界の文明・国民間での対話と協力を促進するよう求める。

18.我々は、ヨハネスブルグ・サミットが人間の尊厳の不可分性に焦点をあてていることを歓迎し、目標、予定表及びパートナーシップについての決定を通じて、清浄な水、衛生、適切な住居、エネルギー、保健医療、食料安全保障及び生物多様性の保全といった基本的な要件へのアクセスを急速に増加させることを決意する。同時に、我々は、互いに、資金源へのアクセスを獲得し、市場開放からの利益を得て、キャパシティー・ビルディングを確保し、開発をもたらす最新の技術を使用し、また、低開発を永遠に払いのけるための技術移転、人材開発、教育及び訓練を確保できるよう共に取り組む。

19.我々は、人々の持続可能な開発にとって深刻な脅威となっている世界的な状況に対する闘いに特に焦点を置き、また、優先して注意を払うとの我々の約束を再確認する。これらの世界的状況には、慢性的飢餓、栄養不良、外国による占領、武力衝突、麻薬密売問題、組織犯罪、汚職、自然災害、武器密輸取引、人身売買、テロリズム、不寛容と人種的・民族的・宗教的及びその他の扇動、外国人排斥、並びに特に HIV / AIDS、マラリア及び結核を含む風土病、伝染性・慢性の病気が含まれる。

20.我々は、女性への権限付与、女性の解放及び性の平等が、アジェンダ 21、ミレニアム開発目標及び持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画に含まれるすべての活動に統合されることを確保することを約束する。

21.我々は、地球社会がすべての人類の直面している貧困撲滅と持続可能な開発という課題に対処するための手段を持ち資金を与えられているとの現実を認識する。我々は共に、これらの利用可能な資金が人類の利益のために利用されることを確保するために更なる手段を講ずる。

22.この点に関し、我々の開発目標の達成に貢献するために、我々は、政府開発援助が国際的に合意されたレベルに達していない先進国に対し、具体的努力を行うよう要請する。

23.我々は、地域的協力を振興し、国際協力を改善し、持続可能な開発を推進するために、アフリカ開発のための新パートナーシップ(NEPAD)のような、より強力な地域集団や同盟の出現を歓迎し、支援する。

24.我々は、小島嶼開発途上国や LDC の開発ニーズに対し引き続き特別の注意を払うこととする。

25.我々は、持続可能な開発における先住民の極めて重要な役割を再確認する。

26.我々は、持続可能な開発が長期的視野とあらゆるレベルにおける政策形成の際の広範な参加、意思決定及び実施が必要であることを認識する。社会的パートナーとして、我々は、主たるグループの役割の独立した重要な役割を尊重しつつ、これらすべてのグループとの安定したパートナーシップのために引き続き尽くすつもりである。

27.我々は、大企業も小企業も含めた民間部門が、合法的な活動を追求するに際し、公正で持続可能な地域共同体と社会の発展に貢献する義務があることに同意する。

28.我々はまた、「労働における基本的原則及び権利に関する国際労働機関(ILO)宣言」を考慮しつつ、所得を生みだす雇用機会を増大するために支援を行うことに合意する。

29.我々は、民間部門の企業が透明で安定した規制環境の中で実行されるべき企業の説明責任を強化する必要があることに合意する。

30.我々は、アジェンダ 21、ミレニアム開発目標及び持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画の効果的な実施のために、あらゆるレベルでガバナンスを強化し改善することを約束する。

#### 多国間主義が未来である

31.持続可能な開発の目標を達成するためには、我々は、より効果的、民主的かつ責任のある国際的な及び多国間の機関を必要としている。

32.我々は、国連憲章と国際法の原則と目的並びに多国間主義の強化に対する我々の公約を再確認する。持続可能な開発を推進するのに最も適した立場にある世界で最も普遍的で代表的な機関である国際連合の主導的役割を支持する。

33.我々は更に、我々の持続可能な開発の目標と目的の達成に向け、進捗状況を定期的に監視することを約束する。

#### ことを起こせ!

34.我々は、これがこの歴史的なヨハネスブルグ・サミットに参加したすべての主なグループと政府を含んだ包含的プロセスでなくてはならないことについて合意している。

35.我々は、地球を救い、人間の開発を促進し、そして世界の繁栄と平和を達成するという共通の決意により団結し、共同で行動することを約束する。

36.我々は、持続可能な開発に関する世界首脳会議の実施計画及び、その中に含まれる時間制限のある、社会・経済的・環境的目標の達成を促進することを約束する。

37.人類のゆりかごであるアフリカ大陸から、我々は、世界の諸国民と地球を確実に受け継ぐ世代に対し、持続可能な開発の実現のための我々の結束した希望が実現することを確保する決意であることを厳粛に誓う。

(資料)外務省ホームページ

## 【参考2】UNDPの「ミレニアム開発ゴール」(MDGs)

2000 年 9 月ニューヨークで開催された国連ミレニアム・サミットに参加した 147 の国家元首を含む 189 の加盟国は、21 世紀の国際社会の目標として国連ミレニアム宣言を採択しました。このミレニアム宣言は、平和と安全、開発と貧困、環境、人権とグッド・ガバナンス(良い統治)、アフリカの特別なニーズなどを課題として掲げ、21 世紀の国連の役割

に関する明確な方向性を提示しました。そして、国連ミレニアム宣言と 1990 年代に開催された主要な国際会議やサミットで採択された国際開発目標を統合し、一つの共通の枠組みとしてまとめられたものがミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals: MDGs)です。.

MDGs が掲げる目標自体は必ずしも目新しいものではありません。しかしながら、先進国と開発途上国双方を含む世界中の指導者が人間開発(human development)を推進する上で最も国際社会の支援を必要とする喫緊の課題に対して、2015年という達成期限と具体的な数値目標を定めて、その実現を公約したことは画期的なことであります。MDGs の 8 つの目標は、いわば、国際社会がとるべき行動の指針です。MDGs はグローバル化が進む中、もはやどの国も自国だけでは解決できない様々な地球的規模の問題に対して、国連とすべての開発パートナーが連帯して取り組まなければならない課題です。

ミレニアム開発目標(MDG s )は、2015 年までに達成すべき目標として以下の 8 つを掲げています。.

1 極度の貧困と飢餓の撲滅. Eradicate extreme poverty and hunger

## ターゲット1.

2015年までに1日1ドル未満で生活する人口比率を半減させる。

#### ターゲット2

2015年までに飢餓に苦しむ人口の割合を半減させる。

2 普遍的初等教育の達成. Achieve universal primary education

#### ターゲット3

2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育をの全課程を修了できるようにする。

3 ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上 Promote gender equality and empower women

#### ターゲット4

初等・中等教育における男女格差の解消を 2005 年までには達成し、2015 年までに全ての教育 レベルにおける男女格差を解消する。

4 幼児死亡率の削減. Reduce child mortality

## ターゲット5

2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2減少させる。

5 妊産婦の健康の改善 Improve maternal health

## ターゲット6

2015年までに妊産婦の死亡率を4分の3減少させる。

6 HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止. Combat HIV/AIDS, malaria, and other diseases

#### ターゲット7

マラリア及びその他の主要な疾病の発生を2015年までに阻止し、その後発生率を下げる。

#### ターゲット8

2015年までに、全ての子どもが男女の区別なく初等教育.

7 持続可能な開発の原則を各国の政策や戦略に反映させ、環境資源の喪失を阻止し、回復を図る。. 環境の持続可能性の確保. Ensure environmental sustainability

#### ターゲット9

2015年までに、安全な飲料水を継続的に利用できない人々の割合を半減する。.

#### ターゲット 10

2020年までに、最低1億人のスラム居住者の生活を大幅に改善する。.

#### ターゲット 11

開放的で、ルールに基づいた、予測可能でかつ差別のない貿易及び金融システムのさらなる構築を推進する。(グッド・ガバナンス《良い統治》、開発及び貧困削減に対する国内及び国際的な公約を含む。).

8 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進. Develop a global partnership for development

#### ターゲット 12

最貧国の特別なニーズに取り組む。.

(最貧国からの輸入品に対する無関税・無枠、重債務貧困諸国に対する債務救済及び二国間債務の帳消しのための拡大プログラム、B貧困削減に取り組む諸国に対するより寛大な ODA の提供を含む)

## ターゲット 13

内陸国及び小島嶼開発途上国の特別なニーズに取り組む。. (バルバドス・プログラム及び第22回国連総会の規定に基づき)

## ターゲット 14

国内及び国際的な措置を通じて、開発途上国の債務問題に包括的に取り組み、債務を長期的に 持続可能なものとする。.

## ターゲット 15

開発途上国と協力し、適切で生産性のある仕事を若者に提供するための戦略を策定・実施する。

#### ターゲット 16

製薬会社と協力し、開発途上国において、人々が安価で必須医薬品を入手・利用できるように する。.

#### ターゲット 17

民間セクターと協力し、特に情報・通信分野の新技術による利益が得られるようにする。

#### ターゲット 18

HIV/エイズの蔓延を 2015 年までに阻止し、その後減少させる。

MDGs にはこれら 8 つの目標と 18 のターゲットに加えて、進捗状況を測定するための指標が含まれています。目標 7 及び 8 の指標の選定についてはさらに調整される予定です。

(資料)UNEPホームページ

## 【参考3】2004年版通産白書(第2章第1節要旨からの抜粋)

#### 企業の競争軸 ~ 知的資産を活用した価値創造

#### 1. 競争力の源泉としての知的資産

● 世界的に企業間競争が激化する中で、 企業は絶えず差異性のある財・サービスを提供することが必要となっていること、そのため、 財・サービスの差異性を生み出す源泉としての知識が重要となっていること、の 2 点を主な理論的背景として、企業経営の基盤が有形資産から知的資産へと変化してきていると理解することができる。

#### 2. 知識経済論の視点

• 知的資産の役割については、いわゆる「知識経済」への移行という観点から、国際機関等においても分析や政策的な検討が行われており、価値の源泉が有形資産から知的資産へと変化している中で、知的資産について適切に評価・開示していくことが必要であるという点で方向性は一致している。

#### 4. 企業の価値創造と「企業の社会的責任(CSR)」

- CSRを果たすことと企業の価値を高めるための知的資産への投資が重複する、知的資産を、企業価値を高めるプロセスの構築としての側論からとらえた場合、同様なプロセスがCSRにもつながる、CSRの推進が競争力の源泉としての企業の個性の構築につながる、といった理由から、CSRの推進と企業の収益力は両立し得ると考えられる。
- 年金基金を中心とする機関投資家がSRIに参入してきたことで、SRIの性格にも変化の兆しが 見られ、SRIがカバーする範囲は人的資本や知識創造企業も含むようになり、知的資産の概 念と接近しつつある。

## 5. 知的資産の評価・活用に向けた制度改革の国際的な動向

- 知的資産の企業のパフォーマンスに対する影響が拡大するとともに、企業の社会的責任でカバーされる要素と知的資産に含まれる要素とが重なりつつある中で、企業の価値創造力を全体として把握する観点から、知的資産に関する情報を評価・開示する制度や、さらにはこれを踏まえた新たな企業像を会社法の中で位置づけようとする動きが国際的に見られつつある。
- 6. わが国における知的資産評価に向けた取り組み
- わが国においては、知的資産の総合的な評価についての検討は、現在のところ行われていないが、知的財産の情報開示や価値評価手法の検討・整理、リスクマネジメント力の向上、環境配慮型経営の促進等の、総合的な知的資産評価を行う上で支えとなるような取り組みが見られる。

(資料)経済産業省ホームページ

# 第4章 EPIとSPIに関する今後の議論の方向性

## 第4章 EPIとSPIに関する今後の議論の方向性

第2章と第3章では、本プロトコル研究会における議論を基に、「EPIの範囲」と「SPIの項目」について現状を分析し、論点・課題を抽出した。本章では、これらを基にEPIとSPIに関する今後の議論の方向性と順序を提案する。その目的は、企業におけるEPIとSPIの計測・管理・開示をさらに充実させるとともに、ステークホルダーとのコミュニケーションの向上を図ることにある。

今後、EPIとSPIのプロトコルを検討するにあたっては、今回のプロトコル研究会における議論を踏まえて、図表 4-1 に示すような順序と方向性で進めるのが望ましいと考えられる。なお、本章の最後に、EPI(第2章)とSPI(第3章)に関する分析結果を基に、それぞれの論点をキーワードとして再度整理したので、参照されたい。

図表 4-1 EPIとSPIに関する今後の議論の順序と方向性

EPIとS	SPIの整合性
EPIの目的の再確認	EPIとSPIの関連付け



EPIの範囲の検討	SPIの開発の検討
環境パフォーマンスの企業の責任範囲 説明責任と結果責任	社会パフォーマンスの目的の明確化 目指すべき社会像の明確化
実務上のEPIの報告範囲	ステークホルダーと経営者の認識乖離
・最小限の開示範囲や優先順位の検討 ・年次報告の合理的な範囲	合目的・定量的なSPIの開発
・特定目的(GHG排出量など)の報告範囲	SPIの範囲の検討



## 企業の社会的責任の範囲に関する根本的な議論

目指すべき社会像と企業の社会的責任の整合性

拡大する企業の社会的責任の範囲

(資料)ニッセイ基礎研究所にて作成

## 4.1 EPIの今後の議論の進め方についての提案

## 4.1.1 E P I と S P I の整合性

#### (1) EPIの目的の再確認

EPIは環境負荷の大きさや環境配慮に関する指標であることから、これまでは主に環境負荷の計測や表示に焦点を当てた議論が行われてきた。しかし、本プロトコル研究会におけるSPIの議論で明らかとなったように、EPIについても、改めてそもそも何のために計測・管理・開示するのかという議論が必要である。EPIの最終的な目的は、持続可能な社会の構築に向けて企業としてどのような貢献できるのか、あるいは応分の責任をどのように果たすべきかを明確にすることであろう。

#### (2) EPIとSPIの関連付け

上記の目的に対して、現在のEPIプロトコルが合目的であるかどうかについても再検討が必要となってこよう。また、この目的を達成するためには、環境面のみならず経済面や社会面での企業の貢献も必須であり、EPI単独の指標だけでなく、二分野以上にまたがる統合的な指標がより適切となることも考えられる。そのような場合を想定すると、当然ながらEPIとSPIの関連付けや整合性が求められる。

#### 4.1.2 EPIの範囲の検討

#### (1) 環境パフォーマンスに関する企業の責任範囲

上述したようなEPIとSPIの整合性に関する議論を行なった上ではじめて、「EPIの範囲」の拡張ないし修正についての論理的な検討が可能となろう。今回のプロトコル研究会では、EPIの範囲について様々な考え方や論点が挙げられた。いずれも重要な指摘ではあったが、今後さらに議論を進め、企業とステークホルダーの間で一定の合意を得るためには、より高次の視点からこの問題を見直してみる必要がある。

このより高次の視点とは、『環境パフォーマンスに関する企業の責任範囲はどこまでか』であると考えられる。これは企業の「環境経営の範囲」を明確にすることに他ならず、前項で指摘したEPIのそもそもの目的を明確にすることにもつながる。言うまでもなく、環境パフォーマンスの責任範囲は時代とともに変化しうるが、『現時点では、どこまでが企業にとっての責任範囲と考えるべきか』を議論すれば、EPIの範囲について、ある程度の合意形成が期待できる。少なくとも、議論の焦点は明確になるはずである。

「企業の責任」と言う場合には、現在では「結果責任」だけではなく、「説明責任」も含むと考えられている。それゆえ、環境パフォーマンスについての説明(開示)を行うことは、企業が責任を果たすための必須条件となったのである。つまり、EPIの「開示すべき範囲」を言明することは、環境パフォーマンスに関する説明責任ならびに結果責任について、その責任範囲を自ら定めることに他ならない。

## (2) 実務上のEPIの報告範囲

環境パフォーマンスに関する企業の責任範囲の考え方が急速に拡大しつつある現在にあっては、企業はそれを認識してはいるものの、現実には計測・開示範囲はそれより狭い範囲に留まってしまうという事態も起こりうる。そのような場合に対処するためには、プロトコルとしてEPIの最小限の開示範囲や優先順位などを検討する必要があろう。

このような状況を考えれば、EPIの開示範囲については、前項で述べた " 論理的な責任範囲 " とは別に、" 実務的な報告範囲 " の検討を行うことも有効であろう。一つの例としては、毎年の環境レポーティングの範囲がある。レポーティングを行うためにはコストや時間など種々の制約が存在するので、これらについて議論を行い、合理的なレポーティング範囲を設定する必要がある。

また、一般向けの環境レポーティングではなく、温室効果ガスの排出量のように特定の目的をもった報告に用いるための範囲も考えられる。これらは所与の範囲であることが多いので、本プロトコル研究会のような場で議論することは相応しくないかもしれない。しかし開示の実務を考えれば、事前に確認あるいは想定できる主要な報告範囲との整合性がとりやすい仕組みを考えることは意味があろう。

## 4.2 SPIの今後の議論の進め方についての提案

#### 4.2.1 S P I の目的の明確化

#### (1) 目指すべき社会像の議論

SPIについてはEPI以上に、指標の実務的な開発を始める前に、まずその上位概念ないしは目標の明確化が必要である。本プロトコル研究会では、『どのような社会を目指すのか』について合意形成を図ることが先決であるとの結論が得られた。すなわち、目指すべき社会像を明確にすることなしに、いきなり個々のSPI項目の検討を始めても、議論が拡散して合意を得ることは困難である。

こうしたSPIの上位概念を考える際には、『持続可能な社会』が重要なキーワードとなるが、日本国内に限定せず地球的な視野で現状や課題を捉えることが必要である。最終的な目標は、地球環境(再生が不可能あるいは困難な資源や生態系を含む)の保全を基盤として、地球上の人間社会全体の持続可能性の確保であろう。ただし、このような地球規模の課題を視野に入れつつも、当面の議論の対象となる社会あるいは地域としては、企業の事業活動や提供する製品・サービスの影響力が直接的に及びうるコミュニティやステークホルダーを想定することが現実的であろう。

#### (2) ステークホルダーの要求と企業のインセンティブ

個別SPIの指標開発に当たっては、それが企業にインセンティブを与えるようにすることの重要性についても、プロトコル研究会ではほぼ合意が得られた。ただし、ステークホルダーからの開示要求の強い指標については、企業へのインセンティブとはならなくとも、開示しない場合には企業価値を損なうことにもなるとの指摘もあった。

一方でステークホルダーは、ともすると単により多くのSPIの開示を企業に求める傾向がある。しかし、当該SPIの開示を、どのような理由・目的・背景で求めるのかについて、ステークホルダーから企業へ明確な説明を行うことが必要である。企業にとってそれが合理的・説得的なものであり、そのSPIの開示を通して企業価値を高めることが確信できれば、企業はSPIの開示に積極的になるはずである。そして、その開示されたSPIを基にして、さらにステークホルダーと企業との間でコミュニケーションが進展することになる。こうしたプロセスを積み重ねることで、両者の間でより強固な信頼関係が構築されることが期待される。

SPIの開示は世界的な流れであり、企業は積極的に対応しなければならない。特に経済や情報のグローバル化の中で、社会的側面に関する配慮の不足が日本企業の大きな弱点とならぬよう留意すべきである。そのためには、まずステークホルダーの要求と企業トップの認識との乖離を埋めるべく、両者がそれぞれの問題意識や前提となる考え方について、相互に理解を深める必要がある。

また、CSR経営は無形資産(知的財産)としての可能性を秘めていることから、企業価値の向上にも寄与することを銘記すべきである。さらに、日本経済の規模あるいは個々の企業のポジションに応じつつ、それぞれの操業地域の価値観に対応できる形で、日本企業の

強さ・良さを示す独自の指標開発も必要である。

## 4.2.2 合目的かつ定量的なSPIの開発

持続可能な社会の構築という目的に適合した個々のSPIが開発されることが期待されるが、共通する方向性としては、できる限り定量的な指標の開発が望まれる。定性的な社会パフォーマンス指標であっても有用な場合はありうるが、一般的には定量的なSPI指標の方が合理的な管理や客観的な評価を可能にするものと考えられる。

もちろん、企業がSPIを開示することの目的に照らして、それを表現するのに最も適した形で定量化を行うことが重要であることは言うまでもない。

## 4.2.3 SPIの範囲の検討

上述したSPI開発に関する二つの課題、すなわちSPIの開示目的の明確化ならびに定量化の考え方が確立され、個別SPIの開発もある程度進んだ段階で、『SPIの範囲』についての本格的な議論に進むことが可能になる。その場合、EPIの範囲と同様に、企業としての経営範囲と社会的影響力の範囲という二つの座標軸から議論することが有効であるう。

## 4.3 企業の社会的責任の範囲に関する根本的な議論

#### 4.3.1 目指すべき社会像と企業の社会的責任の整合性

## (1) 目指すべき社会像から考える企業の社会的責任

今回のプロトコル研究会では、環境パフォーマンスと社会パフォーマンスの指標のあり方の検討ということで、EPIとSPIは所与のものとして、その範囲や項目について議論を開始した。しかし、一連の議論を振り返ってみると、SPI項目の議論の中で指摘されたように、「何のためのSPIなのか」、「なぜSPIが必要なのか」は必ずしも明確にはならなかった。すなわち、私たちがどのような社会を目指し、それを実現するために企業はどのような貢献をすべきかという議論が最初に必要であったことが判明したのである。

この根本的な議論なしには、今後、企業とステークホルダーによるSPIの合意形成は 困難であろう。EPIにも同様の課題があることがわかった。これを別の言葉で表現すれ ば、企業が開示すべき環境パフォーマンスと社会パフォーマンスの範囲や項目を議論する ことは、目指すべき社会像を明らかにすることに他ならない。つまり『目指すべき社会像 から、企業の社会的責任を考える』これが本研究会で確認できた包括的な問題意識である。

## (2) CSRの本質と合致するEPIとSPIの開示範囲

近年盛んに議論されるCSRは日本語では企業の社会的責任と訳されることが多いが、その本質は、『持続可能な社会の形成のために、企業は何を実践すべきか』あるいは『社会(ステークホルダー)から信頼される企業とは何か』を問うことである。本来、EPIやSPIは企業自身のための管理・評価の指標であり、同時に企業がその社会的責任を果たしていることを示す指標であることを考えると、「EPIやSPIの開示すべき範囲」が「企業の社会的責任の範囲」と一致することは容易に納得できる。

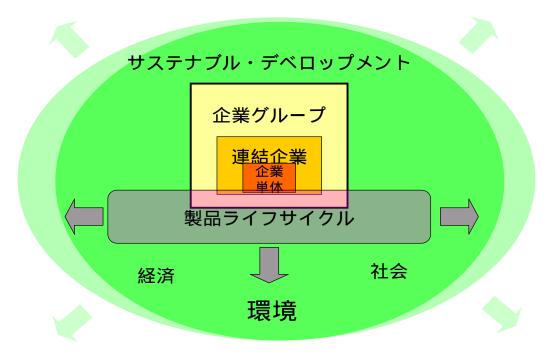
企業がEPIやSPIを開示することは、企業がどのような考え方でどのような行動をとっているかをステークホルダーに正しく伝え、理解してもらうことである。この原点に立ち返れば、その範囲をどう定めるべきか、的確に議論することができる。企業が適切な範囲でEPIやSPIをわかりやすく開示することは、企業自身のマネジメント効率と透明性を高め、説明責任の遂行と同時に企業価値を高めることにつながる。

これをステークホルダー側から見れば、EPIやSPIの範囲について企業がどのように考えているかを知ることで、より正確に企業を理解することができる。その考え方やパフォーマンスが妥当であると判断できる企業に対しては信頼性が増す。このようなステークホルダーとのコミュニケーションを通じて、企業は自らの信頼性をさらに高めるという効果が期待できる。これこそ、СSRの本質とも合致するEPIとSPIの活用であろう。

## 4.3.2 拡大する企業の社会的責任の範囲

企業の社会的責任の範囲が拡大している。その様子を表現したものが、図表 4-2 である。 経営範囲としては、企業単体、連結企業、企業グループと次第に広がり、それらの範囲に は財務的に定義された明確な境界が存在している。一方、製品・サービスの提供を通じた 企業の社会的影響力を考えると、かつての責任範囲は生産プロセス、製造業で言えば工場 単体に限定されていたが、次第に製品ライフサイクルに沿って上流側の資源採掘や製品設 計、材料・部品調達から、下流側の製品の回収・廃棄に至るまで拡大する傾向にある。そ れは通常考えられる企業の経営範囲よりもはるかに広くなることが多い。

さらに提供する製品・サービスだけでなく、より広い意味で"企業のありよう"が直接・間接を問わず環境・経済・社会に与える影響とそれに対する責任の範囲は、今後、地球や社会の持続可能性との関連において広がり深まっていく方向にある。その持続可能な発展(サステナブル・デベロップメント)の基盤は、言うまでもなく地球環境・生態系の維持保全にかかっている。そして、それに対するステークホルダーの認識の向上も重要である。



図表 4-2 拡大する企業の社会的責任の範囲

#### (資料)ニッセイ基礎研究所にて作成

これまで述べてきたように、EPIとSPIの範囲・項目・単位に関する具体的なプロトコル開発について、今後さらに検討を深める必要があるが、本プロトコル研究会で抽出された論点・課題を基にした議論が積み重ねられることを期待する。

なお、今回のプロトコル研究会にステークホルダーの立場から参加いただいた有識者には、国内での活動を中心とする方々が多く、その視点での発言をお願いしたため、全般的に海外での事業や操業に関する論点を十分には掴むことができなかった。今後の調査では、海外の多様なステークホルダーの視点も汲み取る工夫が必要であろう。

# 【プロトコル研究会におけるEPI・SPI開発のための論点整理】

ここでは、第2章の「EPI範囲」と第3章の「SPI項目」に関する現状と課題の分析結果を基に、今後の合理的なプロトコル開発のための具体的な論点と検討課題をキーワードとして列挙する。詳細については、第2章と第3章の当該箇所を参照されたい。

# 1.「EPIの範囲」に関する論点と検討課題

## (1)「経営範囲」にかかわる論点

1)「経営範囲」の考え方	<ul><li>合理的かつ現実的な定義の必要性</li><li>財務上の経営範囲の広がりとの関係</li></ul>
2)財務連結と"環境連結"の関係	<ul> <li>財務連結か環境連結か</li> <li>環境負荷の管理範囲か影響範囲か</li> <li>企業経営の責任範囲と環境負荷の責任範囲</li> <li>EMS範囲と連結範囲の関係</li> <li>環境効率の対象範囲</li> <li>企業の事業構成による比較容易性・困難性</li> <li>LCAとEPIの関係</li> <li>環境負荷のダブルカウントをどう考えるか</li> </ul>
3)国内事業と海外事業の違い	<ul><li>国内と海外の区分の意味</li><li>国内と海外の環境負荷の帰属地</li><li>国内と海外の経営手法の違いへの対処</li></ul>
4)グループ企業の考え方	<ul><li>経営支配権(出資比率)と実質的な影響力の違い</li><li>グループ企業内の多様な業種の存在</li><li>M&amp;Aへの対処</li><li>持株会社への対処</li></ul>
5) EMSとの関係	<ul><li>経営範囲とEMS範囲の乖離</li></ul>

## (2)「ライフサイクル」にかかわる論点

1)業種特性に対応するライフサイクルの区分	<ul> <li>業種特性に応じた商品ライフサイクル区分</li> <li>素材型製造業の商品ライフサイクルの長さ</li> <li>取引主体との関係からみた業種特性</li> <li>多様な事業主体への対応</li> <li>第一次産業への対応</li> </ul>
2)業種特性に応じたライフサイクルの遡及	<ul><li>業種特性とライフサイクルの遡及範囲</li><li>業種特性によるトレーサビリティの範囲</li><li>間接的な影響と高次の環境側面</li></ul>
3) サプライヤーやコントラクター の適正範囲	<ul><li>サプライヤーの遡及範囲</li><li>本業部分から見た上流・下流</li><li>業種特性とサプライヤーの範囲</li></ul>
4)同一企業の多様な商品への対応	• 企業内の多様な商品群への対応
5)内製品と外製品の責任帰属	<ul><li>直営と委託における責任の帰属</li><li>ブランド責任の範囲</li><li>生産者と消費者や回収者との関係</li></ul>

## (3) その他の論点

,	
1)納入先との関係	• 納入先の環境経営への影響の大きさ
	• 納入先の環境面よりもコスト面・機能面の重視
2)統合認証の留意点	• 統合認証の広がり
,	● 統合認証の得失
3)環境マネジメント支配権	● 連結会社の環境負荷
,	• 他社への出資比率と環境負荷の関係
4)環境負荷データの集計	• データ根拠の表示問題
,	• 集計システムの電子化
	● 環境配慮製品の定量的定義
5)概念的な指標の問題	• 生物多様性や持続可能性(サステナビリティ)な
·	どの定性的概念の数値化
6)所有権の問題	• 所有権の範囲を超えた「拡大環境責任」の範囲

## (4)「EPIの範囲」に関する今後の検討課題

## 1) 基本的な枠組みに関する課題

業種特性に応じた「経営範囲」と「ライフサイクル」の区分方法

- 「経営範囲」の検討
- 財務連結と "環連連結"(環境マネジメントの行使範囲や環境負荷の影響範囲)の整合性
- 海外連結子会社への実質的な支配権
- グループ会社における「支配権」と「影響力」
- グループ会社の業種の多様性とデータ収集の困難性

## 「ライフサイクル」の検討

- 業種特性に対応する商品ライフサイクル
- 業種特性に対応するバウンダリー遡及範囲とサプライチェーンの範囲
- 内製品と外製品の環境負荷の帰属先

## 2) 当面の実務上の課題

環境パフォーマンスの実測地と推計値の定義や根拠の表示

事実上計測不可能な環境パフォーマンスの合理的な推計方法

企業間の影響範囲を示す新しい環境パフォーマンスの表示方法

## 3) EPIに関する様々なバウンダリーの広がりの認識

経営範囲(単体会社から連結会社への広がり)

ライフステージの範囲(拡大生産者責任の範囲の広がり)

サプライチェーンの範囲(業種特性に応じた遡及範囲の違い)

# 2.「SPIの項目」に関する論点と検討課題

# (1) 企業の立場からのSPIの論点

(1)正来の立物からのうしょの論が	
1)企業内部の事情	
社会性のマネジメント整備水準	• ステークホルダーと経営トップの認識の乖離
CSRビジョン	● CSRビジョンの明確化
	● 経営課題の優先順位
	<ul><li>SPI計測能力とマネジメント水準</li></ul>
	● 多様なSPI項目と社内調整の必要性
	<ul><li>CSRの社会的な高まりへの期待</li></ul>
	<ul><li>持株会社の機能とSPIの関係</li></ul>
SPIの管理範囲	• 経営範囲の広がりとSPI項目の拡大
	• 国内と海外の経営管理手法の違い
事業内容によるSPIの違い	<ul><li>事業部門によるSPIの違い</li></ul>
	<ul><li>業種特性によるSPIの違い</li></ul>
ステークホルダーからのSPI	• ステークホルダー要求の高まり
開示の要求	● ステークホルダー要求の根拠
איייייייייייייייייייייייייייייייייייייי	• ステークホルダー要求の優先順位
2)SPIを公表することの企業リス	ク
SPI開示によるリスク	● 想定外の経営リスク
	● 社会性の意味の拡大
	<ul><li>● マネジメントと開示の違い</li></ul>
SPIの計測・開示コストと効果	◆ コストと効果に対する積極的な意味付け
3)企業にとってSPI開示の意義	
企業価値の向上やインセンティ	• 企業価値の向上
プとなるSPI	● 無形資産(知的財産)の評価
7 2 3 3 1 1	• 開示のインセンティブ
	• ネガティブ・スクリーニングへの対処
	<ul><li>ビジネス・コンティニュイテイ・プラン(BCP)</li></ul>
日本企業の強みを評価できる	● 日本企業の企業価値の向上
SPI	● 日本企業の強さ指標の開発
	● 欧米企業との対比
	• 企業とステークホルダーの相互利益

## (2) ステークホルダーの立場からのSPIの論点

1)ステークホルダーの望むSPI	<ul><li>開示指標の活用目的</li><li>企業が出したくない情報</li><li>指標間の連動性</li><li>経営管理と開示の関係</li><li>指標開示の効果</li></ul>
2)SPIによる数値化の意味	<ul><li>数値のもつ意味、条件、前提の明確化</li><li>企業による数値化手法の違いの統一</li><li>経年変化と連続性</li><li>情報公開と環境活動の相関</li></ul>

## (3)「SPIの範囲」に関する今後の検討課題

## 1) SPIの前にまず明確にすべきこと

どのような社会を目指すのか?

どのような企業が望まれるのか?

- CSRの広まりと企業に期待される役割の拡大
- テーマに応じた指標の選択 (グローバルとローカルの視点)

## 2) これからのSPIのあるべき方向性

ステークホルダーと企業の相互理解と合意形成

SPIの目的の明確化 (対象テーマの選択)

SPIの数値化と最適値問題(目指すべき社会的パフォーマンスの水準)

SPI項目の組み合わせ

## 3) 新たなSPI開発の必要性

既存の指標と新たに作るSPI

無形資産の指標化

SPI開発の順序

(以上)

資料編 (プロトコル研究会資料)

# 環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

~環境・社会指標の計測・収集・開示(項目、単位、範囲)の充実に向けて~

# 第一回 調査研究会

日時: 2004 年 10 月 26 日(火) 13:00~15:00 場所:ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

# 【議事次第】

- 1 開会
- 2 挨拶環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一
- 3 調査研究会の参加者紹介
- 4 調査研究の趣旨説明 環境監査研究会 代表幹事 後藤俊彦 (座長)
- 5 調査研究の内容説明 ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)
- 6 関連事項説明(GRIバウンダリー・プロトコル草案) ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 7 今後の予定
- 8 閉会

## (資料)

- 1. 調査研究趣意書
- 2. 調査研究会参加者名簿(割愛)
- 3. 調査研究計画書(割愛)
- 4. GRIバウンダリー・プロトコル草案
- (注)下線部の資料のみ添付する(以下、同様)。

# 環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

~環境・社会指標の計測・収集・開示(項目、単位、範囲)の充実に向けて~

# 調査研究趣意書

## 1 調査研究の目的

わが国では、環境報告書を自主的に作成・公表する企業は700社を超える規模になっている。しかしながら、自社の事業活動に伴う環境負荷(環境パフォーマンス)をどのように計測・収集し定量的に把握するか、またどのように開示するかについては、なお模索が続いている状況にある。

『環境パフォーマンス指標(EPI)』の開示項目や計測単位については、環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」に示されているが、EPIの計測・収集ならびに開示すべき範囲(バウンダリー)については、ガイドラインでは詳細を提示していないため、今後も研究を進めていくことが必要である。

一方、環境報告書は「環境・社会報告書」や「サスティナビリティ報告書」、「CSR報告書」へと変貌しつつあり、環境問題に加えて、倫理的・社会的問題にかかわる『社会パフォーマンス指標(SPI)』も開示されるようになってきている。

SPIについては、GRIなどの国際的組織でも検討されているが、このような状況に対応して、環境省の「事業者の環境パフォーマンス指標ガイドライン(2002年度版)」や「環境報告書ガイドライン(2003年度版)」では、開示が望ましい社会的項目が提示されている。

しかしながら、これらの社会的項目については、その妥当性や適否も含めて計測・ 収集・開示方法などの明確な定義がなされておらず、今後調査研究を進めていくこと が必要不可欠となっている。

以上のような現状認識と問題意識に基づき、本調査研究会では『EPIの開示範囲』ならびに『SPIの開示項目』と『SPIの計測単位』の3項目に焦点を当て、事業会社とステークホルダーの双方の立場から、現状把握と課題・論点の整理、さらに可能なかぎり規定(プロトコル)としての方向性を検討するものである。

## 2 調査研究会の実施期間と開催回数

実施期間は平成16年10月から平成17年3月を予定する。

研究会を4回予定するが、前後にキックオフととりまとめの会を予定する。

## 3 調査研究の内容

本研究会で行う調査研究内容の骨子は以下の3項目とする。

- (1)環境パフォーマンス指標(EPI)の開示範囲の検討
  - EPIの計測・収集に関する困難性の実態の把握
  - EPIの計測・収集すべき範囲 (バウンダリー)の検討
  - EPIの開示範囲に関するステークホルダー要求の把握
- (2)社会パフォーマンス指標(SPI)の開示項目の検討
  - SPIの計測・収集・開示すべき項目の妥当性・適否の検討
  - SPIの開示項目に関するステークホルダー要求の把握
- (3)社会パフォーマンス指標(SPI)の計測単位の検討
  - SPIの計測・収集・開示すべき項目の単位の検討
  - SPIの計測単位に関するステークホルダー要求の把握

(以上)

平成16年10月 プロトコル調査研究会事務局 (ニッセイ基礎研究所) GRIバウンダリー・プロトコル (範囲についてのプロトコル)草案

発表: 2004年9月24日

位置づけ: GRI ガイドラインについて、定義と方法論のまとめを詳述した技術的プロトコル。ガイドラインの報告原則(Part B)と報告内容(Part C)に基づくが、GRI ガイドラインの内容にいかなる変更を加えるものでもない。マルチステークホルダーのワーキンググループで草稿が作成され、現在はこれに対するパブリック・コメントを募集している段階にある。集まった意見は12月の第4回の会議で検討し、2005年の初めにパイロット・バージョンを公開予定。

検討した既存の範囲設定のモデル:財務会計、インプット・アウトプット分析、ライフサイクル・アセスメント、GHG プロトコル

重要な決定因子: control (支配)と significant influence (重大な影響) および significant risk (重大なリスク)と significant impact (重大な影響)

その他のキーワード: reference boundary (標準範囲) operational boundary dimension (報告範囲の枠組み), scope dimension (報告内容の枠組み)、temporal dimension (時間的枠組み)

目次

序文

草稿を作成するプロセスについて

第1節:「報告範囲」とは何か? 第2節:報告範囲を理解する

第3節:報告範囲の設定プロセス

範囲を設定する原則

範囲を設定するための基本的なステップ

ステップ1:「リスク」と「インパクト」の特定

ステップ2:「重大性」の評価

ステップ3:「支配」と「影響」の評価

ステップ4:範囲の決定 ステップ5:範囲の公表

第4節:報告の範囲を設定する際の実務的論点

情報へのアクセスと入手可能性

財務会計との関係

「支配」と「重大な影響」を超えて

確実性

第5節:報告範囲を示す際の実務的論点

パフォーマンスの区別(differentiation) 集成(aggregation)と分解(disaggregation) 連結(consolidation) ダブル・カウント 報告の標題 範囲の変更

補遺 1: GRI 2002 持続可能性報告ガイドラインにおける報告範囲への言及

補遺 2: GRI バウンダリーワーキンググループのメンバー

(添付)GRI のパブコメ用英文資料

# 環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

~環境・社会指標の計測・収集・開示(項目、単位、範囲)の充実に向けて~

# 第二回 調査研究会

日時: 2004 年 11 月 15 日(月) 13:00~15:00 場所:ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 挨拶

環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一 (調査主体) 環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦 (座長)

- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「EPIの範囲」の分析説明

NSC報告書「CSRの本質と現状」から

ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)

参加企業の調査票の分析

- ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 5 「EPIの範囲」の検討

企業側からの特記コメント 有識者(ステークホルダー)からのコメント 現状認識と方向性に関する全員討議

- 6 関連事項説明 (次回の「SPIの項目」に関連して)
- 7 今後の予定
- 8 開会

## (配布資料)

- 1. 調査研究会参加者リスト(割愛)
- 2. NSC報告書「CSRの本質と現状」の抜粋:EPI範囲関連
- 3. 「EPIの範囲」の分析(割愛)
- 4. 「EPIの範囲」の個社調査票(配布につき要確認)(割愛)
- 5. 「 E P I の範囲に関する ISO 審査サイドからのコメント」(割愛)
- 6. 「SPIの項目」の調査票(案)(割愛)
- 7. 「SPIの項目」関連資料 (環境 goo、NSCから)

(以上)

## 環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

~環境・社会指標の計測・収集・開示(項目、単位、範囲)の充実に向けて~

## 第三回 調査研究会

日時:2004年12月7日(火) 17:00~19:00 場所:ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 挨拶

環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一(調査主体) 環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦(座長)

- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「SPIの項目」の分析説明

社会性項目の重要性と報告書記載(NSC報告書「CSRの本質と現状」から)

ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)

参加企業の調査票の分析

- ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 5 「SPIの項目」の検討

企業側からのコメント 有識者(ステークホルダー)からのコメント 現状認識と方向性に関する全員討議

- 6 関連事項説明 (次回の「SPIの計測単位」に関連して)
- 7 今後のスケジュール (第四回、第五回研究会)
- 8 閉会

#### (配布資料)

- 1. 調査研究会参加者リスト(割愛)
- 2. NSC報告書「CSRの本質と現状」の抜粋 (社会性項目について)
- 3. 「SPIの項目」の調査票分析(割愛)
- 4. GRI「Boundary issues and the GRI」(割愛)
- 5. 「シフトアップ~企業責任からグッド・ガバナンスと拡張性のある解決策へ~2004」
- 6. ISO New work item proposal Social responsibility (割愛)
- 7. R B E C 004 CSR Accounting Guidelines (割愛)
- 8. CSRマネジメント規格とSPI項目
- 9. 「SPIの計測単位」の調査票 の考え方(割愛)

## (2) 社会性項目の記載の有無(問21(ア): SA)

- 昨年のアンケートではGRIガイドラインに準拠し、(1)から(24)の項目それぞれでさらに詳細に質問をしてきた。しかし、今年は大枠はGRIガイドラインに準拠しながらも、24項目全てについて質問を簡素化した。尚昨年も、(7)差別禁止、(8)結社の自由、(10)強制労働、(12)セキュリテイー慣行、(14)取引先の評価、(19)贈収賄・不正、(21)公共政策、(22)競争・価格設定の8つの項目については単一の質問を実施している。
- 2 4項目について今年は<u>"労働安全衛生"、"人権"、"製品責任"、"社会"、"その他"の5分類</u>を行った。
- "その他"のカテゴリーでは 2002 年から引き続き、<u>GRIガイドラインの社会性項目以外</u>の「企業倫理」「ハンディキャップ」「動物保護」「アルコール事業関連」「ギャンブル事業関連」 「防衛産業関連」についてたずねた。

#### 【単純集計結果から】

- (1)から(24)の項目の内、(16)の製品サービスのラベリング以外の全ての項目で記載済の回答割合が前年を上回っている。今年設問内容を簡素化した項目で"記載済"と回答した上位3項目をみてみると、1位が「地域社会への参画・寄付状況や社会・倫理・環境に関する受賞暦について」で55.0%(前年は36.3%)、2位が「従業員の労働安全衛生や推進体制について」で45.8%(同4.3%)、3位が「従業員の研修や能力開発プログラムなどについて」で41.6%(同5.7%)となっている。
- 一方、昨年も単一の質問を実施した8項目についてであるが、<u>今年は明らかに"記載済み"と回答した割合は増加している。とりわけ(7)「差別撤廃事項などについて」は昨年の3.1%から14.1%へ、(19)「増収賄・不正防止の為の方針・取組みなどについて」は5.2%から12.1%へと際立った増加率を示している。</u>
- また、その他の質問については昨年と同じであったにも関わらず全体として記載済みと答えた割合が「(28)アルコール事業との関連性」を除き、前年を上回った。とりわけ「(25)企業倫理に関する基本方針」に関して記載済みと回答した割合が19.6%から43.2%へと大きく増加している。

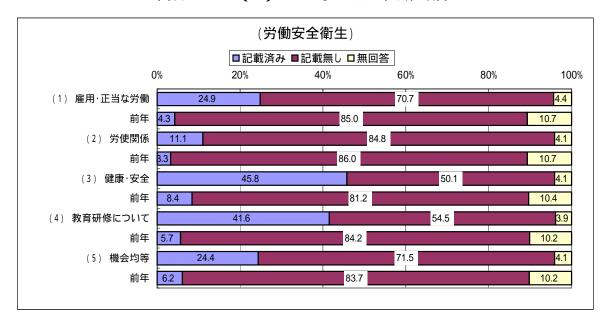
## 【クロス集計結果から】

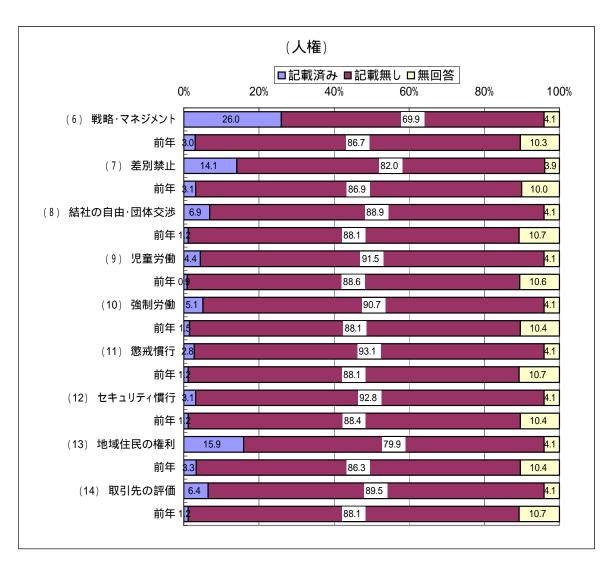
- 業種別では、不動産、金融、製造業(化学) 製造業(加工・組立) 卸売業の順で開示項目の 記載が多かった。
- 創業時期でみると、2000年以降に創設された企業の開示割合が33%と他を圧倒している。
- 報告書の対象範囲別にみた場合、"国内外連結の全事業所"を報告書の報告対象範囲としている企業が最も記載済みと回答した企業の割合が高くなっており、24項目全部を平均すると36.6%となっている。

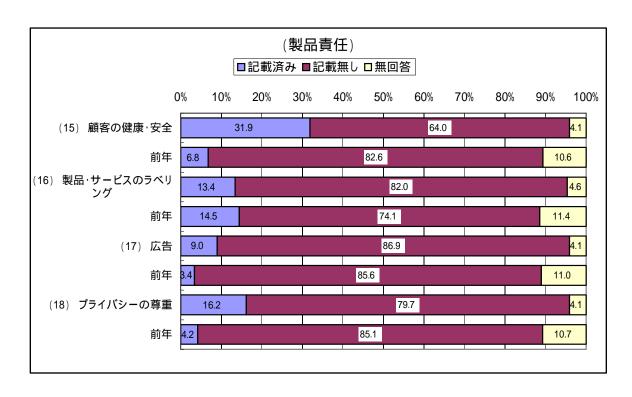
既に述べたように、今年は24全ての項目について設問を簡素化したことで、全体を通じて"記載済み"と回答した割合が増えたことは確かである。しかし、前年と同様の単一の設問項目、取り分け(19)「増収賄・不正防止の為の方針・取組みなどについて」や「(25)企業倫理に関する基本方針」で"記載済み"と回答した割合が大幅に昨年を上回った。この間の企業不祥事などを背景にわが国の企業の中に"CSR"の考え方が定着してきていることは確かなようである。

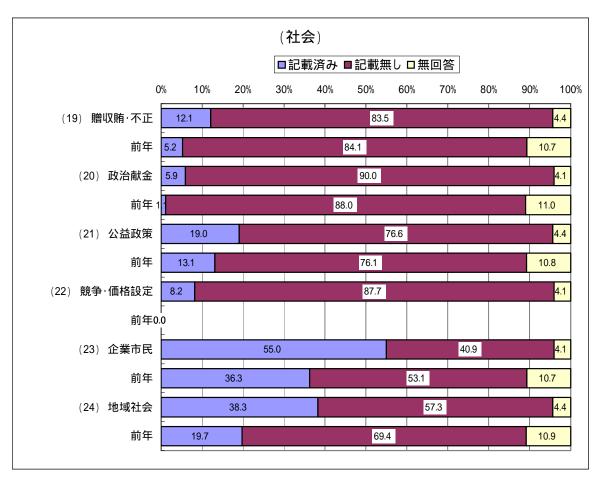
(注)下線はニッセイ基礎研究所による。

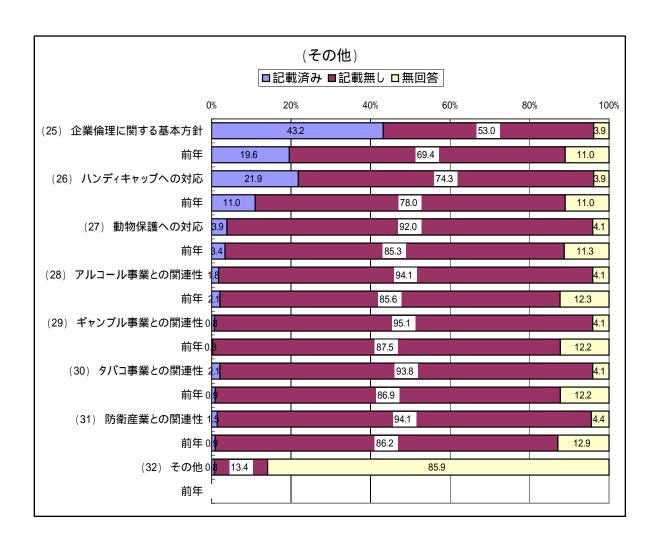
図表3-21(ア)- : 考えられる社会性項目



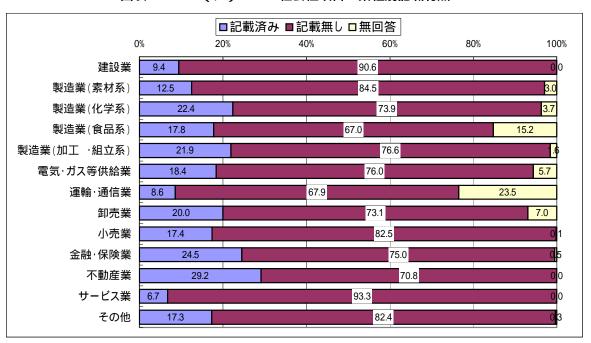




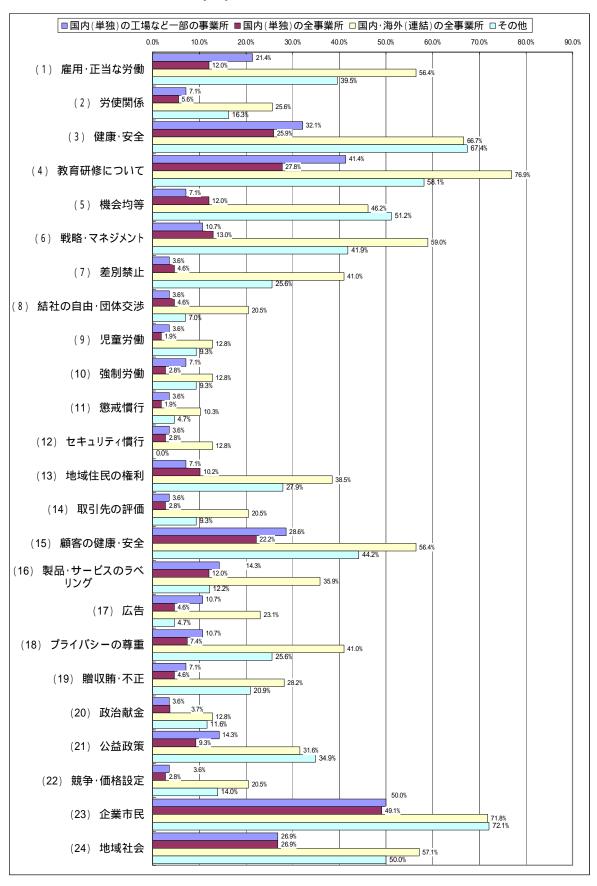




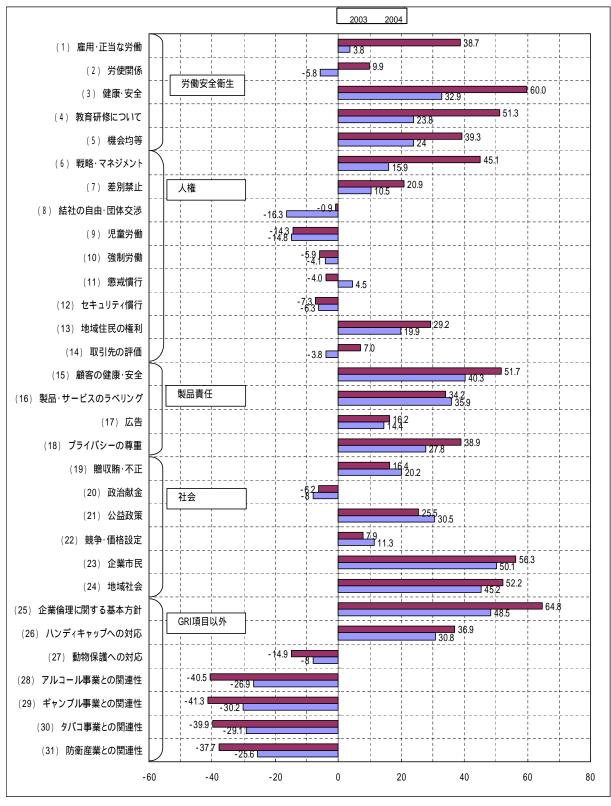
図表3-21(ア)- : 社会性項目 業種別記載有無



図表3-21(ア)- :報告対象範囲から見た記載状況



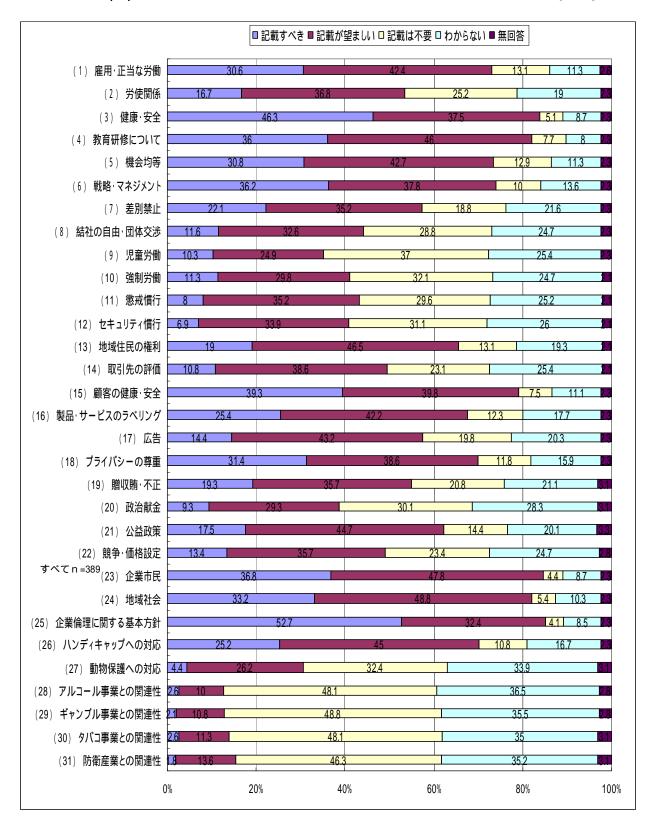
図表3-21(イ)-:持続可能性報告書への記載が考えられる社会性項目の記載必要性 DI



n=327 ( 2003 )

n=389 ( 2004 )

図表3-21(イ)-:持続可能性報告書への記載が考えられる社会性項目の記載必要性(SA)



## SPI 項目に関する調査集計の概要

#### A. 労働安全衛生に係わる情報

A1「全体の方針、計画概要」については 100%の企業で開示されている。A2「労働災害発生頻度」以下の個別の数値については、有識者はおおむね開示すべき、あるいは望ましいと考えているのに対し、現実の開示は進んでいないし、またその予定も少ないことがわかる。この理由としては、業種によっては労働災害事故がきわめて少ない、あるいは業種特有の事故はほとんどないことや、数値だけを出した場合にそれが誤った印象を与えることの懸念が挙げられている。一方、有識者は、これらの項目の開示の優先度が業界によっては異なることを認める一方で、業界平均値との比較で表示するなどの工夫により、こうした懸念や問題は回避できることであり、基本的には開示すべきであるという意見が多い。

ただし、A4「事業活動損失日数」については A5「強度率」と重複するため、開示は不要との意見もあった。これは、項目の問題であると同時に、SPI の測定単位という観点からの議論の対象になるかもしれない。A6「健康/安全に係わる支出額」についても、総額なのか、一人あたりなのかという同様の問題があるし、実際の集計が困難であるとの指摘もあった。

なお、度数率、強度率などの計測が困難であると回答した企業もあったが、その理由は不明である。

#### B. 人権及び雇用に係わる情報

全体に係わるものとして、有識者から、人権は本来的に雇用面だけでなくより広範な領域をカバーするため、独立した項目となってしかるべきであり、実際に欧米評価機関ではそれが一般的な考え方になっているとの指摘があった。現在の日本の関係が曖昧であるために、報告書ガイドラインでの扱いとしても難しい部分があるが、今後の課題としては重要であろう。

実際の開示状況としては、多くの企業が既に開示している項目も多い一方、B2「労働力の内訳」、B6「労使関係の状況」 B8「児童労働・強制労働」については、開示状況も、開示の適否も意見が分散しており、今後の議論の課題となりそうである。有識者はこれらについても開示するべきであると回答しているが、労使関係については、組織率などは企業側が開示すべき数値であるのかとの疑問の声もあった。有識者と企業の間で意見の違いが明らかだったのは B2「労働力の内訳」で、企業側は業界の事情による雇用形態の特殊性、数値把握の難しさなどを理由として挙げていたが、有識者からは、雇用全体のパフォーマンスを見るために、詳細な内訳を過去3年間以上の推移を含めて開示すべきであるなどの意見があった。

### C.地域の文化の尊重及び保護等に係る情報

項目自体が具体的になにを指すのか、どこまで含めるかがやや曖昧であるとの問題も指摘されており、そのために回答が分散した可能性もある。しかし、企業活動が地域で行われる以上、それに対する配慮は行ってしかるべきであり、またそれをきちんと報告すべきであるとの意見はおそらく一般的なものであろうし、実際、社会・環境報告書でも地域への貢献について力点を入れたものは多い。

しかしながら、何分にも漠然とした側面であり、はたしのそうした貢献がどれほど意義のある ものなのか、企業としての責任を十分に果たしているのかという議論にまで至っているものはほ とんどないと言っていいだろう。今後の課題はむしろ、単なる情報提供ではなく、ある程度の定 量的な評価をも可能にするような開示方法の統一化などに向かうのではないだろうか。

なお、C2「発展途上国等における取組」については実施状況が分散しているのは、おもに発展途上国で操業しているかどうかの違いに起因するものであり、このことについては有識者も理解を示している。

### D.環境関連以外の情報開示及び社会的コミュニケーションの状況

パフォーマンス指標として扱うのは難しいが、ステイクホルダー別の実施頻度や対象数など、いくつかの可能性は考えられそうである。実際、多くの企業がなんらかの形でこの項目の情報開示を進めている。また、情報開示やコミュニケーションは環境のみに限定されるものではない、という有識者の指摘には十分注意を払うべきであろう。

#### E.広範な消費者保護及び製品安全に係る情報

マネジメント系の基本的な情報であり、実際多くの企業は既に開示している。一部の項目で非開示の回答があったのは、扱っている製品やサービスの特性により、該当しないためである。一般的には BtoC の項目と考えられるものでも、有識者からは BtoB でも対象にすべきであるとの意見が寄せられている。

また、単一年度のパフォーマンスだけではなく、過去3年間以上の推移が望ましいとの意見や、件数にとどまらず、その具体的な対応内容や原因究明・改善措置に関する社内の取組みに関する開示・例示・説明がより重要との指摘もあった。これらはSPI全体について当てはまると言えるかもしれない。

以上

#### SPI項目の開示の適否に関する「企業」からの理由・目的

#### A:労働安全衛生にかかわる情報

- A2 労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数)
  - ▶ 開示をすべきかもしれないが、開示範囲(加盟店や配送センター・専用工場などどこまで含むのか)の設定が困難。
  - ▶ 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。
  - ▶ 絶対件数の開示を行っても評価できない

#### A3 度数率

- → 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。
- マネジメント層や社員に対する開示は啓蒙や教育の観点から必要。報告書等での開示は、平均より高い業種では開示も必要と考える。
- ▶ 現在のところ、ステークホルダーから当社に対して開示要求の高い項目ではないと 考えているため。

#### A4 事業活動損失日数

- ⇒ 労働損失日数の絶対値は、会社規模の影響もあり、強度率で開示すれば、不要と考える。
- ▶ 現在のところ、ステークホルダーから当社に対して開示要求の高い項目ではないと 考えているため。
- ▶ 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。

## A5 強度率

- ▶ 現在のところ、ステークホルダーから当社に対して開示要求の高い項目ではないと 考えているため。
- ▶ 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。

#### A6 健康/安全に係る支出額、一人あたり支出額

- ≫ 総支出額は開示しているが、一人あたりの支出額は開示していない。
- ▶ 金額はひとつの側面ではあるが、必ずしも金額で評価するものでない。
- ▶ 「健康/安全に係る支出」の定義が困難。仮に金額を公表しても、金額だけで計られてしまう点は疑問。
- → 社外公表のメリットがない為。社内認識で十分。

#### B:人権および雇用にかかわる情報

- B2 労働力の内訳(正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の 状況)
  - ▶ 対象国により労働法、慣行が異なるため、工夫が必要であると考える。
  - ▶ 正社員の年齢や勤続年数、平均給与などの情報を掲載し、正社員以外の情報については、開示していない。
  - 開示が望ましいかもしれないが、当社の場合、加盟店を含めて考えると、必然的に パートタイマーの割合が高くなるので、開示を考える場合には、慎重な検討が必要。

- ▶ 当社の事業形態にとっては、あまり大きな意味をもつ項目であるとは考えていないから。
- ▶ 高齢者雇用の開示でよい
- B3 男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女別割合)
  - ▶ 各種アンケート回答により雑誌等で実名付で公表済
- - ▶ 雇用率ではなく継続的・長期的な雇用が達成されているかどうかも重要な内容と考える。
- B6 労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本 的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状 況)
  - ▶ 当社の特状もあり、現在のところ公表していない。
  - ⇒ 労働組合の組織率、団体交渉の状況については、開示
- B7 職場環境改善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他いじめ防止の取組状況及び これらに関するクレームの状況)
  - ▶ 具体的な件数などは開示せず。件数を公表したところで、数字への意味が正確に伝わらない可能性に懸念。
- B8 児童労働、強制・義務労働防止の取組状況(サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等)
  - ▶ サービス残業の問題を別にして日本では原則あり得ない。サプライチェーンをどこまで遡るのか、活用事例を参考に開示の可否を検討したい。
  - ▶ 持続性を確保するためには、SC範囲での開示は今後必要になると考えるが整理できていない。
  - ▶ 日本社会では当然のことで、改めて公表すべき内容ではない

#### E:広範な消費者保護および製品安全にかかわる情報

- E5 製品等のリコール及び回収等の状況
  - ▶ 開示が望ましいとは思うが、自社製品の回収というわけではないため、開示の方法 などを慎重に検討する必要がある。

#### 資料 3-3

#### SPI項目の開示の適否に関する「有識者」からの理由・目的

## <u>全体</u>

▶ ほとんどのデータについては一覧表のような形式で開示するということでもいいと思っています。企業自らが重要と考え PDCAをまわしている項目については、しっかりした内容で情報開示するというような濃淡があっていいと思います。

## A: 労働安全衛生にかかわる情報

- A1 労働安全衛生に関する方針、計画、取組の概要
  - マネジメント系の基本的な情報。非製造業において比較的認識が低い場合があるが、 メンタルヘルスケアも含むため全業種対象。
- A2 労働災害発生頻度、労働災害件数(事故件数)
  - ⇒ 安全衛生に関する全体のパフォーマンスを見るために重要(過去過去3年間以上の推移が望ましい)。「発生頻度」は主として製造業の場合は下記の度数率となるため、ここでは「労災件数」。基準の明確化が必要(企業が認めるか否かに関わらず、労災認定された件数とすることが望ましい)。
  - ▶ 開示が望ましいが、低位安定している場合まで必要かは議論の余地があるか。

#### A3 度数率

- ▶ 業種平均との併記が望ましい。
- ▶ 製造業や建設業等では開示が望ましい。

#### A4 事業活動損失日数

- ▶ 強度率の要素に含まれるため不要。
- 製造業や建設業等では開示が望ましい。

### A5 強度率

- 業種平均との併記が望ましい。
- ▶ 製造業や建設業等では開示が望ましい。
- A6 健康/安全に係る支出額、一人あたり支出額
  - ▶ 対象支出項目や基準の設定が難しいが、数少ない金額指標として、できれば開示が 望ましい。
  - ▶ 心の健康も含めた従業員対策は重要な SPI。

## B:人権および雇用にかかわる情報

- B1 人権及び雇用に関する方針、計画、取組の概要
  - 人権は本来的に、雇用面のみならず問題地域・国での事業展開や現地政府との関係、 先住民族の権利などの面を含む広範な領域をカバーするため、独立した項目となってしかるべきであるが(欧米評価機関では一般的な考え方) 日本における報告書 ガイドラインでの扱いとしては時期尚早か。
- B2 労働力の内訳(正社員、派遣・短期契約社員、パートタイマー等の割合、高齢者雇用の 状況)

- ▶ 雇用全体のパフォーマンスを見るために、下記の男女別内訳・割合、障害者雇用および外国人雇用も含めた総合的な開示が重要(過去過去3年間以上の推移が望ましい)。
- ▶ 正社員とそれ以外との雇用状況を開示する趣旨が「正社員雇用を維持するため」と 明確であれば開示が望ましい。高齢者雇用への対応には業種次第で限界があるので はないか。
- B3 男女雇用機会均等法に係る情報(役員、管理職、正社員全体の男女別割合)
  - ▶ 昭和62年の均等法からに限定する必要があるか。
- B4 障害者の雇用の促進等に関する法律による身体障害者または知的障害者の雇用状況
  - 特例子会社の有無や本体との雇用数内訳なども開示されれば、なお良い。
  - ▶ 法律を遵守しているかどうかもそうだが、その配属内容を開示してはどうか。
- B5 福利厚生の状況(産休・育児休暇の取得状況、子育て支援の取組、従業員の勤務時間外 教育及び NPO 活動等の支援、有給及び法定外休暇の取得状況等)
  - ▶ 「福利厚生」として括ることには疑問。むしろこちらが「職場環境」ではないか。 各種の休暇制度(介護休暇を含む)の活用実績の開示は職場環境をみるうえで重要 (とくに男女別内訳の開示が望ましい)。
  - ▶ 勤務時間外の社員の行動まで企業サイドが情報を把握して開示するのはどうか。
- B6 労使関係の状況(労働組合の組織率、団体交渉の状況、解雇及び人員整理に対する基本的方針と履行状況、労働紛争・訴訟等の状況、労働基準監督局からの指導、勧告等の状況)
  - パフォーマンス指標として扱うのは難しい(組織率は不要)。労働紛争・訴訟、指導・勧告等がある場合には、その具体的な内容、原因、改善措置等に関する開示・説明が重要。
  - 労働組合の組織率等は雇用者側が開示すべき情報か?また、解雇や人員整理については開示する目的・理由次第で意味が変わりうるので、もう少し設問の趣旨を明確にしてはどうか。
- B7 職場環境改善の取組状況(セクシャルハラスメント、その他いじめ防止の取組状況及び これらに関するクレームの状況)
  - > パフォーマンス指標とすると相談窓口の受付件数(過去過去3年間以上の推移が望ましい)。但し、ここでも、その具体的な内容、原因、改善措置等に関する開示・ 説明が重要。
- B8 児童労働、強制・義務労働防止の取組状況 (サプライチェーンを含むこれらに関する撤廃プログラムの状況等)
  - » パフォーマンス指標として扱うのは難しく、また国内では労基法の枠内となるため、 主としてサプライチェーンマネジメントの一部か。ここでも、方針、具体的な取組 み等に関する開示・説明が重要。
  - ▶ もともと国内になじみにくい設問であるため、企業によっては該当しない場合もあるのではないか(国内メインの企業など)。また、サプライチェイン管理の観点から取り組む場合、どのような確認方法を条件とするかなど具体的な条件設定が必要

と考える。

### C:地域の文化の尊重および保護などにかかわる情報

- C1 地域文化の尊重、保護等に係る方針、計画、取組の概要
  - ▶ 「地域・社会貢献」であるとすれば、マネジメント系の基本情報として重要。パフォーマンス指標としては下記のようなものが考えられるが、本来は企業の独自色が最も出る分野であり、むしろこの基本情報がより重要。
- C2 発展途上国等における取組
  - ➤ 国内がメインの企業とク゚ローパル企業では、開示についても差異があって当然である。
- D:環境関連以外の情報開示および社会的コミュニケーションにかかわる情報
  - マネジメント系の基本的な情報。パフォーマンス指標として扱うのは難しいが、ステイクホルダー別の実施頻度や対象数はありうるか。
  - ▶ 情報開示やコミュニケーションは環境のみに限定されるものではない。

### E:広範な消費者保護および製品安全にかかわる情報

- > マネジメント系の基本的な情報。パフォーマンス指標としては、外部マネジメントシステム(ISO9001、HACCP、情報セキュリティ関係など)の認証・認定の事業拠点・製造拠点・全品目等に対する比率など。基本的には BtoB も対象。
- E1 消費者保護、製品安全及び品質に係る方針、計画、取組の概要
  - より分解して細かく開示を求めてもよい項目と考える。
- E4 消費者クレーム窓口の設置及びその処理状況
  - ▶ 重要。指標としてはクレーム件数(過去過去3年間以上の推移が望ましい)および 内容内訳などとなるが、その具体的な対応内容や原因究明・改善措置に関する社内 の取組みに関する開示・例示・説明がより重要。
  - ▶ 本来は BtoB の場合も重要なポイントであるが、窓口が一元化されておらず、情報 開示は難しいか。
  - クレーム件数と内容等を開示することは極めて重要と考える。
- E5 製品等のリコール及び回収等の状況
  - ▶ 日常的に開示されるべき基本的な情報。
  - ▶ 近時の不祥事等を考えれば、今後必須の開示項目と考える。
- E6 特定商取引法遵守に関する通信販売、訪問販売等の適正化プログラム及びその遵守状況 → パフォーマンス指標として扱うのは難しい。むしろ、幅広い個別の法令を対象とし、 企業ごとに該当する法令の遵守に関する方針、計画、取組み、とくに違反、紛争・ 訴訟、指導・勧告等があった場合に、その具体的な内容、原因、改善措置等に関す る開示・説明が重要。

### F:その他の情報

- F1 正社員一人あたり時間外労働時間
  - ▶ 上記「労働力内訳」に付随する指標として有意。但し、実態を反映しうるか否かは

やや疑問。

- F2 人権に関する研修 / 研修補助に係る、年間一人あたりの時間および支出額
  - ▶ 「人権」全般が望ましいが、「雇用・職場における人権」に限定するのが現実的か。 但し、「同和問題」に限定するのは不可(内訳の開示が望ましい)。
- F3 業務関係の研修 / 研修補助に係る、年間一人あたりの時間および支出額 (男女別)
  - ▶ 「人材育成」に関するパフォーマンス指標の一部。但し、業種・業態により単純比較は難しいが、ポジティブアクションのパフォーマンス指標の一つとしても有意。
- F4 地域・社会貢献支出額の対経常利益比率(経団連方式;国内外別) ボランティア休暇 制度の有無と取得人数・比率
  - 「地域・社会貢献」項目を前提とした場合に必要な指標。他に、マッチングギフト制度の有無と対支出額割合、主として消費財の場合のコーズ・マーケティングによる売上高と寄付金額など。
- F5 コーポレートガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントに係る方針、計画、 取組みの概要
  - > マネジメント系のきわめて基本的な情報。パフォーマンス指標として、取締役会の 人種・国籍構成比率、社外取締役数、女性取締役数など(欧米評価機関の例)は現 実的でないが、コンプライアンス研修の年間一人当たり時間(役員/管理職/一般社 員別)などはありうる。

## 環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

~環境・社会指標の計測・収集・開示(項目、単位、範囲)の充実に向けて~

## 第四回 調査研究会

日時:2005年1月18日(火) 12:00~14:00 場所:ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 挨拶

環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一(調査主体) 環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦(座長)

- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「SPIの管理項目と単位」の分析説明

今回の調査票の趣旨

ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)

有識者ならびに参加企業の調査票の分析

- ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 5 「SPIの管理項目と項目」の検討

企業側からのコメント 有識者(ステークホルダー)からのコメント 現状認識と方向性に関する全員討議

- 6 関連事項説明 (次回の「全体とりまとめ」に関連して)
- 7 今後のスケジュール (第五回研究会の日程)
- 8 開会

### (配布資料)

- 1. 調査研究会参加者リスト(割愛)
- SPIについての回答の分析」(割愛)
- 3. 「SPIの管理項目と項目」の調査票分析(有識者:問1「どの程度知りたいか」)
- 4. 「SPIの管理項目と項目」の調査票分析(有識者:問2「なぜ知りたいか」)
- 5. 「SPIの管理項目と項目」の調査票分析(企業:問1~4「管理状況、アピール希望」) (割愛)

## 環境・社会パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究会

~環境・社会指標の計測・収集・開示(項目、単位、範囲)の充実に向けて~

## 第五回 調査研究会

日時: 2005年2月8日(火) 13:00~16:00 場所:ニッセイ基礎研究所 2階 第一会議室

## 【議事次第】

- 1 開会
- 2 挨拶

環境省総合環境政策局環境経済課 課長補佐 川野光一(調査主体) 環境監査研究会 代表幹事 後藤敏彦(座長)

- 3 新規参加者の自己紹介
- 4 「EPIの範囲」と「SPIの項目と単位」に関するまとめ案
  - 「EPIの範囲」に関する現状と論点
  - ニッセイ基礎研究所 上席主任研究員 川村雅彦 (事務局)
  - 「SPIの項目と単位」に関する現状と論点
  - ニッセイ基礎研究所 委託研究員 足立直樹 (事務局)
- 5 「EPIの範囲」と「SPIの項目と単位」に関するまとめ案の検討 企業側からのコメント 有識者(ステークホルダー)からのコメント 現状認識と方向性に関する全員討議
- 6 関連事項説明 (次回の「報告書骨子(案)」に関連して)
- 7 今後のスケジュール (第六回研究会)
- 8 開会

### (配布資料)

- 1. 調査研究会参加者リス(割愛)
- 「EPIの範囲」に関する現状と論点(案)(割愛)
- 3. 「SPIの項目と単位」に関する現状と論点(案)(割愛)
- 4. 「EPIの範囲」に関する調査票とりまとめ(割愛)
- 5. 「SPI項目の開示」に関する調査票とりまとめ(割愛)
- 6. 「SPIの項目」に関する調査票とりまとめ(割愛)

## 平成16年度 環境パフォーマンス指標のプロトコルに関する調査研究

# 報告書

## 平成17年3月

調査主体:環境省 総合環境政策局 環境経済課

東京都千代田区霞が関 1-2-2 : 03-5521-8240

調査実施:(株)ニッセイ基礎研究所 社会研究部門

東京都千代田区九段北 4-1-7 : 03-3512-1789